池邊村 郷土誌 下

昭和九年版 復刻

池邊村 郷土誌（下）

昭和九年版 復刻

写本 池邊村郷土誌

下巻

池邊村郷土誌　下巻

転写の凡例

転写者　星田俊一

一、転写し易く且つ読み易くするため頁の枠を縦四糎横一糎拡幅して転写した
　但し行数及び字数に変りは無い
一、字数の都合に依り各表の内一部表の枠を拡幅又は縮小して転写した
　但し表の様式に変りは無い
一、漢字の使い方が一律でないため当用漢字　旧字　異体字が不規則に混在しているが　文意に影響は無いのでその儘転写した
　例、辺＝邊＝邊　国＝國＝囗　同＝仝　会＝會　団＝團
　但し次の漢字は正規の漢字に書直した
　一、年齢を数えるのに使われている「才」は「歳」
　二、異体字の「戝」は「財」
　三、ガリ判書特有の便化文字
　例、間＝间　品＝品　鳥＝鳥

一、判読不可能な文字は □ で表示した
一、明らかに誤字 脱字 余リ字と認められるものは、訂正或いは挿入又は削除して書直した 後日之が考証のため其の箇所を左に列挙す

記

〔・印＝訂正挿入削除〕

頁	行	原本	転写	附記
九	五	仝廿三年一月	仝廿三年十月	一字訂正
一〇	一〇	多良尋常高等小学	多良尋常高等小学校	一字挿入
七五	二	機械	機会	一字訂正
一〇九	七	年次別生徒	年次別生徒教	一字挿入
一一二	六	各科訓項目	各科訓練項目	〃
一一九	九	國民作興詔書	國民精神作興詔書	二字挿入
一二四	一三	社会分化	社会教化	一字訂正
一六八	一六	左の六班に分つ	左の九班に分つ	〃
一七四	一一	第八款 徽章及会議	第七款 徽章及会旗	二字訂正
一七六	一五	戦病者	戦病死者	一字挿入
一七八	一三	工龍山	二龍山	一字訂正

一八〇	一	全滅し	全滅し	一字訂正
〃	九	釋義勇院聖信賢三居士	義勇院聖信賢三居士	一字削除
〃	一二	角保面	角面保	二字訂正
一八三	一	後藤佳実	後藤佳實	一字訂正
一八六	四	井澤彌惣衛	井澤彌惣兵衛	一字挿入
一八七	七	以上六名	以上八名	一字訂正
一八九	九	濃州勢州川々	濃州勢州尾州川々	二字挿入
一九三	一六	義歿者二十七義士	義歿者二十四義士	一字訂正
一九四	一	大正十二年八月	大正二年八月	一字削除
一九七	七	土岐郡末葉	土岐末葉	〃
〃	一四	船年より	船手より	一字訂正
一九九	一六	淨材	淨財	〃
二〇〇	三	年七十七年	七十七年	一字削除
二〇一	四	海濱跡	海濱野跡	一字挿入
二〇三	一	御奉公申上げ	御奉公仕上げ	一字訂正
〃	四	御行所々	御知行所々	一字挿入

二〇五	三	儒佛を修め	二字挿入
二〇七	八	後藤佳実	一字訂正
二一八	八	選資格	一字挿入
二五八	一四	六間切札	〃
〃	一六	六月十九日	一字訂正
二五九	一	新田切入	一字削除
二六二	一四	農民大得安其堵	一字訂正
二六三	四	進民福者地	〃

儒佛の学を修め	後藤佳實	選挙資格
廿六間切札	九月十九日	田切入
農民不得安其堵	進民福者也	

（以上）

池邊村郷土誌　下巻

注釈

転写者　星田俊一

『池邊村郷土誌下巻』の転写に当り、同誌の記述中史実に相違せるもの、或いは記述不足のものを散見す　依って之を注釈し後考の資とせんとす

記

(イ)一七六頁　一五行目～一六行目
「明治三十七、八年日露戦争に應召し満州の野に奮戦し戦病死者となられしは拾四名」

注、日露戦争に於ける戦病死者は十三名であって、他の一名は大正七年乃至十一年シベリア出兵に於ける戦死者である

(ロ)一七七頁　三行目
「明治二十一年十二月現役として鯖江聯隊に入営し」

注、鯖江は現在の福井県鯖江市である　鯖江聯隊（歩兵第三六聯隊）が創設されたのは日清戦争後の明治二九年一二月である　それ以前当地方

方は第三師団（名古屋）第七聯隊（金沢）第三大隊（福井）の管区であった
（本章第一節「管区徴兵」参照）

(ハ)
一七七頁　六行目
「明治二十二年十二月現役として鯖江聯隊に入営し」
注　前記(ロ)の注記に同じ

(ニ)
一八一頁　四行目
「陸軍歩兵一等卒近藤留吉氏」
注、本誌上巻第八章第一節第五項第三目「忠魂碑に祀れる英霊」には、如何なる訳か、右、近藤留吉氏が記載されていない
尚、瑞穂字西條墓地にある同氏の墓碑には次のように刻されている
「第九師団歩兵第三十六聯隊第十一中隊第二小隊従軍、明治三十七年十二月廿八日戦死　俗名近藤梧吉　行年二十二才」

(ホ)
一八一頁　八行目
「陸軍騎兵上等兵勲八等光野助一氏」
注、原本には「陸軍騎兵一等卒勲八等光野助一氏」と記されているがその階級は誤りであるので　右の如く訂正して転写した

(ハ) 一八六頁　三行目～四行目
「工事設計は幕府勘定奉行所出仕の井澤彌惣兵衛正房にもて」

注、井澤彌惣兵衛正房は井澤彌惣兵衛爲永その人である
爲永は治水土木技術の一派紀州流の達人で　将軍吉宗に招れて勘定所新田開発吟味役となつた　享保二〇年（一七三五）八月美濃郡代兼帯を命ぜられ　爲永が美濃国に滞在したのは同年八月より一二月に至る五ケ月に過ぎず　それより三年後の元文二年九月美濃郡代を退いたが美濃在任中三大川を初め各河川を巡視して綿密な三大川分流治水工事の計画を立てて幕府に建言したのである　幕府は直ちに之を実施するには至らなかつたけれど、元文三年（一七三八）三月爲永が病歿してから一六年後に施行された宝歴治水工事は、実に爲永が美濃在任中に企画せる設計に基いて施行されたものであると伝えられている
（「岐阜県治水史」及び「宝暦治水と薩摩藩士」に依る）

(ト) 一八七頁　一三行目～一五行目
「総本部なる元小屋は豪農鬼頭兵内郎（現在記念碑のある地）副本部は根古地新田豪農中島九郎右衛門邸宅（現在池辺小学校所在地）に置き」

注、

現在大巻の薩摩工事役館（元小屋）跡に掲げてある掲示板にも、右と略同様に書かれているが　中島九郎右衛門邸を副本部（第二元小屋）としたという史実は無く、全く根拠のない俗説に過ぎない、後学のためにも左にその考証を記す

(一)『御手伝普請堤方御用留』　〔岐阜県立図書館所蔵〕
〔海津町史料編一掲載〕

是は笠松代官所の堤方役人（現在の土木吏員）が御手伝普請御用に付き、その職務遂行上必要な通達その他を書留めたものである

右の内、元小屋に関するものを次に掲ぐ

「　御手伝小屋場相渡候儀申上候書付

覚

濃州安八郡大牧新田百姓兵内屋敷
一、坪数四千九百坪　　尾州御領
是は右兵内屋敷並居宅添屋共　御手伝方役人相対を以
借請申候　此外左之地面内小屋建足候積
同所続畑

一、坪数千弐拾坪　　右同断
　是は御手伝方役人相対を以借請申候
メ五千九百弐拾坪　　但し元小屋分

（注、外出小屋五ヶ所記すも写略す）

右は濃州・勢州・尾州川々御普請御手伝松平薩摩守御手伝被仰付候に付　書面之通小屋地所　当三日迄に地所引渡申候　尤も空地等之儀も　右役人見分之上、書面畑屋敷地之内に致度由に付相渡申候　百姓建家之地も　是又相対を以当四日迄に借請相済候由　今九日書付差出候に付　右為御届如此御座候　以上

弐二月五日　　（注、美濃郡代）青木次郎九郎

御勘定所

右の書面よりして、九郎右衛門屋敷は元小屋として借請られていない尤も鬼頭兵内屋敷は右書面に見られるように続畑共約二町歩の広さがあり、九郎右衛門屋敷（第二元小屋）の必要は無かったのであろう

(二)『蒼海記』　（名古屋大学図書館所蔵　海津町史資料編一掲載）

是は御手伝普請一之手担当水行奉行高木新兵衛の普請日記である。一四分冊から成り、宝暦四年二月二四日から翌五年五月一二日まで普請に関する事件、往来文書の書留等が克明に記されている。右の内九郎右衛門所に関する部分を抜粋して左に掲ぐ

『宝暦四年戌ノ閏二月廿六日より
蒼海記　二
「――昨夜次郎九郎根古地田止宿に付、今朝罷越候何角及面談――
三月廿二日　高木内膳
高木新兵衛様
高木玄蕃様」
『宝暦四年三月より
蒼海記　三』
「――昨日於根古地新田旅宿、次郎九郎内々にて家来

次左衛門之被申聞候――――

四月三日　　高木内膳

高木新兵衛様

高木玄蕃様

「――――尚亦久左衛門義根古地新田に此節止宿之旨　得と承り候様被仰聞――――」

四月三日　　高木玄蕃

高木内膳

高木新兵衛様

「宝暦四年戌四月

蒼海記　四

「　四月廿日　晴天

一、四ツ頃御出、根古地九郎右衛門所にて御寄合、夫より大牧元固屋え御出、暮合頃御帰被遊候」

（注　高木新兵衛のこと）

「――於根古地新田次郎九郎・久左衛門え引合置候間
右之趣、防州え申達候段――――
四月廿四日　　注（高木新兵衛）御名
高木内膳様
高木玄番様」

『宝暦四年戌五月
蒼海記　五』

「昨日以村継得御意元小屋え御寄合之儀、明後十二日に被
相極候て　只今御番衆より申来候、右は各様迄御知らせ有
之様にと申達候所、私共方へ申来候付、御しらせ如斯御座
候、万々明後日九郎右衛門宅にて可得御意候　以上
五月十日　　吉田久左衛門
高木新兵衛様　　青木次郎九郎
高木内膳様」

「五月十二日　雨

一、今日元小屋御寄合に付、朝五ツ過頃御出、根古地村九郎右衛門所へ御寄合、夫より元固屋へ御越、事て根古地村へ御越、夜に入り横曽根内藤様御旅宿へ、玄蕃様御同道御越、――――――

注ノ、以上右蒼海記に見えるところの「根古地新田止宿」「根古地新田旅宿」「於根古地新田」「根古地九郎右衛門所」等、その記述一定していないが、何れも根古地新田九郎右衛門所のことである

注ニ、吉田久左衛門＝幕府代官（普請現場の最高責任者）
旅宿、石津郡帆引新田
青木次郎九郎＝笠松代官所郡代、二之手兼帯
旅宿　桑名郡和泉新田
高木新兵衛　＝水行奉行、一之手担当
旅宿　中島郡前野村
高木内膳　〃＝水行奉行　三之手担当
旅宿　多芸郡横曽根村

高木玄蕃　＝水行奉行　四之手担当
　　旅宿　石津郡太田村
御番衆　＝幕府より派遣された御目付役四人
防州　＝幕府勘定奉行一色周防守

以上右『蒼海記』の記事よりして、中島九郎衛門の邸宅は幕府方の会所であったのである。当然ながら幕府役人と御手伝方役人が同居するが如きは有り得ないことであるから、御手伝方が此所を副本部として幹部を駐在せしめたいうが如きことは到底考えられない事である。尚代官吉田久左衛門は、宝暦四年四月中九郎右衛門宅に止宿して仮本陣とし、第一期急破定式普請の陳頭指揮に当っていたことが知れる

(イ)一八八頁　二行目
「当時地方民幕府の厳命を恐れて薩摩義士を遇すること甚だ微」
注、右の幕府の厳命が如何なる内容のものであったかは記されていないが恐らく「一汁一菜」の制限等を指すものであろう。この一汁一菜の食事の制限は幕府役人にも厳命されていて、必ずしも御手伝方を冷遇したものではない。これは村百姓の余分な入用をさせない配慮もあった

であろうが、主たるものは村百姓と御手伝方或いは御手伝方と幕府役人或いは村百姓と幕府役人との癒着、談合、賄賂を防止するための幕府の処置であったのである　即ち幕府の通達に基いて堤方役人が次のような申合せ事項を定めている（御手伝普請堤方御用留に依る）

「　申合覚

一、旅宿之儀　所に有合候品を以一汁一菜之外一切不為差出
日々御定之木銭、木代相払　請取書取之可申候――（後略）

一、御手伝方役人より心得違　若金銭、衣類其外酒肴至迄いか様之軽き品にても差越候はゞ　則相返し返事取置可申候
町人百姓に候はゞ　請取書取之可申候　右之上にて次郎九郎殿へ可申上事

一、場所え召つれ候小者には誓詞可申付事、
（注、外三ヶ條記しあるも写略す）

右之通申合候上は――――――――急度相守可申候　以上
戌二月
（宝暦四年）
（右田伴右衛門外九名連印）」

(11)
一八八頁　二行目～三行目
「平田奉行元小屋選定に苦しつゝありし時鬼頭兵内進んで己が邸宅を修理して提供せしは」

注、右の元小屋選定について、薩摩藩の記録であるところの『島津氏世録正統系図』（東京大学史料編纂所々蔵　海津町史資料編一掲載）には次のように記されている、是は宝暦四年正月薩摩藩が幕府勘定奉行一色周防守に差出した伺書に、一色周防守が張紙して回答した文書の覚書である（注、本小屋に関する事項のみ抜粋して写す）

「覚

一、御手伝方居小屋之場所　何頃御引渡被仰付候哉之事

「御張紙、是は青木次郎九郎濃州ヘ罷帰　三月下旬引渡可申候

一、御普請所不案内に付居小屋何方に申付　手配宜敷とは儀難申上候間　相応成場所御差図被成被下候様仕度候事

「御張紙　是は紙面之趣令承知候　於場所次郎九郎より可申談候

L-

右の如く総支配役勘定奉行一色周防守の指示のもとに、美濃郡代青木次郎九郎は、早速元小屋及び出小屋の場所を選定して、次のとおり御手伝方に斡旋した。

「一、元小屋　　根古地新田　九郎右衛門
　　大牧新田　兵　内

　此元小屋に相極り候は〻　出小屋は大薮村八左衛門

一、同　　大薮村　勘右衛門

　此元小屋に相極り候は〻　出小屋は根古地新田九郎右衛門

壱番一、出小屋　新規　　石田村
弐番一、出小屋　　外平野新田　金太夫
三番一、出小屋　　太田新田　武平次
四番一、出小屋　　金廻村

右之通　薩摩役人中立会見分之上　好次第引渡候様被仰渡候
会所之義は　出小屋近所に壱ケ所宛被仰付候積」

斯くして、元小屋及び出小屋の場所とその規模は、前記注釈(ト)の如く御手伝方・持主相対(双方納得の上)を以て、宝暦四年二月四日迄に決定したのである、従って「鬼頭兵内進んで己が邸宅を修理して提供せし」ものではない

(ヌ) 一八八頁 六行目
「寶暦四年三月二十七日」
注、原本には「寶暦四年閏二月二十七日」と記されているが「閏二月」は誤りであるので 右の如く訂正して転写した

(ル) 一八八頁 一〇行目
「仝年三月十三日野村藤蔵家来某義歿」
注、右の「仝年」は「宝暦五年」の誤りであるが、そのまゝ転写した
宝暦治水最初の義歿者は、宝暦四年四月十四日割腹せる永吉惣兵衛・音方貞淵の両名である

(オ) 一八九頁 一三行目
「此工事に義歿したる義士は各寺院に埋葬し其の英霊を弔すること左の如し」
注、本欄には一〇ケ寺埋葬者八〇名が記載されているが この外にも次の

二ヶ寺に四名が埋葬されている
一、羽島市竹ヶ鼻町江吉良　曹洞宗清江寺　三名
一、同　市　同　町　狐穴　小林寺　一名
尚曹洞宗安龍院は明治四二年廃寺となったので、同院の埋葬者九名は本寺である同宗海蔵寺に改葬された

(ワ)一九五頁　八行目より
「天照寺内の義歿者氏名二十七名記載」
注、本欄記載の二十七名の内　天照寺過去帳の記載と相違する箇所のある一六名に付　次の如く訂正又は加筆して転写した
但し割腹・病死の区別についてはそのまゝとす

頁	行目	原本	転写	附記
一九五	九	本田治右衛門	本多治右衛門	一字訂正
〃	一〇	薗田治兵衛	薗田佐治兵衛	一字挿入
〃	一一	伊左知傳右衛門	伊地智傳右衛門	二字訂正
〃	一二	川上彌左右衛門	川上彌三右衛門	一字訂正
〃	一四	八木七郎左衛門	御家中八木七良左衛門	三字加筆二字訂正

一九五	一五	川合瀬兵衛	同	川合瀬兵衛		一字加筆
一九六	一	合村二角		今村二角		一字訂正
〃	二	平田敢負		平田敢負殿		一字加筆
〃	四	平田敢負		平田氏	（二字抹消）一字加筆	
〃	五	伊集院十蔵		伊集院十蔵殿		一字加筆
〃	八	頂信灌受信士		頂法灌受信士		一字訂正
〃	〃	伊集院十蔵		伊集院殿	（二字抹消）一字加筆	
〃	一一	大淫十左衛門		大滝十左衛門		一字訂正
〃	一二	西融義居信士		西融義春信士		一字訂正
〃	〃	仝		寶暦五年	（一字抹消）四字加筆	
〃	一五	覚左衛門		貴嶋源右衛門下人覺左衛門		八字加筆
一九七	二	伊集院十蔵		伊集院殿	（二字抹消）一字加筆	
〃	三	寶五諦林信士		寶國諦林信士		一字訂正

注

2、義歿者二七名の内、二三名を割腹・四名を病死とせるは、如何なる資料に依るものであろうか

左に之に関する各史書の記事を列挙す

一、『天照寺過去帳』
二七名の法名 俗名を歿年月日順に記載して、その冒頭に「薩州侯伊尾川通御手伝之為大牧鬼頭氏にて死去」と記す

二、『岐阜県治水史』
二七名の内、御家中八木七良左衛門、同川合瀬兵衛の両名を割腹と記し、他の二五名は病死と記している

三、『宝暦治水と薩摩藩士』（伊藤 信著）
二七名全部を病死とし、「内二五名は元小屋鬼頭兵内の宅にて病死したものである」と記し、他の二名については何も記していない

四、『養老町史』（通史下）
二七名の内天照寺境内に墓碑のある八木七良左衛門・山口清作・松下新七の三名は割腹ではなかろうかと推定している

(カ) 二〇四頁 四行目
「此の秋に当って兵内は私かに思へらく」
注 吉兵衛の三男長義（別名吉之丞）は兵内と改名 以来大牧鬼頭家は代々兵内を襲名した。薩摩士事の兵内は三代目兵内（本名義雄）である

(ヨ) 二〇四頁　九行目
「幸我に三反八畝の宅地と之に叶ふ住宅あり」
注、右の三反八畝の宅地は、先々代兵内が文吉兵衛と共に大牧新田を開発した恩賞として除地（免租）された宅地の反別であって、宅替薩摩工事当時の反別では無い。宅替薩摩工事の元小屋として提供した宅地は前記注釈(ト)のとおり、四千九百坪（一町六反三畝一〇歩）もある広大な邸宅であった

(タ) 二〇四頁　一〇行目
「之を提供して義士の起居に憩せんと直ちに之を修理して本陣とす」
注、兵内居宅の修理は御手伝方薩摩義士が修理或いは造次（増築）して元小屋に充てたもので、兵内が修理或いは増築したものでは無い
即ち、御手伝方役所（総奉行平田敬貞）が元小屋を引揚げる際、兵内方に差遣わした『元小屋借受礼物遣書』（後記注釈(レ)）の別紙『元小屋規模書上』に依ると、本宅（七〇帖）の外に、長屋、土蔵を改装して畳敷とし、更に建物九棟（坪数六三坪半）を造次（増築）し、本宅・長屋・土蔵、造次（増築）合せて、その畳数は三三九帖に及んでいる

(ル)二〇四頁　一一行目
「斯くして工事は竣功し其の功労により賞として左記を賜へリ」
注、これは幕府の論功行賞では無い
即ち、御手伝方役所（総奉行平田靱負）が元小屋を引揚げるに際して邸宅を借受けた御礼の礼物として、鬼頭兵内並びにその子七之丞（後の四代目兵内）方へ遣したものである。当時兵内五〇歳七之丞二一歳であった
尚、原本には「一、金子貳拾両（同七之衛門へ）」と記されているが、これは「同七之丞方へ」の誤りであるので訂正して転写した
次に之が考証のため、南濃町駒野住第十一代鬼頭時義氏所蔵の右正本を掲ぐ　但し「別紙」の元小屋規模書上は写し省略した。これに付いての大要は前記注釈(タ)のとおりである
『元小屋借受礼物遣書』（養老町史通史下及び同史料編下掲載）
「一、金子五拾両
一、太平布三疋
一、毛氈弐枚

一、金子弐拾両　　惣頭兵内方え

同七之丞方え

右者、御手伝御普請に付、元小屋に家屋鋪借受、去春已来長々之儀に候に、何も首尾能相済候に付、為祝物右之通遣申候、且又元家造添小屋敷付迄不残是又別紙書付之通遣申候　以上

（宝暦五年）
亥　五月

御手伝方役所

（ハ）二五八頁　九行目
「第一項　水害」

注、本項には江戸時代当村の水害について四件のみ記されているが、当地方の低湿地帯に於いては、昔から「三年一穫」と言われているように頻々と洪水や湛水の被害を蒙った。即ち次の文書よりしても、大凡当地方江戸時代の水害を察知することができる

『堤丈夫付普請願』　（上之郷　近藤　稔氏所蔵　養老町史々料編下掲載）

「　乍恐書付を以奉願上候事

一、多芸輪中御高壱万五千石余、村数弐拾九ヶ村之儀、元文(三年)午より五拾余ヶ年之内に三拾余ヶ度入水仕ー（中略）ー然る処右三拾余ヶ度切入之内　弐拾余ヶ度は津屋川通大垣領御堤凡長千八百間程之内にて切入ー（中略）ーーーー依之何卒御見分之上　御目鏡を以切入相遁候様丈夫付御普請被　仰付被下置候様一統奉願上候　以上

寛政八年辰正月(一七九六)　　鈴木門三郎代官所

根古地新田

笠松　御役所

注、（外二〇ヶ村　連署略す）」

(ハ)二五八頁　一一行目

「寛永二年（二三六五）駒野新田切入」

注、原本には「安永二年（二三五六）駒野新田切入」と記されているが

誤りであるので　右の如く訂正して転写した

(ネ)二五九頁　一行目につづく

注、安政七年（万延改元西暦一八六〇）の大洪水が記されていないので左にその記録を掲ぐ

ハ『岩道村常性寺過去帳』記録（養老郡志掲載）

安政七年五月十二日朝徳田新田堤切入　同九ツ（十二時）頃船附村堤切る　此洪水は前代未聞にて広幡村常性寺本堂下陣にて五尺程内陣上段の上二尺斗り庫裡台所にて鴨居の上五寸程つき、其困難言ふ可からず　世に此洪水を舟附切と稱し里民の恐怖する所」

ニ、『根古地村稱名寺過去帳』記録

安政七年申（さる）歳五月十二日　船付切れにて入水　前代二ツ無洪水　御堂天井上迄水付にて　羅綱悉く流失致す」

右記録よりして其の浸水位は、昭和三四年（一九五九）根古地堤切入の洪水よりも約三メートルも高い大洪水であった、恐らく一般民家は悉く水没して多芸輪中は一大湖水の様相であったと想像される

(ナ)二五九頁　七行目

「明治十七年（一二五四四）七月十六日、」
注、原本には「十一月十六日」と記されているが誤りであるので　右の如く訂正して転写した
尚、この洪水について『根古地稱名寺過去帳』には、次のように記録されている
「明治十七甲申（きのえさる）年七月十六日　徳田新田大跡新田二ヶ所切れ、十七日午前十時西堤（根古地新田津屋川受堤）切れ水害相成候」

(ラ)二五九頁　一一行目
「明治二十九年（一二五五六）押越及駒野新田入水」
注、この洪水は明治二九年（西暦一八九六）七月二一日及び九月九日の二度の洪水で　明治期に於ける西濃地方最大の洪水であった。殊に九月九日の洪水は其の直後の一一日暴風が襲来して一層その被害を大きくし、西濃地方に於ける流失家屋三、七〇〇余軒に及ぶ大惨事となった
尚、この洪水について『根古地稱名寺過去帳』には、次のように記録されている
「明治二十九年七月廿一日午後四時、徳田新田堤切れ水害に相成、

八月三十日夕暴風に付仮堂所樹木たおれ、九月九日再水害　駒野新田堤切れ、前代未聞の深水に付本堂床下陣にて凡七尺程、同月十一日夕暴風に付、本堂御卓類悉皆こわれ什物等も水附となる

（以下略）」

又『根古地天照寺過去帳』には「明治二十九年洪水、本堂床上一尺五寸浸水」と記録す

右諸記録よりして其の浸水位は昭和三四年（一九五九）根古地堤切入の洪水よりも約一、五メートル乃至二メートル高かったものと推定される

未だ三川分流工事完成以前には、一旦洪水となるや、木曽、長良二大川の河水が揖斐川に流入し、西濃地方に大きな水害をもたらしたのである

(ム)二六一頁　一六行目

「揖斐川改修工事成功記念碑」

注　右の揖斐川改修工事とはどんな工事であったのであろうか、このことについて、此処では何も触れていない、況してや此の記念碑に

は一言半句の碑文も刻されていない。茲に於いて『岐阜県治水史』その他の文献に依り、揖斐川改修工事の概要を尋ね之が成功記念碑建立の意義を考えて見ることにする

揖斐川改修工事は、木曽川下流改修工事（自明治二〇年至明治四五年継続）の一環として施工されたもので、その内三川分流に直接関係のない松ノ木（三重県長島輪中北端）より上流の揖斐川改修は第三期工事として、三川分流完成後本格的に工事が進められ明治三八年竣功した。次に第三期揖斐川改修工事の概要を記す

(1) 三重県七郷輪中内引堤（川巾拡張）凡そ三、六粁
(2) 太田輪中内太田～田鶴間引堤（川巾拡張）凡そ二、四粁
(3) 高須輪中内福岡～安田間築堤（新川敷）凡そ五、八粁
　これに伴って旧左岸堤を背割堤とし津屋川を分流する
(4) 高柳～福岡間旧揖斐川締切堤凡そ〇、八粁
　これによって旧揖斐川筋の高柳～山崎間は津屋川筋となり、小坪地先の合流点が引下げられる（川下げという）ことに依り、津屋川羽根谷、多芸輪中の悪水排除が容易となる

(5)松内(柿内)～今尾間築堤凡そ一、〇粁
これによって大巻堤外地(元大牧)に新川敷を開き、大榑川を遮断(但し閘門を設置)同川を福東輪中の内川とする
(6)福東輪中内福東～松内(柿内)間築堤(新川敷)凡そ五、五粁
これに伴って旧左岸堤を背割堤とし牧田川を分流する
(7)今福～福東間旧揖斐川締切堤凡そ〇、四粁
これによって旧揖斐川筋の船付～大巻間は牧田川筋となり、船付地先の合流点が引下げられる(川下げという)ことに依り、牧田川並びにその支派川及び大垣輪中水門川の流下が容易となる
(8)古宮輪中、牧輪中、墨俣輪中(東海道線以南)築堤又は引堤七ケ所(新川敷又は川巾拡張)凡そ延一一、五粁
偖、この記念碑が建てられた明治三五年一月には、未だ揖斐川改修工事の全部は完成していない、然るにこの碑には「揖斐川改修工事成功記念碑」と題されてあるのは如何なる訳であろうか、それは前記工事の内、これより下流の工事(前記(1)(2)(3)(4))が、これより上流の工事(前記(5)(6)(7)(8))に先立って竣功し、それを記念したものであることは

此の場所が旧揖斐川締切堤の起点であること及び此の碑の建立が多芸輪中有志に依るものであることからしても明白である。換言すれば此の記念碑は「津屋川分流工事成功記念碑」と言うべき歟。

多芸輪中は前述（注釈(チ)）の如く　幾度となく津屋川堤決壊に因る洪水に辛酸を嘗めてきた。その要因は大榑川より流入する長良川の溢水と　揖斐川、津屋川の流水が、此の小坪地先で押合い澎張して津尾川に逆流することに因るもので、此の辺りは多芸輪中最大の難所であった当に此の記念碑は、たとへ何んの碑文も刻されてなくとも、多芸輪中全住民（特に農民）の三百年来悲願成就の歓喜と感謝の象徴なのである

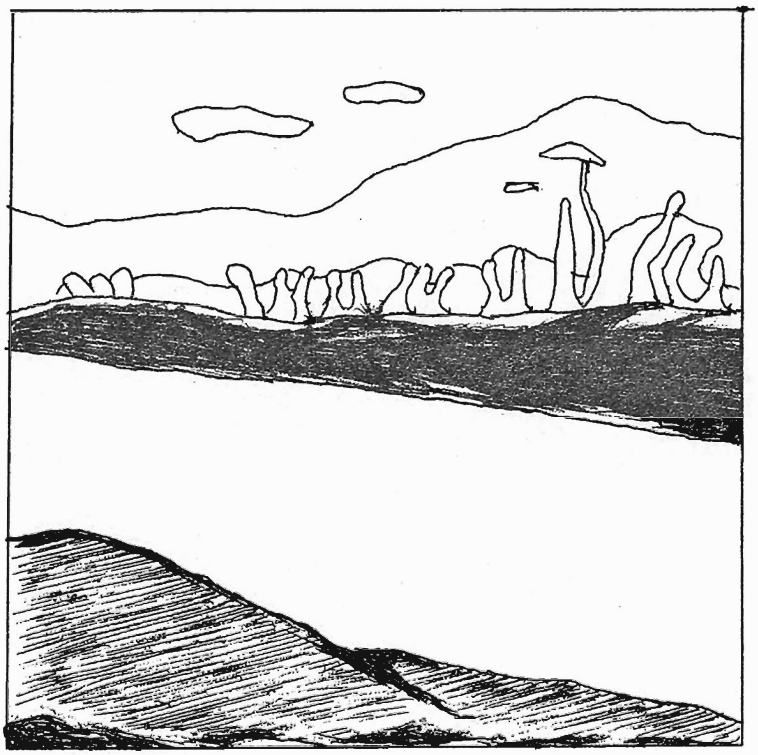
(ウ)二六二頁　四行目
「木曽長良揖斐三川改修工事は明治二十一年頃より起工し明治三十二年に至りて完成し」

注、明治三十二年は主工事であるところの三川分流工事が完成した年であって、改修工事全体が完成した年ではない（前記注釈(ム)及び上巻注釈(チ)参照）

（以上）

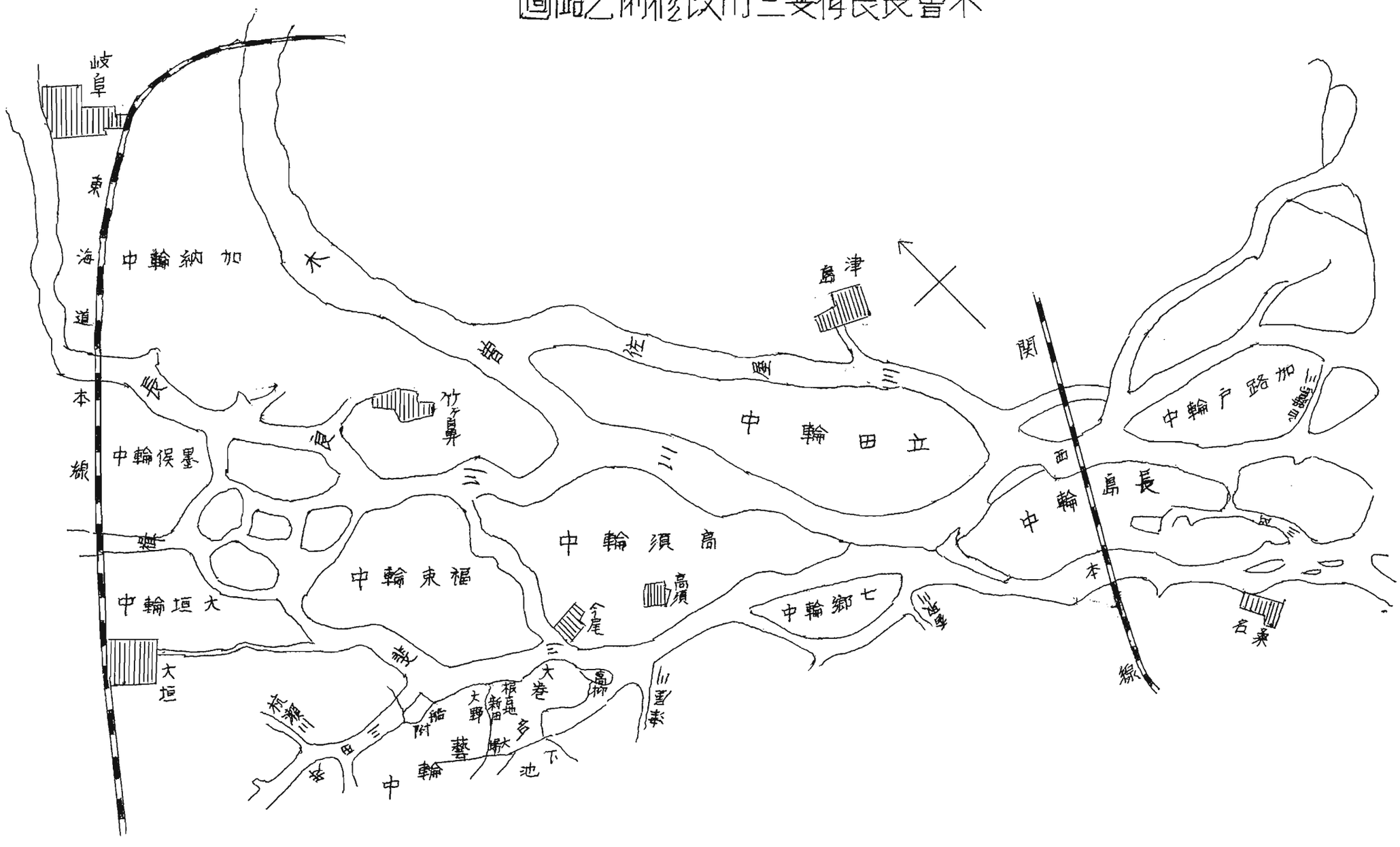
池邉村郷土誌

下巻



2594－11·3

木曽長良揖斐三川改修前之略圖


岐阜
東海道本線
加納
中輪
木曽
長良
竹ヶ鼻
墨俣
中輪
大垣
中輪
大垣
福束
中輪
高須
中輪
今尾
三川
三川
三川

木曽長良揖斐三川改修後之略圖

新堤　旧堤

岐阜
笠松
郡葉稲
郡島中
佐屋川
木
境川
郡島羽
長
曽
良
川
大
揖
川
郡津海
油島
縣阜岐
縣知愛
縣重三
郡名桑
伊勢海
西
郡海
東
立田輪中
加路戸輪中
関西本線
長島輪中
大垣
大垣輪中
今尾川
太田
中輪郷七
茜部
大野
船附
大巻
根古地新田
多芸輪中
下池
養老郡
西駒野
津屋川
高須輪中
杭瀬川
高須輪中
鳥江

池邊村鄉土誌　下巻目次

第九章　教育 ……一

第一節　學校教育 ……一
第一項　池邊尋常小學校 ……一
第一目　所在地 ……一
第二目　沿革 ……一
第三目　歷代校長略歷 ……七
(一)大巻撲玉学校 ……七
(二)根古地育雛学校 ……八
(三)池辺尋常小学校 ……九
(四)池辺高等小学校 ……九
第四目　職員進退異動 ……一二
第五目　職員数学級数編成並に児童数 ……一八

第六目　昭和九年学級担任一覧表 ……二〇
第七目　就学及出席歩合 ……二一
第八目　学校経費 ……二二
第九目　学務委員移動表 ……二五
第十目　小学校施設経営の現況 ……二七
(一)我が校教育の根本方針 ……二七
一、教育に関する勅語 ……二七
二、小学校令第一條 ……二七
第一児童身体の発達 ……二九
第二道徳と國民の基礎教育 ……二九
第三生活に必須なる普通の知識技能の啓発 ……三〇
三、忠孝 ……三二
(二)我が校教育の三綱領 ……三三
一、徳育の尊重 ……三三
第一我が國小学校教育の目的と徳育 ……三四
第二児童と徳育 ……三四

第三徳育と他の教育 …… 三五
第四日本に反れ …… 三六
二、師弟の尊信 …… 三八
第一教育に於ける教師の地位 …… 三八
第二教師の修養 …… 三九
第三教師の尊信敬と愛 …… 三九～四〇
三、知行の合一 …… 四一
第一教育の方法に於ける知と行 …… 四一
第二知行合一 …… 四一
四結 …… 四二
(三)訓練 …… 四二
一、方針 …… 四二
二、綱領 …… 四四
三、施設 …… 四四
第一聖訓の奉戴 …… 四四
第二訓練の統一 …… 四五

第三 心操の啓培 …… 五三
第四 実践指導 …… 五八
第五 其の他 …… 五九
(四) 教授 …… 六〇
一 根本方針 …… 六〇
二 細領 …… 六三
三 施設 …… 六六
第一 統一方面 …… 六六
第二 修得方面 …… 六八
第三 発表方面 …… 六九
第四 調査方面 …… 七一
(五) 養護 …… 七一
一 方針 …… 七一
二 細領 …… 七三
三 施設 …… 七五
第一 消極的方面 …… 七五

第二積極的方面……八一
(六)職員……八三
一信條……八三
二校務整理……八三
三勤務……八八
四修養施設……八八
五社會關係……九〇
(七)年中行事……九〇
池邊農業補習學校……九五
所在地……九五
沿革……九五
歷代校長並職員數……九五
學級編成……九六
補習學校經費……九七
出席歩合……九八
施設經營の現況……九八
第二項
第一目
第二目
第三目
第四目
第五目
第六目
第七目

第二節
第一項
第一目
第二目
(一)教育方針……九八
(二)綱領……九九
(三)教授……九九
一方針……九九
二施設……九九
(四)訓練……一〇〇
一方針……一〇〇
二施設……一〇〇
(五)体育……一〇一
一方針……一〇一
(六)各科教授方針……一〇一
(七)池邊農業補習学校学則……一〇二
社會教育……一〇七
池邊村青年訓練所……一〇七
所在地……一〇七
沿革……一〇七

第三目　歴代職員……一〇七
(一)歴代主事……一〇七
(二)歴代指導員……一〇七
第四目　年次別生徒数並出席歩合……一〇九
第五目　訓練所経費……一一〇
第六目　施設経営……一一〇
(一)目的……一一〇
(二)教育方針……一一〇
(三)訓練綱領……一一一
(四)指導員規箴……一一一
第七目　各科訓練項目と訓練要旨……一一二
(一)訓練要旨……一一二
(二)訓練季節訓練日及始終の時刻……一一三
(三)各科教授方針……一一三
一、修身及公民科……一一三
二、数学科……一一四

三國語科 ―― 一一四
四國史及地理科 ―― 一一五
五理科科 ―― 一一五
六農業科 ―― 一一五
七教練 ―― 一一六
(四)訓練の実際 ―― 一一六
一、指導員の聯絡統制協議 ―― 一一六
二、個性調査 ―― 一一七
三、訓練始め儀式教育 ―― 一一七
四、訓練所報徳会 ―― 一一八
池邊村青年団 ―― 一一九
池辺村處女会 ―― 一二〇
池辺小学校少年団 ―― 一二二
報徳会 ―― 一二三
縣仏教會養老郡支部池邊村分会 ―― 一二四
沿革 ―― 一二四
第二項
第三項
第四項
第五項
第六項
第一目

第二目　會計 ……一二四
第三目　縣佛教會養老郡支會役員 ……一二七
第四目　分會役員 ……一二七
第五目　年中行事一覽表 ……一二八
第六目　申経一覽表 ……一三〇
第七目　佛教講演会其の他 ……一三一
第八目　縣佛教會總會 ……一三三
第九目　表彰 ……一三四
第十目　池辺村佛教水曜日学校 ……一三五
第十一目　第七項　(一)沿革 ……一三五
(二)會則 ……一三五
(三)夏季学校 ……一三七
(四)実施要項 ……一三九
(五)夏季学校出席表 ……一四二
盆踊リ ……一四三
池辺村教育会 ……一四六

第一目　設立 ---- 一四六
第二目　會則 ---- 一四六
第三目　役員 ---- 一五〇
第四目　本会の事業 ---- 一五二
第八項　赤十字社 ---- 一五六
第九項　救済会 ---- 一五六
第十項　愛國婦人會 ---- 一五七
第十一項　國防婦人會 ---- 一五七
第一目　発會式 ---- 一五八
第二目　會則 ---- 一五八
第三目　役員及會員数 ---- 一六一
第三節　新聞 ---- 一六二
第十章　社會事業 ---- 一六二
第一節　幼時保育事業 ---- 一六二

第一項　農繁期保育園……一六二
第二項　池辺村農繁期託児所……一六三
第三項　昭和三年以後の池辺村農繁保育園……一六四
第一目　昭和三年度より仝五年度までの保育園開設箇所……一六四
第四目　最近四年間の農繁期保育園……一六四
第二節　表彰……一六五
軍事救護事業……一六六
第十一章　兵事……一六六
第一節　管区徴兵……一六六
第二節　徴兵検査の状況……一六七
第三節　在郷軍人池辺村分會……一六八
第一項　創立……一六八
第二項　會則……一六八
第三項　役員及現在會員数……一七六

第四項　事業……一七六
第四節　戰病死者……一七六
第五節　殊勲者……一八二
第六節　上海事変出動軍人……一八三
第七節　現役兵……一八五
第十二章　史蹟……一八五
第一節　宝暦治水薩摩工事……一八五
第一項　薩摩工事……一八五
第二項　役割決定と義士の発足……一八七
第三項　本小屋と出張小屋……一八七
第四項　工事着手と其の困難……一八八
第五項　平田総奉行自盡……一八九
第六項　工事竣功届……一八九
第七項　義歿者……一八九

第二節 役館遺趾平田靱負終焉地の記念碑 一九〇
第一項 記念碑建設の動機 一九〇
第二項 記念碑建設経過 一九一
第三項 建碑収支決算 一九二
第四項 史蹟指定地 一九二
第三節 薄土三昧義士の碑 一九三
第一項 建碑由来 一九三
第二項 天照寺内の義歿者氏名 一九六
第四節 古城砦 一九七
第一項 大葉城 一九七
第二項 根古地城 一九七
第五節 伊勢暴動 一九七
第十三章 人物 一九九

第一節　故人

一伊山和尚……一九九
二山田正悦……二〇〇
三鬼頭吉兵衛……二〇〇
四鬼頭兵内……二〇三
五藤原徳亮……二〇五
六中村法權……二〇五
七後藤佳實……二〇七
八関戸五作……二〇八
九水谷演達……二〇九

第二節　現代

一山田貞策……二一一
二伊藤清次郎……二一四
三館登……二一四
四松永長九郎……二一五
五横山正治……二一七

六片野弥三郎 ……二一八
第十四章 警察 ……二一九
第一節 駐在所 ……二一九
第二節 犯罪者数調 ……二一九
第三節 変死者調 ……二二一
第四節 消防 ……二二二
第一項 沿革 ……二二二
第二項 規約 ……二二三
第三項 役員氏名 ……二二五
第四項 各部役員及消防手数一覧表 ……二二五
第五項 各部役員氏名 ……二二六
第六項 警備費 ……二二七
第七項 火災度数調 ……二二八
第八項 火災信号 ……二二九

第十五章　衛生……二三〇

第一節　衛生組合……二三〇
第二節　清潔法……二三〇
第三節　豫防法……二三〇
　第一項　種痘定例……二三〇
　第二項　チブス予防……二三〇
第四節　傳染病……二三一
　第一項　傳染病患者狀況一覽表……二三一
　第二項　傳染病患者月別比較……二三三
　第三項　傳染病患者年齡比較……二三四
　第四項　傳染病者病名及死亡者比較表……二三五
第五節　死亡者累年月別比較……二三六
第六節　隔離病舍……二三七
　第一項　隔離病舍沿革……二三七

第二項　隔離病舍面積……二三七
第三項　隔離病舍常設費……二三七
第七節　衛生機關……二三八
第一項　醫師産婆……二三八
第二項　衛生講話……二三八
第三項　衛生行事……二三八
第八節　高齡者調查……二三九
第十六章　褒賞……二四一
第十七章　雜纂……二五五
第一節　民謠……二五五
第二節　方言……二五六
第三節　天災地変……二五八
第一項　水害……二五八

第二項　地震……二五九
第一目　家屋災害表……二六〇
第二目　救助を受けたる人員及救助金……二六〇
第三目　救助種別……二六一
第四節　記念碑……二六一
第一項　揖斐川改修工事成功記念碑……二六一
第二項　池辺村北部耕地整理成功記念碑……二六二

池邊村鄉土誌　下巻

第九章　教育

第一節　學校教育

第一項　池邊尋常高等小學校

第一目　所在地

所在地　池邊村大字瑞穗

第二目　沿革

抑〻本校の創立は明治三十年十月なれども其の以前に遡りて沿革を尋ぬれば最初明治五年八月學制頒布せらるるや村民教育の一日も忽に附すべからざるを自覺し翌年六月大巻村智通寺堂宇を假校舍とし璞玉義校を仝年九月根古地村天照寺御堂を假校舍とし育雛義校を創立す　璞玉とは晉山濤傳に「玉成目濤如璞玉渾金人皆欲其寶莫知名其器」により育雛とは幼兒を教養する恰雛兒を育つるが如しの義によれり、通學兒童教約六十名、教員三名教科目は読書作文習字算術の四科目にて下等上等各四年計八年を以て修業年限としたり、然して各學年は一學年

二學年と称せずして一局二局と称し居れり　翌七年智通寺の北に校舎新築、本
幸明治九年十一月伊勢暴徒の為に放火せられ校舎灰燼となる。翌十年二月現場
に仮校舎を建て間もなく新校舎を建つ、當時職員三名學級数四児童数約八十人
同十五年五月職員四名學級数四就學児童数百五十人、初等科中等科各三年上
等科二年計八年を以て修業年限とせしが上等科を修むるもの甚だ希なりき。仝
十九年小學校令発布に従ひ大巻村外五ヶ村(大巻根古地仝新田釜段駒野新田大場)経
済共通となり大巻尋常小學校と改稱し仝時に根古地新田外四ヶ村立育雛學校を廃
し右大巻分校とす　當時本校は職員四名學級数四児童数約二百餘名教科目は修
身読書作文習字算術分校は根古地簡易科學校と稱し職員二名児童数約百名初等
科中等科の教程を授く　同二十二年十月町村制実施に際し再び分村し根古地分
教場独立す　同二十四年十月二十八日前古未曽有の大震にあひ校舎倒潰休校の
止むなきに至れり、仝二十九年空前の大水害にて校舎全部波濤のために一掃せ
られ大巻の一民家を假校舎とす
育雛學校は根古地新田外四ヶ村(四ヶ村とは根古地大場釜段駒野新田を云ふ)を校下と
す　児童数約五十名翌七年腸屋昌貞の宅前に新築校舎を建つ、當時修業年限は
下等小學四年上等小學四年計八年學級数四教員数二教科目は修身読書算術習字

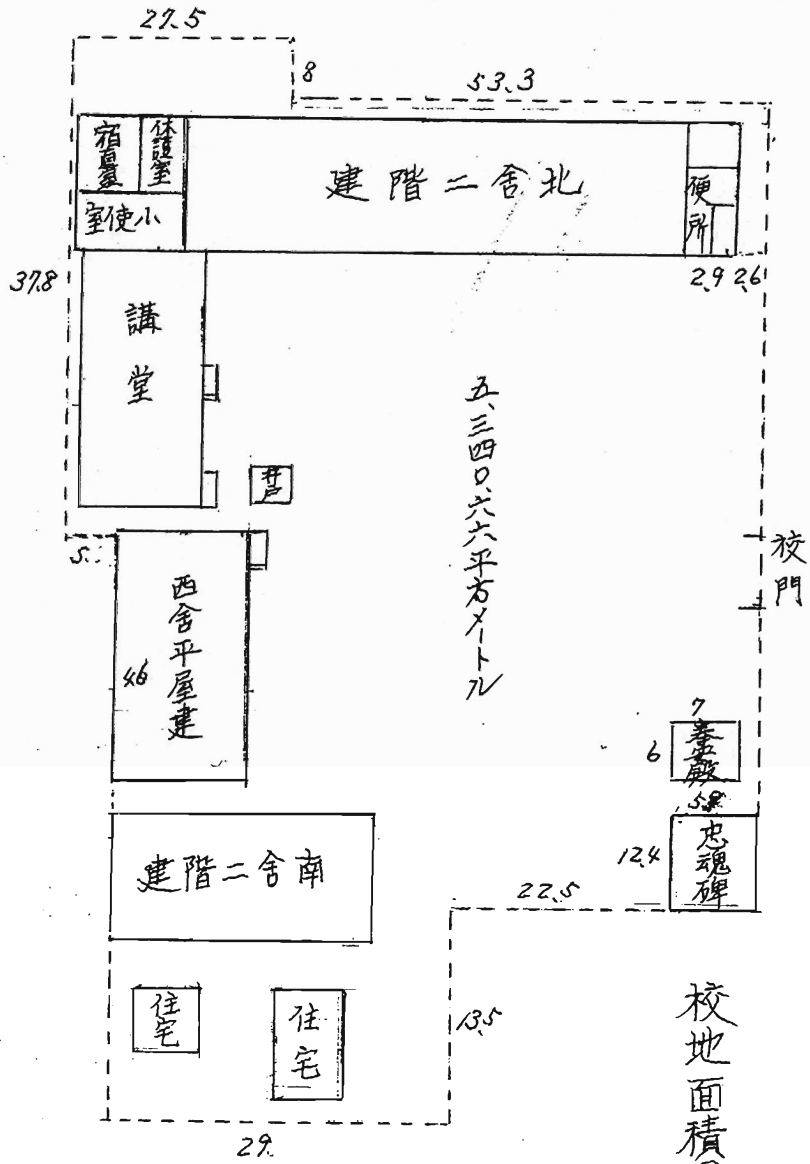
作文児童数百六十名　仝十六年頃には修業年限は初等科三年中等三年高等二年計八年何等生何教場と稱したり　教員数三名又は四名の為に教場掛持をなす教科目は読書作文習字算術修身にして地理歴史等も教授したり　仝十九年大巻尋常小学校分校となる　仝二十二年十月町村制実施に伴ひ独立して根古地小学校と改稱す　学級数二教員数二児童数百名　明治二十四年大震災により校舎倒潰　仝二十五年三月假校舎にて授業をなし二十六年に改築す　仝二十九年空前の大水害に逢ひ校舎一朝にして靏神の為めにさらはれ根古地村高橋太助の蚕室を借りて校舎に充つ

明治三十年四月郡制実施の際大巻村外五ヶ村を池邊村と改稱せし為仝年十月大巻尋常小学校と根古地尋常小学校を合併して池邊尋常小学校と改稱し駒野新田に分教場を置く　當時本校は大巻足立氏の住家を假校舎に充つ　学級数四教員数四児童数二百二十四名修業年限四ヶ年仝三十年十月七日勅語謄本下賜仝三十一年三月根古地新田(現在瑞穂と稱す)字舛池に校舎新築仝六月一日落成　工費金二千五百有余円　本校教育の道大いに進み仝三十三年三月に至り駒野新田に分校を設置す　翌三十四年四月駒野新田分校を改めて分教場とし一学級を編成し教員一名を置き尋一より尋三まで凡四十名を教育す　仝三十六年五月新に農業補習

学校を設立し教育す　仝三十六年九月分教場に寄附金を以て風琴を備付く　仝三十七年亦も日露の戦役に当り経費節約の結果分教場を廃し全部本校へ通学せしむ　仝三十九年に至り大戦役の終了と共に直ちに分教場を再開す仝四十一年分教場校舎の新築運動場の拡張をなす　本校に於ては仝三十九年運動場六十餘坪を増す　仝四十二年学制改正の結果義務教育を六ヶ年とし新に尋常科五学年を置き仝四十三年六学年を置く、分教場と共に学級七児童数三百五十名を算するに至れり依て教室不足のため仝四十三年四月西方に三教室の平屋を増築□□□□入学児童増加し校舎益〻狭隘を告げ旧校舎の設備不完全を感ずることになり依つて仝四十五年二月本村會に提議し満場一致にて改築の決議をなし仝年七月岐阜縣指令第三九三三号を以て認可、大正元年十一月土木工事着手仝二年四月基礎工事着手五月柱立を始め九月二日全く工事を完了し仝月七日落成式を挙行せり　此總工費金一万五百二十円二十二銭　時勢の進運に伴ひ仝五年四月高等科を併置し池邊尋常高等小学校と改稱す　当時の学級数八教員数八名児童数　四百五十三名更に四月校舎南方に土地六十坪を購入して教育住宅を建設す、経費三百餘円、仝六年十月八日　大正天皇皇太后陛下の御影奉戴、当時の学級数九教員数九名児童数四百九十八名仝十四年四月学級数十教員数十名児童数五百三十

人となり教室狭隘を感ずるに及び翌十五年二月増築の議出で村會一致を以て可決仝年四月五日教員住宅移轉工事に着手仝七月二十二日基礎工事着手翌昭和二年五月南校舎の二階建増築並屋移轉工事完了し仝月十四日落成式を挙行せり。總工費一万二十円、仝三年三月分教場に教員住宅建設仝年十月五日両陛下の御影奉戴仝六年一月二十六日御影奉還仝年一月三十一日御影奉戴仝七年五月着工せし奉安殿は昭和八年五月二十六日工事全く成り仝二十八日落成式挙行總工費一千二百円内職員児童寄附金二百二十一円五十八銭他は村費

斯くの如く本校の教育は年と共に益〻進歩発達し学級数十四児童数五百八十人を算するに及び運動場の不足講堂の必要を生じ茲に一万円の予算にて校舎増築移轉工事の議出で昭和八年三月二十七日村會一致を以て議決せら礼現在仝工事進歩中なり、仝完成後の面積左図の如し


27.5
8
53.3
宿直室
住職室
小使室
北舎二階建
便所
2.9
2.6
37.8
講堂
井戸
五、三四〇、六六平方メートル
校門
5
西舎平屋建
46
7
6
奉安殿
5.8
忠魂碑
12.4
22.5
南舎二階建
住宅
住宅
13.5
29
校地面積図表

第三目　歴代校長略歴

大巻璞玉学校（明治六年六月より）

就任年月	退任年月	期間	略歴	氏名
明治六年六月	仝八年十月	二年四ヶ月	海津郡今尾町に生れ士族	大野稔
明治八年十月	仝十一年八月	二年十ヶ月	本村大巻に生れ明治八年八月岐阜師範学校卒業	小出市太郎
明治十一年八月	仝十五年五月	三年九ヶ月	海津郡高須町に生れ士族	大橋英太郎
明治十五年五月	仝十九年十一月	四年六ヶ月	海津郡今尾町に生れ士族	佐溝光基
明治十九年十一月	仝廿二年十月	二年十一ヶ月	海津郡今尾町に生る	佐土根半太郎
明治廿二年十月	仝廿四年十月	二年	略	佐溝光基
明治廿五年六月	仝廿年十月	五年四ヶ月	今尾町士族	織田信喜

(二)根古地育雛学校（明治六年九月より）

氏名	略歴	期間	退任年月	就任年月
川口某				
野村琢				
長谷川利忠	海津郡高須町生 岐阜縣准訓導		明治十六年六月	
藤本泰通	海津郡高須町生 明治八年八月 小学師範科卒業	三年五ヶ月	全十九年十一月	明治十六年六月
佐溝光基	海津郡今尾町に 生士族	三年	全廿二年十一月	明治十九年十一月
左土根半太郎	海津郡今尾町に 生る	三年四ヶ月	全廿六年三月	明治廿二年十一月
松永鼎	本村大場に生る	二年一ヶ月	全廿八年四月	明治廿六年三月
菱田松雄	海津郡今尾町に 生る	二年六ヶ月	全三十年十月	明治廿八年四月

略歴

(三)池邊尋常小学校（明治三十年十月より）

就任年月	退任年月	期間	略歴	氏名
明治三十年十月	仝廿二年三月	一年五ヶ月	海津郡高須町生 礼にて士族	藤江正
明治廿二年三月	仝廿三年十月	一年七ヶ月	海津郡海西村の 生礼	田中澄次郎
明治廿三年十月	大正六年三月	十六年五ヶ月	略歴は次に記載	松永長九郎

(四)池邊歸帰小学校（大正五年四月一日より）

就任年月日	退任年月日	期間	略歴	氏名
大正六年三月廿四日	仝十年三月廿一日	四ヶ年	次に記載す	久保田拙耳
大正十年三月廿一日	仝十一年三月廿一日	一ヶ年	仝右	奥村清之助
大正十一年三月廿一日	仝十三年三月廿一日	二ヶ年	仝右	吉田貞造
大正十三年三月廿一日	仝十四年一月廿日	十ヶ月	仝右	久保田拙耳
大正十四年二月六日			仝右	山幡庄平

松永長九郎氏は明治七年一月十一日大場に生れ旧名を栄次郎と称したり　明治二十九年三月廿一日岐阜縣師範学校乙種講習科を修了して山縣郡掛尋常小学校准訓導を拝命し今尾尋常高等小学校船附高等小学校を経て明治三十三年六月二十二日池邊尋常小学校訓導に任ぜられ仝十月十二日池辺尋常小学校長兼任を命ぜらる　仝廿六年六月二十六日池辺農業補習学校長兼任　大正六年三月廿一日病気退職、大正六年四月在職中の慰労賞銀盃料金五拾円受領

久保田拙耳氏は明治二十二年七月九日日吉村橋永に生れ明治四十三年三月廿日本縣師範学校本科二部を卒業し本郡多良尋常高等小学校小畑尋常小学校沢田尋常小学校の各訓導を勤務し大正四年九月九日本校訓導に任命せられ仝六年本校々長兼務を命ぜらる　仝日池辺農業補習学校長兼訓導兼任　仝十年三月廿一日小畑尋常高等小学校訓導兼校長に轉任

奥村清之助氏は明治二十一年五月九日日吉村字田に生れ明治四十三年三月廿日本縣師範学校本科第二部を卒業し安八郡関東尋常小学校の訓導を不破郡長松尋常高等小学校の訓導仝郡綾里尋常小学校訓導兼校長本郡石畑尋常小学校訓導兼校長を勤務して仝十年三月廿一日本校訓導兼校長に任ぜらる　仝日池邊農業補習学校長兼訓導に兼任仝十一年三月廿一日上多度尋常高等小学校訓導兼校長に轉任

吉田貞造氏は明治十一年五月一日牧田村大字牧田に生れ明治三十四年三月廿日岐阜縣師範学校を卒業し不破郡今須尋常高等小学校訓導仝合原尋常高等小学校訓導兼校長養老郡多良尋常高等小学校訓導兼校長安八郡大垣町久瀬川尋常高等小学校訓導本郡牧田尋常高等小学校訓導兼校長恵那郡苗木尋常高等小学校訓導兼校長本郡牧田尋常高等小学校訓導兼校長を経て大正十一年三月廿一日本校訓導兼校長に任ぜらる　仝日池辺農業補習学校長兼助教諭に兼任　仝十三年三月廿一日時尋常高等小学校訓導兼校長に轉任

久保田拙耳氏は本郡小畑尋常高等小学校訓導兼校長より此の本校訓導兼校長に任命せられ大正十四年一月廿日大阪府に出向

山幡庄平氏は明治三十五年十一月十一日養老村大字石畑に生れ大正二年三月廿日本縣師範学校本科第二部卒業し池辺尋常小学校訓導下笠尋常小学校訓導大正七年四月一日笠郷尋常高等小学校と改稱す）多芸尋常高等小学校訓導兼校長を勤務して仝十四年二月六日本校訓導兼校長池辺農業補習学校長兼助教諭に任命せられ大正十五年六月青年訓練所設立せらるるに当り仝三十日主事に任命せられ今日に至る

第四目　職員進退異動（明治三十三年六月廿一日以降）

氏名	就任年月日	退職年月日	備考
児玉齊治	明治卅三年六月廿一日	大正五年三月廿一日 退職	
高木繁保	仝 卅三年十二月不明日	仝	
松永長九郎	仝 卅三年 六月廿三日	明治卅三年 十月十二日 校長	仁就任
田中愛二	仝 卅四年 八月不明日	仝 卅五年 九月不明日 不明	
織田桝二	仝 卅五年 五月 七日	轉任	今尾小学校
橋本悦二	仝 卅五年 五月 九日	退職	
杉野□吉	仝 右	明治卅九年 不明月 日 仝	
□野□三郎	仝 卅六年 五月廿一日	轉任	
松永長久	仝 卅六年十一月 九日	退職	
安部光治	仝 卅七年 二月十二日	仝	
高木□□	仝 卅七年 三月廿一日	明治卅九年 三月廿一日 轉任	養老郡高田小学校
□□□□	仝 卅七年□月二十七日	仝 卅九年十二月□日 退職	
小出等郎	仝 卅七年十二月 □日	仝 卅九年 六月 卅日 仝	
□山万吉	仝 卅八年 三月二十一日	仝 四十三年 四月 卅日 轉任	海津郡城山小学校

田中 穣	仝	廿九年三月廿一日	仝	廿九年六月廿 日	退職			
種田五三郎	仝	廿九年五月 四日	仝	四十年七月廿一日	仝			
伊藤禮逸	仝	四十年九月 一日	仝	卅三年九月廿 日	仝			
西脇嘉造	仝	卅一年三月廿一日	仝	卅三年三月廿一日	轉任	惠那郡濃小学校		
鬼頭はな	仝	卅一年六月 一日	仝	卅三年五月廿一日	退職			
高橋龍三	仝	卅二年三月廿一日	仝	卅四年十二月廿一日	仝			
工藤 正	仝	卅三年三月廿一日	仝	卅三年九月 一日	轉任	安八郡結小学校		
高木 貢	仝	右	大正	二年三月廿一日	仝	養老郡下多度小学校		
井口壽々	仝	卅三年六月十五日	大正	二年三月廿一日	仝	仝 日吉小学校		
田中省吾	仝	卅三年六月廿 日	明治卅五年	三月廿一日	退職			
岡田民二	仝	卅三年十一月廿八日	昭和	八年三月廿一日	仝			
児玉尚夫	仝	卅五年三月十四日	大正	二年三月廿一日	仝			
田中廣藏	大正	二年一月十一日	仝	四年七月廿一日	轉任	海津郡今尾小学校		
山幡在平	仝	二年三月廿一日	仝	三年三月廿一日	仝	養老郡下笠小学校		
野村しげの	仝	右	仝	三年三月廿一日	仝	仝 船附小学校		
三羽栄五郎	仝	二年五月十五日	仝	三年三月廿一日	退職			

太田豊三郎	大正二年九月廿日	仝	四年三月廿一日	退職	
山下清	仝 三年三月廿一日	仝	三年七月廿一日	仝	
太田鈴	仝 三年四月十七日	仝	四年一月廿一日	仝	
丹羽増太郎	仝 三年九月廿日	仝	四年三月廿一日	轉任	養老郡小畑小学校
松永テルヲ	仝 四年三月廿一日	仝	五年七月十五日	仝	岐阜市徹明小学校
富田尚武	仝 右	仝	九年三月廿一日	仝	養老郡時小学校
久保田祉耳	仝 四年九月九日	仝	六年三月廿四日		本校々長に就任
安部一峯	仝 五年三月廿一日	仝	六年三月廿一日	轉任	養老郡廣幡小学校
野部□□	仝 右	仝	十年三月廿一日	仝	小畑小学校
小野佐久眞	仝 五年四月八日	仝	八年六月十三日	仝	牧田小学校
丸毛壽美子	仝 五年八月廿一日	仝	六年三月廿一日	仝	下笠小学校
大橋亘	仝 六年三月廿一日	仝	十一年三月廿一日	仝	澤田小学校
長井靜雄	仝 右	仝	七年四月十七日	仝	小畑小学校
中村きめ	仝 六年四月十九日	仝	七年三月廿一日	退職	
長尾裏	仝 七年三月廿五日	仝	七年五月廿一日	仝	
野村みさ次	仝 一七年三月廿一日	仝	九年三月廿一日	轉任	養老郡廣幡小学校

小出利人	仝	七年四月廿七日	昭和 二年三月廿一日	仝	仝 上多度小学校
陸田久七	仝	七年六月十五日	大正 八年八月廿一日	退職	
児玉辰雄	仝	八年九月廿 日	仝 十 年十二月廿一日	仝	
種田五三郎	仝	九年三月廿一日	昭和 四年三月廿一日	仝	
渡辺のぶ	仝	右	大正十一年二月十五日	轉任	養老郡小畑小学校
七里郁士	仝	右	仝 十二年十月十日	仝	仝 高田小学校
小野正樹	仝	十 年三月廿一日	昭和 七年三月廿一日	退職	
関口しげ	仝	十 年九月廿 日			
安田はるの	仝	十一年二月十五日			
渡辺玄洞	仝	十一年二月十八日	大正十三年一月十三日	退職	
伊藤寛	仝	十一年三月廿一日	仝 十二年三月廿一日	轉任	養老郡笠郷小学校
服部竹野	仝	右	仝 十二年十二月廿一日	仝	仝 石畑小学校
藤塚緑	仝	十二年三月廿一日	仝 十三年三月廿一日	仝	仝 日吉小学校
松永静円	仝	右	昭和 五年八月廿一日	退職	
野村しげの	仝	十三年三月廿一日	大正十四年三月廿一日	轉任	養老郡笠郷小学校
河合正巳	仝	右	仝 十四年五月廿一日	退職	

古橋徳忍	大正十三年四月十二日	大正十四年三月廿一日	轉任	養老郡下多度小学校	
小出憲一	仝 十四年一月廿一日	昭和 六年三月廿一日	仝	仝 廣幡小学校	
大倉きみ子	仝 十四年三月廿一日	大正十五年四月廿六日	仝	稲葉郡厚見小学校	
細川利雄	仝 右	昭和 四年四月廿一日	死亡		
小島田鶴子	仝 十四年十一月廿四日	仝 三年九月廿日	轉任	海西郡海西小学校	
廣瀬七郎	仝 十五年三月廿一日	仝 三年三月廿一日	仝	養老郡高田小学校	
松岡志づ子	仝 十五年四月廿日	大正十五年七月廿日	退職		
兒玉ふみ	昭和 二年三月廿一日	昭和 六年三月廿一日	轉任	養老郡上多度小学校	
高木修一	仝 三年三月廿一日	仝 四年三月廿一日	仝	稲葉郡加納小学校	
栗田 清	仝 右	仝 六年三月廿一日	仝	仝 第二加納小学校	
渡辺一夫	仝 右	仝 四年三月廿一日	仝	養老郡小畑小学校	
小野清雄	仝 右				
伊藤核三	仝 四年三月廿一日	昭和 五年三月廿一日	轉任	養老郡時山小学校	
近藤きみ	仝 右	仝 右	仝	安八郡仁木小学校	
松永長久	仝 四年四月廿日	仝 七年二月廿七日	退職		
村瀬義治	仝 五年三月廿一日	仝 七年三月廿一日	轉任	養老郡濱田小学校	

桑原光枝	仝	五年三月廿一日	仝	八年三月廿一日	退職
鈴木行子	仝	右			
佐藤義実	仝	右	仝	八年三月廿一日	轉任
喜田千穎	仝	六年三月廿一日			
近藤賤夫	仝	右			
津田妙子	仝	右	仝	六年八月廿一日	轉任
松永はさ枝	仝	六年八月廿一日			
細川保	仝	七年三月廿一日	仝	九年八月廿一日	休職
藤家傳右衛門	仝	右			
三輪秀雄	仝	右	仝	七年八月廿一日	轉任
中島信男	仝	八年三月廿一日			
西富子	仝	右			
神田穣	仝	右			
岡田民二	仝	八年八月廿一日	仝	九年三月廿一日	轉任
小寺真郎	仝	九年三月廿一日			
永井武夫	仝	九年八月廿一日			

養老郡下多度小学校	
高田小学校	
高田小学校	
上多度小学校	

第五目　職員数学級数編成並に児童数

年度	職員数	尋常科学級数	尋常科児童数	高等科学級数	高等科児童数	全校児童数	備考
明治廿年度	四	四	二二四			二二四	修業年限四ヶ年
廿一	四	四	二三三			二三三	
廿二	四	四	二四七			二四七	
廿三	四	四	二四八			二四八	
廿四	五	五	二八二			二八二	
廿五	五	五	二〇〇			二〇〇	
廿六	五	五	二六八			二六八	
廿七	四	四	二六九			二六九	
廿八	四	四	二七七			二七七	
廿九	五	五	二七九			二七九	
四十	五	五	二八九			二八九	
四十一	六	五	三一一			三一一	修業年限五ヶ年
四十二	七	六	三五〇			三五〇	仝六ヶ年
四十三	七	七	三五七			三五七	

四十四	七	七	三六二					三六二						
四十五	七	七	三七一					三七一						
大正二	七	七	三八二					三八二						
三	七	七	四〇三					四〇三						
四	七	七	四二一					四二一						
五	八	七	四三二	一	二〇			四五二	高等科設置					
六	八	七	四二八	一	三五			四六三	修業年限二ヶ年					
七	九	八	四四九	一	四三			四九二						
八	九	八	四六七	一	三六			五〇三						
九	九	八	四八四	一	三二			五一六						
十	九	八	四八六	一	二一			五〇七						
十一	一〇	九	四七四	一	四二			五一六						
十二	一〇	九	四九〇	一	四三			五三三						
十三	一一	九	四七三	一	五八			五三一						
十四	一〇	九	四五三	一	六一			五一四						
十五	一一	一〇	四六八	一	六二			五三〇						

昭和									
二	一二	一〇	四六三	二	六〇	五二三			
三	一三	一一	四六九	一	五七	五二六			
四	一三	一一	四五九	一	五七	五一六			
五	一四	一二	四八五	一	六四	五四九			
六	一四	一三	四九八	一	五一	五四九			
七	一四	一三	四九七	一	六四	五六一			
八	一四	一二	五一五	二	六五	五八〇			
九	一四	一二	五〇一	二	八一	五八二			

第六目　昭和九年度学級担任一覧表（九年四月現在）

學級	在籍児童数			資格	氏名
	男	女	計		
尋一	三五	三一	六六	小本正	西富士子
二男	四五		四五	〃	小寺直太郎
女		四二	四二	尋准	関口しげ
三男	三六		三六	尋本正	小野清雄
女		三七	三七	小本正	松永はさ枝
四	三二	三八	七〇	〃	安田はるの

五男	四三		四三	〃	中島信夫				
女			三八	三八	〃	近藤賤夫			
六男	三三			三三	〃	喜田千穎			
女			四四	四四	〃	山幡庄平			
高一	三三		一八	五一	〃	細川保			
二	二一	五六	九	三〇	小專正	神田穰			
		七六	六四	一一 一二	尋本正	鈴木行子			
		四三	六	一〇 一三	〃	藤塚傳右衛門			
計	三〇二	二八〇		五八二					

教場分 尋一 尋二

第七目　就学歩合出席歩合

年度	就学歩合			出席歩合	
	就学男女	就学男	就学女	尋常科	高等科
大正五年度	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	九一・五四	
六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	八八・九八	九一・一六
七	九九・八二	九九・六五	一〇〇・〇〇	九〇・四一	九三・五九
八	九九・八二	九九・八六	一〇〇・〇〇	九一・五四	九一・〇四
九	九九・八三	九九・六八	一〇〇・〇〇	九二・六九	九四・七四

第八目　學校經費

(一)

年度 / 費目	教員給	備品費	消耗品費	旅費	其他	計	增減	臨時費	合計
大正十	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九五・三五	九七・九九
十一	九九・八三三	一〇〇・〇〇〇	九九・六四四	九二・六二	九三・六五
十二	九九・八三三	一〇〇・〇〇〇	九九・六四四	九四・八七	九三・八七
十三	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九六・三三	九六・八三
十四	九九・五一一	九九・六九	九九・二九	九七・〇三	九七・〇五
十五	九九・六七	九九・六九	九九・六五	九六・六七	九八・五一
昭和二	九九・八三三	九九・六七	一〇〇・〇〇〇	九六・四〇	九六・五〇
三	九九・六七	九九・六八	九九・六七	九六・五二	九七・三三
四	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九六・四〇	九五・六六
五	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九六・六五	九一・一七
六	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九二・六三	九六・七三
七	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九六・一二	九三・六七
八	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	九六・四八	九四・八三

大正五年度	一五三六	一〇〇	五〇	三六	三九一	二一一三		二一一三
六	一六三二	一六〇	六〇	三〇	三七一	二二五三	一四二	二二五三
七	一七二八	二五〇	一〇〇	三〇	四五五	二五六三	二五四	二五六三
八	二四三〇	三二三	一二三	三〇	六五〇	三五五九	二二七	三五五九
九	三〇〇〇	八七二	一九五	五〇	一〇四五	五一六一	一三七八	五一六一
十	五四〇〇	五三九	一八五	五〇	一〇一四	七一八八	七四三	七一八八
十一	五四三六	三七〇	二二〇	八〇	一〇二四	七一三〇	▲二二四	七一三〇
十二	五六六四	四二〇	三三五	一〇〇	一一二九	七七四八	六六	七七四八
十三	五七九六	三五〇	三三〇	一〇〇	一一七五	七七五一	三	七七五一
十四	五九八八	四〇〇	三三〇	一〇〇	一一二八	八〇四六	八八	八〇四六
十五	六八六四	四〇〇	三五〇	一〇〇	一一三三	八九二七	八八一	八九二七
昭和二	七六三二	五八〇	三五〇	一〇〇	一四三六	一〇〇八八	一一六一	一〇〇八八
三	八一三六	五八〇	三五〇	一〇〇	二一二六七	一一一七四	二〇八六	二一一七四
四	八一三六	五八〇	三五〇	一〇〇	一六九五	一〇八六一	▲三一三	一〇八六一
五	八三七四	四〇〇	二五〇	一〇〇	一五四四	一〇六七一	▲一九五	一〇六七一
六	八一一二	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一一三三	九八四五	▲八二六	九八四五

年度	市町村費百円ニ対スル教育費比率	一学級ニ対スル経費平均額	一戸平均負担額	児童一人頭年額
大正五年度	三三・八七	二六四・三五円	三四九円	四四・六七円
六	三三・四〇	二八一・六三	三、六二	四、八七
七	三一・四三	二八四、七八	四、一五	五、二一
八	三七・六四	三九五、四四	五、七九	七、〇八
九	三九・九九	五一六、一〇	八、四一	一〇、〇〇
十	三二・九九	七九八、八七	一一、六三	一四、一八
十一	二九・八四	七一三、〇〇	一一、七一	一三、八二
十二	二九・四三	七七四、八〇	一二、八二	一四、五四
十三	二四・〇一	七七五、一〇	一二、九四	一四、六〇
十四	二七・二七	八〇四、六〇	一三、四一	一五、六六
十五	二五・一三	八二一、一八	一五、二一	一七、〇四

(二)

昭和七	八、二六八	二七〇	二五〇	一〇〇	一、三八六	一〇、二七〇	四四九	一〇、一七〇
八	八、三四六	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一、四一四	一〇、四六〇	一八六	一〇、四六〇
九	八、三四六	三五〇	三五〇	一〇〇	一、三三四	一〇、四八〇	二〇	一〇、四八〇

昭和二	三〇、〇七	八四〇、六七	一七、〇四	一九、二九
三	四七、一九	八七六、〇〇	一七、八五	一九、九八
四	四六、四〇	九〇五、〇八	一八、四四	二一、〇五
五	四一、五三	八二〇、八五	一八、二一	一九、四五
六	四〇、五四	七〇一、七九	一六、九四	一七、九〇
七	四〇、九三	七三三、八六	一七、七一	一八、三一
八	三九、九二	七四六、四三	一八、〇二	一八、〇二
九	三八、九一	七四八、五七	一八、〇七	一八、〇七

第九目　学務委員異動表

任用年月日	在職	事由	住所	氏名	生年月日
明治四十四年十一月十六日	六年十一月	大正四年十一月廿三日再任 〃七年十月廿一日死亡	駒野新田	大橋栄静	安政五年六月十日
仝右	十七ヶ年	〃四年十一月廿三日再任 〃七年十二月十九日仝 〃十一年十二月廿五日仝 昭和三年十一月十八日死亡	大巻	関戸五作	明治四年八月十日

明治四十四年十一月十六日	七ヶ年	大正四年十一月廿三日再任 〃七年十一月廿三日退職	大場	池辺小学校長	松永範二	嘉永二年七月六日
仝右	五年四ヶ月	〃六年三月廿一日仝	池辺小学校長	松永長九郎	明治七年一月十一日	
大正四年一月六日	四ヶ年	〃十年三月廿一日仝	仝	久保田拙耳	明治廿二年七月九日	
大正七年十二月十九日	五年四ヶ月	〃十二年十二月廿五日再任 〃十三年四月二日退職	大場	松永長九郎	明治七年一月十一日	
仝右	五ヶ年	〃十二年十二月十九日仝	根古地新田	後藤佳實	明治九年二月二十日	
大正十四年一月一日	一ヶ年	〃十一年三月廿一日仝	池辺小学校長	奥村清之助	明治廿二年五月九日	
大正十一年四月一日	二ヶ年	〃十三年三月廿一日仝	仝	吉田貞治	明治十一年五月一日	
大正十一年二月廿五日	八年三ヶ月	昭和二年四月廿六日再任 〃四年四月一日仝 〃六年四月一日仝	駒野新田	大橋正男	明治廿三年十二月日	
大正十三年三月廿一日	十ヶ月	大正十四年二月四日退職	池辺小学校長	久保田拙耳	明治廿二年七月九日	
仝右	五年一ヶ月	昭和二年六月廿日仝	根古地	児玉齋治	明治十年八月廿六日	
大正十四年二月六日	現在		池辺小学校長	山幡庄平	明治廿五年十一月十一日	
昭和廿三年八月	四ヶ年	昭和四年四月一日再任	根古地	児玉完治	明治四年七月十日	

		〃 六年四月一日仝			
		〃 七年八月廿日退職			
昭和四年一月七日	現在	〃 四年一月七日再任	大巻	山田貞策	慶應三年二月七日
		〃 六年一月七日仝			
		〃 八年一月七日仝			
昭和六年五月廿六日	現在	〃 八年五月廿六日仝	大巻	片野弥三郎	明治廿一年二月廿八日
昭和七年八月廿七日	現在		瑞穂	伊藤昇	明治三年十月廿日

第十目　小学校施設経営の現況

(一)　我が校教育の根本方針

教育に関する勅語の聖旨を体し小学校令第一條の本旨に則り忠孝を以て児童教育の根本方針とす

一、教育に関する勅語

教育勅語が日本教育の根本準則たることは言を俟たざる所なり、斯の道は実に建国の大理想に基きしものにして皇祖皇宗の国を肇められしは徳を樹て給ひし所以にして茲に我が国体及び国民生活の第一の根本特性存す　即ち日本は徳を以て国民生活の根底となす　故に上御一人も亦民と倶にその徳を一にせんこ

とを念じ給ふなり　而して其の徳の根元は忠孝にして日本国民の総て常に実行なすことは国の精華なると同時に教育の淵源する所も亦茲に存す

かくて日本教育の淵源はそのまゝ日本国民生活の理想なり　教育と生活との間に間隙なきが我が国の特色なり　西洋にては言語上にては教育即ち生活と言へども教育即生活ならざる為故ら強調なすなり　西洋にては兎角教育の根據を自然性に求め生活の理想を理性に求む　我が国にては教育の根ざす所と生活の目ざす所と同一なり　故に教育勅語は実に国民生活に関する勅語なり　然るにこれを教育に関する勅語と称するは何故なりや思ふに日本教育は徳即ち忠孝に基き忠孝を目ざし決して生活そのものに根據を置かず又單に生活を目的とせず生活を目的とせば勢ひ教育は生活の手段となり終れるなり　天祖建国以来の大理想として皇祖皇宗を初め奉り我等の先祖と共に肇め給ひし国樹て給ひし徳を今日□□に□て□□し樹立する事は日本教育の念願ならざるべからず　而してその肇むべき国体樹つべき徳目を最も明や白々に示し給へるものは教育勅語なり　故に日本教育の永遠に揺なき根據遍く則るべき基準ならざるべからず

二、小学校令第一條

教育勅語は日本教育全体の永遠に據り遍く則るべき所にて小学校令は小学校

教育の基準なり　而して第一條は根本方針にて教育勅語に日本教育の淵源として示されたる忠孝が一層具体的に示さる

(イ)児童身体発達に留意し→養護

(ロ)道徳教育及び国民教育の基礎→訓練

(ハ)其の生活に必要なる普通の知識技能の啓発→教授

これは将来の生活への準備たる趣も一面存するも其れ自身直ちに日本国民生活の大理想を実現するものなり

第一　児童身体の発達

児童身体の完全なる発達は将来の生活への準備なるも健康は既に陛下の大御心を安じ奉り(忠)父祖の心を休むる(孝)所以なり　健康そのものには絶体的價値なしと称するは個人主義の外国思想なり　我が国にては此の身はおほみたからとして直ちに陛下に連り又父母より受け子孫に傳ふべき身体なる爲め直接に祖源に連るものなり　決して私のものにあらず　実に公のものなり　これ健康が日本教育の目的たる徳即ち忠孝なる所以なり　殊に小学校に於ては発育上最も重要なる時なるを以て特にこれを明瞭にせしなり

第二　道徳と国民との基礎教育

道徳及び国民の基礎教育と稱する語に囚はれて單に將來の發展への準備と見るべからず　むしろ小学校に於て到達さるべき限界として解すべきなり　即ち児童に完全なる道徳生活及び国民生活を要求すること能はざるも児童の程度に応じての道徳及び国民の生活を体験せしむ

道徳の基礎教育とは児童に応じたる道徳生活を実現せしめること即ち児童なみの忠孝を実行せしめる事にして児童は人間の基礎時代なるを以て將来完全なる道徳生活の基礎となるものなり

国民教育の基礎とは児童には児童らしき日本国民としての自覚を促す事にして將来日本国民たらしむる爲めの準備といふのみならず現実の生活の中に既に將来を含み居るを以て児童をして道徳生活国民生活をなさしむる事はそれ自身將来への完成なり

第三　生活に必須なる普通の知識技能の啓発

普通の知能とは將来の職業生活の準備としての特殊の知能にあらず又高等優雅なる生活をなすための贅沢なる知能にもあらず　日本国民たるものは何人も有すべき程度の普通一般の知能なり

次に生活に必須なる知能とは單に生計を立てゝゆく爲の知能といふにあらず

生活と分離せず生活の中に融合して生活を豊富ならしむる所の知能なり　眞に人格を生かし生活を指導し得る知能なり　單に眞理の爲めの眞理といふにあらず　專門的なる學者を目的としての知能ならず大地に足を踏みしめて生活をなす日本国民として必要なる知能なり　一言にせば日常の生活の上に表現されたる生活力となり実践力の源泉なるものなり

かゝる知能は日本国民たるの資格の上に必要にしてこれを啓発せしむることは公の人としてはその儘の徳の実現にして忠孝の実行なり　即ち日本生活の目的なり　道を行ひ君国に奉じ父祖を安んじ強き実践力たる所に知能の意義存す

三、忠孝

日本の小学校教育の根本準則たる教育勅語と小学校令第一條と共に忠孝を以て教育の淵源とすべきことを明示す　故に此の二大準則の本旨を明瞭になす爲特に忠孝を抽出して児童教育の根本理想となす　即ち忠孝を以て教育の基づく所(方法原理)となすと共に教育の目標(目的原理)と考ふ　忠孝を以て其の方法原理として之を掲ぐることは次の理由による

日本教育の目ざす徳を修むることは教育の出発点として即ち方法原理として興味知識慾模倣心好奇心自発活動性等一般に児童の生活に即することのみに頼

ること能はず　知識の量を増し智力を練磨なし得るも人間性の花たる智慧を啓発しその実たる品性を高むること至難なり　人間性の本たる徳を修めて初めて求たる知識技能その所を得るなり　而して其の徳の本は忠孝なり　故に教育の出発点は忠孝と せざるべからず　本質的には徳は徳を以てのみ化することを得るものにして徳を修むるには万巻の書を読み知りたるのみにては徳を修練すること能はず　徳に到るには徳によらざるべからず　徳によるとは徳を方法となすことなり　即ち徳を教材とし徳を教材の根本に置き徳を以て教育様式の根本態度とせざるべからず　之吾人が教養のみ綱領として目的に徳を掲ぐると共に教育様式の根本態度を師弟の尊信に置き教材教法の基づく所を知行の合一におきしは実に教育目的と方法とを徳を以て首尾一貫せしむる所以にて目的方法一如なる所に教育作用の人格的意味有するなり　体操にて手足を伸ばし算術にて三角形の面積を求むることを学習するも之悉く上陛下の大御心に連るものにして親の心師の心友の心へ連るものなり　よく学べば陛下の御喜び親の喜び友の喜びなり　かくして此の学習が日本教育の目的たる忠孝を本として万徳に及ぶものなり　即ち手足を伸ばし三角形の求積は忠孝実現の材料たる所以を知らざるべからず　忠孝を教材とし或は教材を忠孝化なすこと教師が忠孝を以て教育

の根本理念とすること教法の忠孝化とは忠孝を教育の方法理念とすることなり
教師は日々の教育経営は陛下の大御心を体しての聖業にして父祖の心に則つての大業たる自覚を深め児童は日々の学習が直ちに忠孝なること即ち陛下の大御心に連り父祖の心に連る所以を悟り教師の教授も共に私事ならず　君父一続きにてやがて世界の民に連貫する所の公事なることを信念たらしむること切要なり

(二)　我校教育の三綱領

一、徳育の尊重

普通教育に就きての御沙汰　明治四十四年十月三十日
健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ　其ノ局ニ當ル者益〻勵精セヨ
教育に関する御沙汰　昭和三年十二月十日
局に教学に當ルモノ其レ能ク朕が意ヲ体シ夙夜淬勵祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセンコトヲ努メヨ
小学校教育に當るものに下し給へる勅語　昭和九年四月三日
國民道徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所実ニ小学教育ニアリ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

第一　我が国小学校教育の目的と徳育

我が国教育の根本目的は既に述べたる如く建国の大理想の実現を目指して祖宗の大訓たる忠孝を光昭になすにあり　教育に當る者の夙夜努勵すべき所は一つに此の点にあり　而して此の忠孝の大訓に基きて生活なすものゝみ我が国に於ける健全なる国民なり　我が国に於ける国民教育の根本理念たる健全なる国民の養成は実に国民教育の根幹をなす普通教育の職として任ずる所ならざるべからず　換言すれば普通教育は我が国教育の根本理想を直接の目的となせるものにして決して他の方便的なるものの爲に行はるゝ教育にあらず　故に我が国にては往々国民教育と普通教育と同義語として用ひらるゝ　而して普通教育の中にて最も基礎的にして最も普く国民に通ずる教育は小学校教育なり　即ち日本教育の根抵は小学校教育にあり　從つて健全なる国民を養成する所の根元は小学校教育に於て祖宗の大訓たる忠孝を光昭にすることなり　祖宗の大訓を光昭ならしむるは忠孝の実現にして万行の本なるを以て結局徳育によつて果さるゝなり　かくて小学校に於て徳育の占むべき地位は智育体育を左右の両翼としての躯幹となるなり

第二　児童と徳育

諺に三つ子の魂百までと実に少年に受けたる影響は後来を永く左右するものなり　徳性の涵養は人間一生の精進なるもその根本は年少期にあり　白紙を赤に染むるは易きも一度青に染められたるものを赤に染め直すは至難なり　児童期は未だ善悪の色に染まざる時なり　善悪何れも感染し易き時代なり　この時代は最も大切にして鉄は熱したる時に打たざるべからず　児童期は順応性大にして模倣にも最も興味を有し習慣形成期なり可塑期と称するは内容空虚にして多くの内容を要求する為なり

空腹時には内容を選ぶ餘裕なし、　具つ児童は之を批判する標準を有せず故に良きを與ふるも悪しきを與ふるも悉く之を摂取し善にも悪にも順応し共に影響する所甚大なり　児童期は知育体育に於けると同じく徳育に於ける初発の地として特に重大なる所以茲に存す　この時代の一つの注意は青年時代の十の警戒に勝り成年期の百の修練も之に及ばずと考ふる時に児童期に當る小学校は一切教育の中心なる徳育に万全の努力を致さざるべからず

第三　徳育と他の教育

教育を目的的に分けて体育知育技能育美育を含めて徳育とし方法的に養護教授訓練となす　勿論実際の教育にてはこの三者は離在するものにあらず　渾然

たる一体をなして行はれざるべからず　然れども三者の中徳育を中心とすべきは言を俟たず　他の知育体育も人格の陶冶によらざれば眞の價値発揮すること能はず　健眞利刀等にも價値存すれども人間生活を豊富ならしむる為には人間により て用ひられざるべからず　然るに用には善用と悪用とあり　眞理富権力体力の悪用されたるものは用ひられざる逆理不健康無力貧乏より以上に悪の結果をもたらす　良心によりて善行されたる時に眞健富力初めて價値を発揮するものなり　眞健富力は道徳によりて初めて價値の附與されると見るべきなり　此の意見に於て教育に於て徳育を知育体育の中心と見特にこれを尊重するは実に体育知育そのものに所を得しむる所以なり

第四　日本に反れ

日本建国の大理想は国を肇め徳を樹つるなり　天祖の神勅には皇孫就而治焉とあり　皇治とは君民一和の徳治なり　この理想は東洋の二大教学の仏教儒教の思想をよく融合して三千年の我が国史の上に燦然と輝き着々と実現され来りしなり　日本教育の大理想はこの建国の理想を阻むものを断然排撃して日本本来の道に反し以て国運を隆昌ならしむる方向に進むにあり

現代の教育は西洋の絢爛たる物質文明の輸入に狂奔して日本本来の道を本と

する教育を忘れ内に学ぶ修養外に倣ふ研究になりしことなり　教育は只管多くを知れるを以てその目的としての知りたる知識の為めに漏れ自己を見失ひたるは今日の時弊の因なり　大正天皇御不例中にも拘らず

今二及ヒテ時弊を革メスバ前緒ヲ失墜センコトヲ恐ル　と叡慮あらせられたるは我等国民はいかばかり恐懼すべきぞ　吾人は敢然として時弊を改め前緒を弥栄ならしめるために日本教育をその本来の理想たる皇治に参與すべく徳育を中心とする教育に及さざるべからず

明治初期の思想混乱の時明治天皇は幼学綱要を編纂せしめ我が国教育の基づく所を明にし給ひ之を頒賜するの勅語に於て

彝倫道徳ハ教育ノ主本我朝支那ノ尊ヲ崇尚スル所欧米各国モ亦修身ノ学アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル末タ其ノ要ヲ得ス方今学科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年少就学最モ当今忠孝ヲ本トシテ仁義ヲ先ニスベシ

と仰せられたり　時弊の酷似せる今日に於ても日本教育の本づく所を忠孝仁義におき日本に反らざるべからず

畏くも本年四月三日小学校教育に従事する者に下し賜へる勅語こそ日本小学校教育の向ふべき理想の大綱なり

二、師弟の尊信

教育の任にある者に下し給へる勅語　昭和六年十月廿日
健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ従フモノ其レ奮勵努力セヨ

第一　教育に於ける教師の地位

教育活動とは教材を媒介として教師と児童との間に行はるゝ人格交流の作用なり．然るに従来の之に対する考へ方に三あり

(イ)教材が児童を教育する　自然教育説
(ロ)児童は教材を学ぶ　自己教育説
(ハ)教師が児童を教育する

此の三者中眞の教育は第三なり

教育とは教師教材を通じて児童を價値化することなり　教育の主体は教師にして客体は児童なり　換言すれば教師直接児童を陶冶するものにして教材はむしろ間接なり　教師の人格児童を化するものにして教材児童は自然の存在にして教師の人格のみが價値実現体なり　教材も児童も唯教師の人格に摂取されて人格化するなり　教育に於ける教師の地位は主体にして重要性を帯ぶ

第二　教師の修養

教育は教権即ち教師の價値実現性の確立により成立するものなり　然して教権の確立は教師の價値実現に対する努力即ち自己人格の修養によるものなり　下に児童を教化するには教師自ら上に價値を求めざるべからず　下化衆生は必ず上求菩提を條件となす　教材の研究教法の研究は最も具体的直接的のものにしてその不十分たる所眞の教授成立せず　道徳法の尊厳に自覚せず人間の價値を確信せずして児童の行爲を批判し之を指導する訓育の師たる資格何處に存せん　徳育に於て最も直接的に化するは教師の人格品性なり　従つて教師の最も力を致すべきは自己人格の修養なり　然して教師の修養は明治十四年文部省達の小学校教育心得によるを最も適正となす

第三　師弟の尊信　敬と愛

教育は價値の実現者たる教師の其の所有する價値を價値の未実現者たる児童に與ふる所の人格関係より成立す

教師は一方上に求めて自利すると共に他方下を化する所の利他の行をなす　この下化に於ける教師は第一に自己は價値の実現者なる自信なかるべからず　第二に児童を價値せずんば止まずと言ふ熱愛なかるべからず

児童は第一に價値に対して自分は未実現者なりと言ふ自覚必要なり　第二にはこの自覚によりて教師に対して求めんとする畏敬の情湧かざるべからず　かく教師の方より児童に與へんとする愛児童の方より教師に戴かんとする敬此の敬と愛との発する源に信がなかるべからず　即ち教師は児童の價値可能者たることを信じ児童は教師の價値実現者たることを信ず　かくて教師児童相互の信こそ敬愛の源にして教育実現の根本因を見出すなり

師表たるものの徳化に俟つべき健全なる国民の養成に於ては先づ教師の修養によりて児童より尊信されることを第一とし教師自身も亦徳化の可能なるものとして児童の價値性を尊信せざるべからず　これ教育に於ける教師児童の根本態度なり

三、知行の合一

学制頒布五十年記念式典に於ける教学振興に関する勅語（抄）

大正十一年十月三十日

惟フニ教育ハ心身並ニ養ヒ知徳並ヒ進ムヲ尚フ　國家ノ光輝社会ノ品位政治経済國防産業等ノ発達一トシテ其ノ効ニ俟タサルナシ

國民精神作興に関する詔書（抄）大正十二年十一月十日
宣シク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ知徳ノ並進ヲ努メ

第一　教育の方法に於ける知と行

教育の方法に於ける知と行とは離るべからざる関係にあり
知育は第一知に因り更に実験観察実測蒐集類比統計作図表示等身体的動作即ち行為によりて行はるゝ部分廣し　又徳育も單に行ふことのみによりて果さるるにあらず　如何に行ふべきや即ち道徳的識見大切なり
斯く知育に於て行は重要なる方法なり　徳育に於ては知は重要なる方法なり
換言すれば知育に於ては知らんが為めに行ひ徳育に於ては行はんが為めに知るなり　即ち知育は徳育に於て目的方法相互に依存関係を有す　こは知育と徳育とは目的に於ても方法に於ても孤立すべからざることを示すものなり

第二　知行合一

知行は合一なり知を離れての行は行に非ずして單なる自然運動なり行を離れたる知は知に非ずして單なる抽象概念なり　知と行と一つなる所に眞の生活存し眞実在存するものなり
洋の東西今古を問はず人の知的要求は必ず実践的要求を伴ひ又行為と知的に

基礎づけられることを要求す
世界の文化も知行合一して進む所に人格の向上存するなり　教育の理想は当に行と知とを合一して進むにあり

四　結

以上我が校教育の根本方針と三綱領とにつきて述べたり　是等が実際の教育経営と如何に関係するかは極めて重要なる問題なり　教育の経営者は教師なり　教師の教育に対する根本方針動揺する時は確固たる教育をなすこと能はず　本校職員たるものは此の根本方針と三綱領を自己の人格中に融合せしめて学級を経営し日々教育に精進する時に日本教育は徹底せらるゝなり

(三)　訓練

一、方針

第一敬虔　快活なる情操醇正強固なる意志を陶冶し忠孝を実践する性格の育成を期す

敬虔なる情操養成には

(イ)教師自ら豊なる敬虔の情操を持つ

(ロ)児童をして皇大神宮天皇を尊崇せしめ神仏に心から礼拝せしむる

快活なる情操養成には
(イ)教師自ら明るく快活なる情操の持主になる
(ロ)児童をして包みかくしをなすことなく純真にして自由なる伸び〳〵した
る性格の持主たらしめる
醇正強固なる意志の陶治には
(イ)歴史により不撓不屈鉄をも溶かす意気を養ふ
(ロ)体育により旺盛なる身体的活力を養ふ
訓練の目的は敬虔快活なる情操と醇正強大なる意力とを以て忠孝を具体化し
生活の上に着々と実践し行くことにあり
かかる実践意志の習慣性はやがて堅実なる国民性格の育成に力あることを信
ず
第二訓練の過程は実践に出発し絶へざる反省を加へより高き実践に到らしむ
ることを以て原則とす
児童に於ては生活に出発せる日常卑近の事項につきて反覆努力せしめより高
き実践へと進ましむることを以て方針とせざるべからず　即ち訓練は生活の凝
視反省情意の発動実践反覆努力習慣性格の育成への発展過程をとるべきなり

二　綱領

第一　全校職員一心協同あらゆる機会に児童と生活を共にし実践躬行覚厳宜しきを以て実践の向上につとむ

訓練の教材となるものは教師の人格なるが故に之が高下は訓練に及ぼす影響至大なることを銘記せざるべからず

職員たるものは個人的独善的態度を捨て全校一体精神に生き自ら進んで実践し範を示し児童に対しては常に温き愛情と自然の権威を有せざるべからず

第二　児童道徳意識の発達過程に従ひ他律より自律への誘導につとむ

第三　共同生活の体験を豊ならしめ共同社会人として陶冶につとむると共に一面児童の個性境遇に顧み個別的に道徳的習慣の養成をはかる

三　施設

第一　聖訓の奉戴

歴代天皇の詔書の中に我々は建国の精神と理想とを拝察す　児童訓練の最高目標は之に基きて決定さる　特に「教育に関する勅語」「戊申詔書」「国民精神作興に関する詔書」「国際聯盟離脱に関する詔書」の御下賜記念日等には奉読式を行ひ訓話をなして御趣旨の徹底に努む「教育に関する勅語」にありては修身の時間

に奉読せしめ学校教育の目標を的確に把握せしむることゝ共に厳粛敬虔なる態度の養成をはかる

第二　訓練の統一

(イ)　校訓

訓練方針の統一徹底の為に全校訓練の眼目となるべき「忠孝」なる校訓を規定して各学級に扁額として掲げその徹底に努力す

(ロ)　校歌

校訓の趣旨に基きて児童が自覚反省実行の標的として之を制定し登校下校の際に歌はしめて其の向ふ所を知らしむ

校歌

(一)前に流るゝ牧田川　後に聳ゆる多度の山
四時の眺の勝れたる　九百町歩の広袤の
真只中にそゝり立つ　吾等が学ぶ池辺校

(二)音に名高き薩摩義士　三川分流功成りて
受くる恵は果てもなし　これに加ふる排水機
近代文明漲れる　此處此の村に吾等あり

(三)胸につけたる紅の　マークの精神よく体し
常に健康第一に　不断に学業怠らず
池辺校の六百児　誠実以ていざ励め

(ハ)　校旗
當校を代表するの表象たらしめ兼ねて訓育の趣旨を徹底せしめんが爲に之を制定す

(ニ)　訓練要旨
校訓に基き別に之を定む

(ホ)　國民精神作興ニ関スル詔書
御聖勅を服膺せしめ校訓の趣旨徹底を計るため國民精神作興ニ関スル詔書を尊四以上の児童に携帯せしめ日々誦読せしめて訓練の統一徹底を計ると共に總ての覚醒を計る

神勅
豊葦原瑞穂國は我が子孫の君たるべき地なり汝皇孫ゐいて治めよ　宝祚の隆えまさんこと天壌と共に窮なかるべし

國民精神作興ニ関スル詔書

天壌無窮	我が国の宝祚は天壌と共に窮がありません私達は誠に幸福であります益〻此の幸福を大きくせねばなりません	一日
惟神の大道に遵ひ天業を経倫し	目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心のまことなりけり私達は神代ながらの斯の大道を信じませう	二日
国家興隆の本は国民精神の剛健に	雨だれにくぼみし軒の石見ても難き業とも思ひすてやも何事も強い心を以て最後まで成し遂げませう	三日
克く忠に克く孝に	私達の祖先は眞心こめて天皇陛下や親に仕へました　忠臣は孝子の門に出づ	四日
父母に孝に兄弟に友に	今日こそ終日親に口ごたへや兄弟喧ひは一切やめませう孝は百行の基　兄弟は両手の如し	五日
朋友相信じ	過をいさめかはして親しむがまことの友の心なるらむ本当に親切な心を以て友達に交りませう	六日
恭倹己を持し	微る心を戒めて人にへり下り謹み深くして出しやばらず凡て一切のものを大切にいたしませう	七日
博愛衆に及ぼし	自分に応じて出来るだけ世の中の為になることを致し物を愛育する心を養ひませう	八日

学を修め 業を習ひ	出来るだけ精一ぱい勉強しませう 眞心をこめて習ひし業のみは年をふれども忘れざりけり	九日
常に国憲を重 じ国法に遵ひ	国の憲法を大切にして規律正しい習慣をつけることにつとめませう	十日
挙国一体 共存共栄	お国のありがたみをよく理解して自分も人と共に栄える道にいそしみませう　よその田も追ってやりました稲雀	十一日
我国の国是は日に 進にあり新にす るにあり	我国の大方針は一日の油断もなく一分の透もなく新に進みて発展することにあります	十二日
進むや其の序に 循ひ新にするや 其の中をとる	いそのかみ古きためしを尋ねつゝ新らしき世のことも定めむ 進むにも新にするにもよく〳〵考へて実行にうつしませう	十三日
浮華を斥け 質実を尚び	事あるにつけていよ〳〵思ふかな国のかまどの煙いかにと	十四日
模擬を戒め 創造を昂め	身のまはりを派手やかにしないで学用品も大切に使ひませう まねしないで自分で工夫をこらし発明発見するやうにつとめませう	十五日
人心惟れ同じく 民風惟れ和し	萩の戸の露にやどれる月影は賤が垣根もへだてざるらむ 皆本当に親切に仲よく暮しませう	十六日

宜しく教育の淵源を崇び	上皇祖皇宗御歴代の鴻恩と下私達祖先の忠孝の実績を覗ひませう	十七日
知徳の並進を努め	偉い人になりたいとあこがれる人よ先づ善い人になりたいと祈りなさい智を磨くこと徳を修めることは車の両輪の様です	十八日
浮華放縦を斥け	表面ばかり飾つたり勝手気儘をせぬ様に致しませう無理いふた小袖はづかし土用干	十九日
億兆一心	みんな一つになつて共に栄えお國におつくし致しませう	廿日
質実剛健に趨き	地味で真面目で大勇を養ひませう善は小たりともなさざること勿れ　悪は小たりともなすこと勿れ	廿一日
公徳を守り	誰も直接に強ひない世の中の公の道徳を進んで守りませう	廿二日
秩序を保ち	上下長幼の秩序を守つて礼の心を正しく行ひませう身分の程を理解して上を見ぬことに致しませう	廿三日
責任を重じ	「此の事は私が致しました」と後で立派に何事でもいへる様に物事を致しませう　正直の頭に神宿る	廿四日

節制を尚び	自分で自分勝手の気儘をつゝしみませう
教化を醇厚にし	春の花紅葉の秋の盃も程々にこそくまゝほしけれ
民心の和合を致し	磨かずば黄金も玉も何か せん人の心もかくぞありなん
人類の福祉を増さんことを冀ふ	教の道に一生懸命働みませう
恭倹勤敏業に服し産業を治め	あさみどりすみ渡りたる大空のひろきをおのが心ともがな
公益を広め	同朋親和の実現にいそしみませう
義勇奉公	国が栄えると皆が幸福を得られます 先づお国を栄させさうして世界の人達を幸福にいたしませう 暑しとも言はれざりけりにえかへる水田に立てるしづを思へば 倦らず高ぶらず自分を見つめて自分に適した仕事につき働きませう 知らず〳〵の中に数へ切れぬ程世の中の御恩を受けてゐます 私達も精一ぱいこの世の中の為に働きませう 弓矢もて神の治めし国人は事なき世にも心ゆるすな 一旦事があつた場合には力のある限り君の為め国の為めにつくしませう
	廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 卅日 卅一日

肇国宏遠ト橿原のとほつみおやの宮柱　たてそめしより国は動かず
億兆一心ト国民はひとつ心に守りけり　遠つみおやの神の教を

皇運扶翼ト昔より流れたえせぬ五十鈴川　なほよろづよもすまむとぞ思ふ

宝祚天壌無窮トそれは惟神の大道に連ふて精進する時に

或は前緒を失墜トそれは我が建国の大精神に逆ふて民心の地廃れんことを恐る　とする時に

惟神の大道ト神のみ心其のまゝの大道＝天の道＝神の道＝宇宙の大眞理＝万物生々他育愛護の大活動＝我が建国の大精神＝我が御歴代の御仁政也

かゝる故に之に連ふて勇猛精進至誠勤勉なれば安く之を軽んじて軽佻詭激怠惰驕慢なれば危し

(ヘ)　朝會

毎朝校規の定むる順序により週番訓導司令の下に全校職員児童會合し會礼体操を行ひ必要ある場合は訓話告知を行ひ訓練の統一を計る

(ト)　学校會

毎週月曜日及び各種記念日の朝會を特に学校會と称し国旗掲揚伊勢大廟並に宮城の遙拝會礼校長の訓話週番訓導の週訓に対する反省告知等を行ふ　詳細は校規に記載

(チ)　報徳會

尋四以上の各学級及び班長会毎月一回　各学級にありては校長担任教師班長会にありては全職員臨席の上報徳會規定に基き開會し学校の社会化に努め学校長の訓話により学校訓練の統一を計る

(リ)　週訓

一週間特定の訓練内容につきその色彩を濃厚にし具体的実践方法を與へ期を同じくし目標を同じくして学校全体が訓練内容に関する具体的生活を営み知行合一の姿を実現せんため週訓を設く　週訓の選定掲示告知徹底反省は凡て週番訓導之を取扱ひ其の細則は校規に記載

(ヌ)　週番

週番訓導二名児童看護補助當番と連絡を保ち学校訓練の統一をはかる

(ル)　級訓

校訓に基き各学級児童に最も適応せる級訓を学級担任教師選定し学校長の検閲を経て之を定む

(オ)　級長

学級訓練統一をはかり共同生活を円満ならしむるため毎学期尋常一年以上に級長副級長各々一名任命す

(ヲ) 班長
各通学班に男女別に班長副班長を任命し児童校外生活の善導の任に当らしむ

第三　志操の啓培

(イ) 儀式
四大節の式勅語詔書奉読式卒業式入学式始業式終業式告別式新任式級長班長任命式等の儀式は厳粛に挙行して協同一致の精神を涵養し敬虔なる情操の陶冶をなし兼ねて全校訓練の統一を計る

(ロ) 祭日
神武天皇祭秋季皇霊祭神嘗祭新嘗祭大正天皇祭春季皇霊祭は前日或は休暇前にその趣旨を講話して徹底せしめ当日は各戸に国旗を掲揚せしめ其の他靖国神社祭大神宮祭祈年祭には遥拝訓話忠魂碑参拝等をなさしむることによりて御聖徳の弥高きを仰ぐと共に我が国体の尊厳なる所以を銘記せしめ敬虔なる情操を涵養す

(ハ) 記念日
各記念日の歴史的国家的意義深き所以を知らしめ当日は記念式奉読式講話等其の他の記念事業を行ひ国家観念の養成に努む

(ニ) 皇大神宮宮城の遙拝
毎週月曜日朝會の直前に之を行ひ皇祖の霊に対し陛下の御心に対して遙かに学校一致の皇国の至誠を捧げて日々の精進を続けんことを祈念し尊崇の念を新にし敬虔の至情を培ふ
(ホ) 奉安殿の敬礼
登校下校の際職員児童礼拝し校地内御影奉安の意義を自覚せしめ忠孝の念を旺盛ならしむ
(ヘ) 教育勅語奉誦
尋四以上修身の時間毎に国歌合唱後奉誦せしめ高学年には暗写をなし得るまで謹写練習をもなさしめ聖旨に副ひ奉らんことを祈念せしめ敬虔の至情を養成す
(ト) 国旗掲揚
祝日祭日地久節記念日入学式卒業式始業式終業式並に毎月曜日掲揚塔に国旗を掲揚し空高く翻る旭日旗を仰がしめてそれが象徴する我国民性の清浄潔白を愛し熱烈燃ゆるが如き祖国愛に生きんとする志操を養ふ
(チ) 神社参拝

夏季冬季の休暇中及び毎日曜日は早朝神社参拝をなさしめ敬神崇祖の念を篤からしめ国家的志操を養ひ　兼ねて精神的鍛練に資するため本村指定村社五社の祈年祭新嘗祭及び各字の神社の例祭には学校長班監督教師當字児童と共に参列す

(ㇼ)　寺院参詣

崇仏皈依により信仰心を高め精神的鍛練をなさしむるため夏季冬季の休暇中及び毎日曜日早朝寺院に参詣せしむ

(ヌ)　忠魂碑参拝

忠魂碑前通過の折は敬礼せしめ陸海軍記念日及戦病死者忌日には忠魂碑に参拝せしめ忠勇の士の霊を弔ひ感謝の念を旺ならしむると共に国家的志操を養ふ

(ル)　偉人祭

偉大なる人格者を崇仰せしめ之を理想として精進せしむる為国家的偉人の記念日を卜して祭典記念講話を行ふ

イ、薩摩義士祭　五月二十七日

祭典講話を行ふ

ロ、東郷祭　三月三十日

祭典講話を行ふ

八、報徳祭　七月二十一日

祭典講話書画の□□□

二、乃木祭　九月十□日

祭典講話を行ふ

イ、準備

乃木大将並に静子夫人の御肖像を扁額して講堂に安置す、御供物としては花御酒菓子（終つて児童に分配）の準備

ロ、祭典順序

一、礼

二、御供物供進

三、及木大将御肖像礼拝

四、訓辞

五、乃木大将の歌

六、お話（職員交替にて乃木大将につき説話）

七、礼

(オ) 慶弔慰問追弔会

級友家族(特に両親)教師等の慶事(誕生日等)弔事に当りこれが祝賀慰問の意を表はさしめて孝道を自覚せしめ感恩親愛の情操を養ふ　追弔会は毎年三月本村寺院にて校規に基き執行して死亡児童の霊を弔ふ

死亡者氏名

松永ふつゑ	松永与作	松永しずを	安部たま子	加藤秀雄	児玉秋弘	小島勇
小島勝美	内堀俊之	片山力夫	貝沼キミ子	松岡利雄	伊藤吉夫	山田良一
山田ふさ枝	大橋正	日比野房義	伊藤信一	水谷やゑ	和田文夫	黒田マツエ
黒田ミユキ	前田弘	菱田菊江	田中一義	松葉しげの	加藤幸松	児玉重義
前田みつ子	大橋ミネ子	橋本実則	山田周一	木村晃子	片山トシエ	

(ワ) 水曜日学校

毎月一回村内五ヶ寺の寺院へ順次参詣し別に定むる規定により水曜日学校を開き信仰心の養成に努む

(カ) 旅行

尋五以上児童は二月伊勢地方京都地方へ隔年に修学旅行を行ひ皇大神宮参拝御所拝観伏見桃山御陵参拝により敬神崇祖の念を篤からしめ敬虔の至情を培養

す

(ヨ) 遠足

遠足を春秋年二回行ひ団体的協同的精神の訓練をなし自治共同規律節制等の諸徳の涵養に努む

第四 実践指導

(イ) 看護補助當番

自治的訓練を養成するため高二児童男三名女一名一週間交替にて之に當り週番訓導の補助をなさしむ

(ロ) 諸當番

作業の訓練的價値体現の生活を営ましむる意味に於て事務室教室殿堂完部掃除飼育管理當番を設け校規の定むる所により其の責務を果さしむ

(ハ) 週番

予め定められたる組合せにより毎週訓導二名輪番に之に当り学校諸行事を円滑に実施し看護補助當番を指揮して全校児童訓練の統一徹底を期す

(ニ) 検閲

所持品服装容儀清潔整頓等につき児童日常実践の跡を検閲して反省を与へよ

リ善き実行人たらしめんとし特定の日又は臨時に之を行ふ

(ホ) 実践日

イ. 節約日　節約の習慣養成の為め一月十五日を節約日とし趣旨徹底に努む

ロ. 善行日　毎月十日廿五日は特に労働作業に従事せしめ勤労後の快感を体験せしめ兼ねて社会奉仕の概念を養成せしむるため神社掃除道路掃除をなさしむ

ハ. 清潔日　毎水曜日放課後校舎内外の大掃除をなさしめ勤労の習慣を養ふ

(ヘ) 日誌

班日誌学級日誌(尋五以上)を記載せしめて団体的個人的実践指導の基調となし之を善導す

第五　其の他

(イ) 家庭との連絡

児童教育に於ける学校と家庭との関係は車の両輪の如く両者互に連絡協調して教育の実際に当るに非らざれば到底其の実績は挙得ること能はず　特に訓練に於ては教師は児童の家庭及びその家庭の中に生活する児童の実体を予知して児童教養訓練実施の基調となし個性に応じ環境に即せる訓育をなすことに努め

父兄は学校及び学級人として社会的共同生活を営む子弟の実体を了知し互に協調して多方面的考慮の上に之れが実践指導に努むるに非らざれば効果は容易に望み得るものにあらず　茲に於て本校は特に家庭との連絡に注意し左記の如き施設により連絡に努む

イ、父兄懇談會　第二学期十一月下旬開催し授業参観懇談講話會を開催す

ロ、部落別父兄懇談會　第三学期に各部落別に開催し校長班監督其の他三四の職員出頭して懇談をなす

ハ、尋一児童父兄懇談會　第一学期七月上旬之れを行ひ父兄に学習状態を参観せしめ懇談をなす

ニ、家庭訪問　担任児童につき一度は訪問してその位置家庭状況周圍の状況を了知す

ホ父兄招集　児童教養上必要に応し随時父兄の来校を求めて談合す

(四)　教授

一、根本方針

第一国民生活に必須なる知識技能を授け知力の練磨を図ると共に人間性の陶冶国民性の教養を期す

教授は社会的歴史的産物たる文化財の授與傳達に於て被教育者に價値内容を獲得せしむると共に價値に純粋なる意志を養ひ知力の練磨を図り以て人格の陶冶を期せんとする作用なり

文化財を授與傳達して價値内容を獲得せしむることは教授の実質的方面にして價値に純粋なる意志を養ひ知力の練磨を図ることは教授の形式的方面なり然して人格の陶冶は実に教育の目的なり故に形式と内容とは之れを分つこと能はず　文化財の内容を与ふることなくして知識を求めんとする意志を練り之を獲得する力を養ふことは不可能なり　熱心に之を求め之を認識し理解する為の思考推理記憶想像等の力を養はずして文化財の授與傳達はなし得るものにあらず　教授を以て知識の啓培とし訓練を以て意志の陶冶なりとなすも教授の予件たる一切の認識には必ず意志が伴ひ訓練の主とする一切の意志活動には必ず認識共働す

知情意は人間の活動に於て知情意の統一して働く完全なる人格の陶冶は人間教育の目標なり

故に教授を以て單なる知識の注入となし之を記憶せしむるものと考ふべからず

吾人の従ふ教育は国民教育なるを以て教授に於て傳達せんとする知識技能は国民生活上必須なる知識技能たることは言を俟たず

知力の陶治を国民教育上より見れば教授は記憶想像思考推理等一切の心的能力の進展を図り自ら求めて知識技能の収得を図ると共に自己創造自己発展の力を養ひ他日の国民生活に備ふると共にやがては発明発見をなし文化の創造拡充を図る如き国民の育成を目的とせざるべからず

第二教授の過程は生活より出発しこれを指導してより高き生活に到らしむるを以て原則とす

思考も推理も想像も何等の経験体験なくして成立するものにあらず　記憶も過去の観念と結合せざる機械的記憶は著しく薄弱なり　故に教授は常に児童の生活体験を考慮し調査しこれを出発点として行はざるべからず

教授は生活に出発するとはいへ只に自然的進行に止らず指導によりて更により高き生活への躍進を企図せざるべからず教授に於ては教師は先づ教材に精通し教材の有する意義を充分体験せざるべからず　教材に含まれたる普遍的意義も教師の体験により始めて生命ある意義を有す　教師は文化財より選択せられたる教材を自己の体験の中に生かし生命あるものとして眞の文化として児童に

提供すべきなり　然して之が提供に於ては前述の児童の生活を考へその個性に応じてその構成の過程に還元し然も教師は生々流動する自己の体験に訴へて児童を刺戟し児童の自発活動に訴へて之れを受容せしめざるべからず　教師の全体験に応ずるものは児童の全体験なり　児童は單に知的のみならずその全生命を働して知情意凡てに訴へて之を理解せざるべからず　かくして行はるゝ教授の過程は生命の追体験にして児童の生命はこの間に進展され生活は一段高き生活へと躍進する　教授は決して与へるに非ずして教師教材を媒介として児童の生活を呼び醒し自ら発動せしめて児童自らに價値を獲得せしむる過程にしてそこに常に働くは教師の指導なり

かゝる過程を経て教材に秘める意味は児童の生命の中へ流入し児童は之れを生活に表現実践すると共により高き文化の理解にと志すに到る

二、綱領

第一教師は教則の精神を体し方法の中正を期しその中心が教師の人格に存することを自覚し絶えざる反省と修養に努む　吾人の従ふ所は国民教育なれば教授も亦国家の示す教則の精神に従ひ新奇をえらばず主観に流れず中正なる方法によりて国家の所期する目的に添ふべく力むべきは当然なり　然して教則を体

するものは教師にして方法を生かすものは教師なり　更に教材の見方に到りては教師その人の教育観により著しく相違を来すもの故教授の中心は教師にあることを忘るべからず

教師は教材を自己の人格に融化し之れを児童の思考よりも尊ろ情操に訴へ感動力に体験せしむることによりて教師の人格を児童に再現せしめざるべからず

されば教師の人格は教授の根柢たるべきなり　故に教師は單に訓練に於てのみならず教授に於ても常に反省し自己の修養に努むると共に敬と愛とを以て児童に接し常に児童の模範となり尊信の対象とならざるべからず

第二自発活動を重んじ除々に自学自習の態度を馴致す

児童の教授に於て自発活動を重んじ之を促して次第に自学自習の態度に導かざるべからず　然して指導の領域は低学年より高学年に進みて減ぜられ反対に自己活動の領域は次第に拡張せられ恰も訓練に於て他律より自律へと進むが如くに好奇心の利用手段的間接的興味等により導かれ居たる児童は次第に自発活動に促されて学習に興味を持ち自ら自己の仕事として学習に努力する自学自習の態度に馴致せざるべからず

第三、よく児童の個性と環境に留意し教材の本質に鑑み絶えざる修練によりて

教授の有効適確をはかる

教授は一面児童の一般的発達を考慮し研究すると共に特にその個性を究めてその心理に適応せしむると共に一面教材の本質に顧みその論理的系列を重んじ意義関聯を明にして主眼を逸せず教師は常にその両者の融合統一を計る為に絶えざる修練を積み有効適確なる効果を挙ぐることに努めざるべからず

蓋しその心理に偏すれば陶冶の本質を逸しその教材に偏すれば児童の生命を解発せしめ得ず　故に教師は常に撓まず努力し両者の研究に努むること　絶えずその方法を修練して臨機応変適切なる指導をなすべきなり

児童の素質及び環境は一級内の児童と雖も千差万別にしてその心理発達の程度に於て異なると共に又特異なる個性を形成しつゝあり　隨つて教授は他より与ふるものにあらずして自ら獲得自ら目覚むるものなれば教授は各人の個性に適合するに非らざれば到底其の効果を適確にすることは望めない

個性の認識は第一には教師と児童との交際に於て直観的直接的に行はれ第二には児童の作業を通じて或はテストによりて間接に行はれ第三には児童の偽らざる告白によりて行はる

教師は児童の全体的個性に着眼すると共に又想像記憶思考推理等の精神能力

上の個性形成にも思を致し学級内に於てかゝる個性的考慮の許に教授を進めざるべからず

環境は又児童生活に至大なる関係を有するものにして児童の心的態度及び個性と離るべからざる関係あるものなれば児童の家庭生活交友状況等は教授上調査改善をなし更に学校環境の整斉にも思を致して教授完全を期すべきなり

教材は複雑多端なる現在の文化財中より基本的模式的なるものとして選択せられたるものにして各教化それぞれその主とする所に於て本質を異にするを以て教材の本質たる陶冶價値及び論理的系統について究め適確に児童に了解獲得せしめざるべからず

教師たる者は絶えざる研究と工夫反省を積み日々修練してその能率を増進し効果を適確ならしむる様努力せざるべからず

三　施設

第一　統一方面

(イ)　各科教授の方針の確立

別冊各科教育方針に詳述

(ロ)　教授細目

各教科の連絡統一に重きを置き加除訂正を自在にし使用に簡便なる形式により之を順次作成し完成を期しつゝあり

(ハ)教授要目

次の如き形式にて記載し教授細目の完成に至るまでの間の各教科の連絡統一に資す

第 学期	月	修身	読方 綴方	書方	算術
週		教材	時数 教材	時数 教材	時数 教材 時数 教材 時数

國史地理理科図画唱歌 体操手工農業裁縫家事 の各科も右同様の形式に記載す

(ニ) 教授案

日案主義を採り教授の徹底を期す

(ホ) 研究授業

毎月二回位研究授業を行ひ全職員参観して放課後此が研究会を開催して教科

の本質教材の内容児童の学習態度教授の方法等各方面に亘りて之が研究討議を行ふ　最近算術科の研究授業を行ひたり

(ヘ)　時間割

学科の難易精神疲労特別教室の関係等に依り時間の配置を定め時間割を編成し自学自習の訓練上毎朝二十分の自習時間を特設す

第二　修得方面

(イ)　校外教授

自然及び文化に接して実感常識を得しむるため各教科共各学年に於て系統案を立て見学要項見学後の整理方法等を事前に確立して之を行ふ

(ロ)　掲示

イ掲示板を二ヶ所に設置し高学年低学年とし掲示規程により掲示し児童の常識を養ふと共に心情を陶冶す

ロ各教室及廊下に児童の成績の優秀なる作品を各学級担任にて掲貼し一般児童の成績の向上を計る

(ハ)　講話

各種記念日等に合同講話をなし其の意義内容を明にす

(ニ) 遠足旅行

遠足は春秋二回之れを行ひ精神鍛錬郷土の見学をなす。

旅行は二月之れを行ひ尋五以上目的地を伊勢地方京都奈良地方を交互に採り單なる養護訓練上の目的達成のみならず綜合学習の機会たらしむ

(ホ) 学校園

校地の一部を以て之れに充て教材及鑑賞用植物を栽培して学習の便を与へ兼ねて農園趣味を養成す

(ヘ) 動物飼育

動物愛護の精神涵養と継続的観察をなさしむるため鶏(十二羽)もりもと(四匹)魚類(鯉鮒)等を飼育す

(ト) 実習

イ、農業実習のため百五十坪の実習地を設け実習研究をなすと共に農業趣味を養ひ勤労の美徳を養ふ

ロ、校内の一室に購買部を設け商業実習をなさしむると共に共同購入の利益並びに学用品供給の利便たらしむ

第三 発表方面

(イ) 展覧会

イ、図画書方綴方裁縫等の成績向上のため随時全校若くは学年別に展覧し一般観覧に供す

ロ、書初展覧会

一月上旬書初を持ちより上等に等級をつけ学級展覧会をなし三等以上は裁縫室に展覧して全校児童父兄の観覧に供す

(ロ) 成績回覧

算術読方綴方書方図画の成績向上のために一年に一回以上各学年別に一括して家庭に回覧す

(ハ) 学藝練習会

各学期に一回宛唱歌談話朗読劇理科等各教科に亘りて平素の研究を発表せしむ

(ニ) 文集

年一回全校児童の文集を作成し各学期に児童文集を作成す

(ホ) 運動会

秋季に運動会を行ひ海軍記念日陸軍記念日体育デーに小運動会を開催す

第四　調査方面

個性調査

(イ)　個性の意義　個性は素質としての個性に立脚し自覚せる自我を中心とし主として自然的環境と精神的環境とを両翼として展開産出せしめたる霊的生命活動の活ける根本法則の独自性を云ふ（楢崎博士）

(ロ)　個性調査の機会

イ、直観魂と魂との觸れる所に霊的生命の根本を体認す
ロ、諸作業運動学習遊戯談話等児童の行動を通じて洞察する
ハ、精神的方面並に身体的方面を一定の法則により測定して知る
ニ、家庭と連絡を緊密にし保護者より行動の一般を聴取す
ホ、家庭を訪問しその自然的精神的環境を精査す

(ハ)　調査上の注意

イ、児童の自然的発露と人為的刺戟の反応による発露とを明確に区別す
ロ、教育的價値のみならず家庭人の事を参酌して心理的價値を記載す

調査の形式別紙の如し参照ありたし）

(五)　養護

一、方針

第一健康の保持増進に努め動作を正確敏活ならしむると共に身体の價値を自覚し養護に努力する精神を養はんことを期す

養護とは身体を養ひ護ることにして身体に保護と鍛錬とを加へて身体を造る教育の作用なり　故に小学校教育に於て特に必要缺くべからざるものにして小学校令第一條に「小学校は児童身体の発達に留意して…云々」と明示せる

養護には積極消極の二方面あり　身体の健康を保護持続し各機能の活動をして一層円滑ならしむる爲めの努力は養護の消極的方面にして更に身体の強健に向つて有爲的努力をなし之れを鍛錬するはその積極的方面なり

此の両方面に努力すると共に一面身体発育過程に応じて各種の運動材料の選択配列に工夫をなし多種多様の方面より神経系統の発達巧緻力の陶治を図り個人として又社会人として最も必要なる正確敏活の養成に努力し他面己れが身体の健康を保護し鍛錬して強健なる身体を育成なすことは子としての道にして臣たる者の覚悟にして國民的教育なることを徹底しあくまで養護に努力する精神を養ひ忠良なる臣民となり皇國を泰山の安きに置く覚悟と精神とを養成せしむ

第二養護の過程は実行より出発し己が身体を自覚せしむることによりて消極

的保護より積極的鍛錬に到らしむることを以て原則となす
養護の方法は先づ実践実行より出発せざるべからず　□□□□実践実行は家庭と密接なる連絡協力をなし児童自身身体を自覚せしめ児童の□□生活並に家庭生活に於ても常に児童身体発達の自然性に立脚しその身体の保護鍛錬に努めしめざるべからず
特に□□□虚弱なる児童に対しては意を用ひ保護を加へつゝ徐々に□□発達健康の□□□図ること肝要なり

二、細領

第一□□□□□□□□□□除々に自彊自衛の態度を□□□□□□□□□訓練をなす為左の□□□□用ひしむ
(イ)　食事の□□
イ食事の時刻を守り咀嚼を充分になすこと
ロ適度の□□と栄養について考慮を拂ひ大人の生活を以て子供に律せざること
ハ食事の前には必ず手を洗ひ口をすすぐこと
ニ歯の如何に必要なるかを自覚せしめ之れが保護の大切なる所以と其の方

法を授くること

(ロ) 睡眠

低学年に於ては十時間高学年にては九時間位の睡眠時間の必要なることを授け早寝早起の習慣養成

(ハ) 姿勢を端正ならしむ

イ. 教室内の姿勢を端正ならしむ

ロ. 姿勢運動として活発なる歩行運動簡易なる体の運動を課すること

ハ 机腰掛の高さを児童身体発育の適度に適合せしむること

(ニ) 運動休息

体育運動と共に合理的休息を児童身体並びに精神の発達と教育の課程内容に省みて大いに考慮すること

第二学校醫家庭との聯絡を密接にし身体に関する児童の一般的並に個別的事情に基き合理的なる養護を行ふ

家庭との聯絡に関し特に注意すべきは

(イ) 身体検査の結果は勿論平素の観察も家庭には直ちに報告し家庭よりはその児童について細大となく学校に通知し治療に取扱ひに十二分の注意を払ふ

(ロ) 日曜其の他の休日を成るべく児童の養護に活用する様懇談会家庭訪問等の機会ある毎に指導しその勵行を奨勵す

(ハ) 隔月の体重測定の活用

(ニ) 予防デーの活用

三、施設

第一　消極的方面

(イ)　身体検査

定期　イ、二月新入児童

個別的身体状況の資料保護者に対する衛生上の自覚

ロ、四月全校児童

児童の自覚材料として教室にグラフにして掲示

教師の重要資料として統計表作製家庭に通告して父兄の反省を促す

ハ、五月十月の虫眼検査

患者の家庭へ通告して自覚せしめ学校醫無料治療を受けしむ　患者は座席を別にし学用品等の貸借を禁ず

臨時　隔月に体重の測定をなし児童自覚の材料に資す

(ロ) 救急治療
衛生室の衛生戸棚に所定の救急品を設備し病者又は負傷者生じたる時は衛生係治療の任に当る
(ハ) 校舎内外の清潔
イ. 普通掃除は放課后毎日(水曜日を除く)行ひ尋常三年以上の児童をして之れに当らしむ
ロ. 大掃除は毎週水曜日の放課后を以て之に当て各配当区を普通掃除に準じ更に室内にては腰板桟硝子桟蜘蛛の巣取下駄箱の清掃室外にては除草地ならし草木の簡單なる手入等を併せ行ふ 終了後校長週番衛生係主任巡視して其の状況を點検す
ハ. 特別大掃除 文部省訓令に則り春秋二季之れを行ふ
消毒藥液或ひは日光等により校舎校具等の消毒を行ひ床下の清掃と消毒剤撒布をなす
(ニ) 寄生虫駆除
定期 海人草(かいにんそう)服用
五百瓦袋の並製品を購入して一人当り上級は十瓦下級は五瓦を水五〇

立方糎乃至三〇立方糎に煎じて砂糖少量を加へ服用せしむ

(ホ) 衛生的施設

イ、衛生講話

各種予防日記念日等の機会をとらへて各〻に関する衛生的事項の訓練をなす

トラホーム予防日　結核予防日　齲歯予防日　健康週間　狂犬病予防週間なり

ロ、掲示教育

掲示記事中に衛生方面の事項を記載して之の方面の教養の資となす

ハ、衛生思想の宣傳

図画級方等の応用として宣傳ビラを書かしめ予防日記念日等に各戸配布各字掲示板に掲示等により衛生思想の普及に努む

(ヘ) 衛生訓練

イ、日常訓練

日常の衛生的訓練は機会ある毎に之れを行ひ又時折検閲して徹底を期す

ロ、衛生訓練要目

各学年別に系統的に要目を配当して之れが徹底を期す

児童衛生訓練要目

尋一

ノ休み時間によく運動すること
二食事のよいならはしをつけること
三手足や体を清潔にすること
四爪をよく切つておくこと
五鼻紙ハンカチを用意して之れをうまく使ふこと
六うがいを行ふこと
七腹巻を用ふること
ノ姿勢を正しくすること
二喜んで入浴すること
三頭髪を清潔にすること
四朝歯磨きをすること〔出来たら寝る前にも〕
五間食偏食をしないこと　附お辨当の心得
六時折耳垢を取ること
七帯はゆるく結ぶこと

尋三

1 日光浴を勵行すること
2 早寢早起を実行すること
3 衣服を清潔にすること
4 正しく呼吸すること
5 風邪の心得を守ること
6 咳は咳つぼへ

尋四

1 皮膚を鍛錬すること
2 毎朝深呼吸を行ふこと
3 飲水について注意をすること
4 正しい睡眠を取ること
5 食物の正しい取方を守ること
6 消毒の習慣をつけること

尋五

1 規律的運動を行ふこと
2 衣服を正しく着用すること
3 近視眼にならない様に注意すること
4 水泳時に耳に注意すること

尋六　5蠅や蚊の害を除くこと
ノ生理衛生の学習を基礎としての姿勢運動休養の正しい價値を自覚させて衛生的訓練の実行をはかる
2日光と衛生との関係を充分理解させてその恩恵を充分に利することと
高等科ノ児童各自の生活全野に衛生的考慮と実行とを計らせる
2学校社会の衛生方面の活動と改善とを計らせる
3簡易なる救急處置の演習を行はせてそれが実際化を計らせめ〔怪我劇血火傷貧血〕
ヲ女子に関しては月経についての正しい観念と正しい處置法を指導すること〔家事科の時間〕

十一月末より昼辨当に味噌汁を給食す　味噌薪炭は校費副食材料は児童交替に持参調理は女先生小使高女児童之れに当る

(ト)　学校給食

(チ)　教授衛生
イ、ノ座席の決定に際して低身者視力聴力に故障あるものを前に栄養血行等の支障ある者は日光射入の良好なる所に置く

2児童の姿勢を端正ならしむる為次の点に留意せしむ
座姿勢の場合は脊柱を垂直にし足は平にして床につけ脚を稍前方に出す
直立の姿勢は不動の姿勢を稍楽にしたもの
3採光は能ふ限り自然に然も多分に強い直射入を遮断す
4換気に十分の注意をなす
ロ学習上より
イ書写の問題
鉛筆の太さ色の濃さ字の大きさを適当ならしむ
ニ読書の問題
本と眼の距離は三十糎本の傾斜は視線を紙面に落して垂直なる様にし姿勢は不動の姿勢の稍前屈状態
第二　積極的方面
(イ)
遠足旅行
イ、健足運動春秋二季校規に基き之を行ふ
ロ、修学旅行　毎年二月五年以上児童伊勢方面京都奈良方面に隔年毎に行ふ

詳細は校規に制定

(ロ) 運動會

イ、小運動會

五月二十七日海軍記念日十一月四日の体育デー三月十日の陸軍記念日等に午后二時間半位にて小運動会を開催す

ロ、運動會

十月二十二日運動會を開催す　詳細は運動會規約に制定

(ハ) ラジオ体操

イ、朝會に(酷暑嚴寒の折は除く)之れを行ふ

ロ、夏季休暇中八月一日より仝三十日まで三十日間午前六時より放送によるラジオ体操會を開く

(ニ) 体育週間

毎年七月三日及び十一月三日より各一週間体育週間となし学校一致して学校体育の向上改善に努力する爲左の行事を行ふ

イ、合同体操

ロ、毎月神社參拜寺院參詣

ハ、遠足
ニ、校舎内外大掃除
ホ、神社道路掃除
ヘ、ポスターにより趣旨徹底
ト、衛生講話

(ホ) 早起會

夏季冬季休暇中は未明に起きて神社寺院に參詣をなさしむ
夏季は稱名練習(読経練習)ラヂオ体操をなさしむ

(六) 職員

一 信條

忠孝 ← 至誠奉公
不断修練 ← 夙夜奮勵努力
熱誠愛情

二、校務整理

校務整理をなす爲總務係外十一の係を置くその分掌事務は左の如し

第一 総務係

(イ) 校規の改正及び命令進達
(ロ) 御影並に勅語謄本の奉安
(ハ) 校長印校印及び諸印の保管
(ニ) 経費予算
(ホ) 物件請求
(ヘ) 寄附金
(ト) 鉄道乗車割引券
(チ) 学級編成
(リ) 教授時間
(ヌ) 児童操行及び賞罰
(ル) 各係に関する決裁検閲

第二　教務係

(イ) 教授細目教授案時間割の整理保管
(ロ) 児童成績表簿及び成績物整理保管
(ハ) 卒業証書名簿の整理保管
(ニ) 児童性行録の整理保管

(ホ) 実地授業
(ヘ) 研究會報告會學藝練習會
(ト) 參觀人及來賓應待
(チ) 學籍簿の整理保管
(リ) 児童の入退学
(ヌ) 學籍に関する諸願届書

第三　統計係

(イ) 学期報調製
(ロ) 学校一覧表調製
(ハ) 児童出席簿並に統計表整理保管
(ニ) 職員及児童の貯金統計
(ホ) 教科書需要供給調

第四　図書係

(イ) 図書の整理保管
(ロ) 図書の請求及供給

第五　機械係

(イ) 機械器具の整理保管
(ロ) 機械器具の請求供給及び修繕
(ハ) 消耗品の請求及び供給
(ニ) 校舎校地の修繕

第六　庶務係

(イ) 学校規則書綴の取扱保管
(ロ) 諸令達及通牒書類の取扱保管
(ハ) 職員會記事保管
(ニ) 諸儀式の挙行
(ホ) 父兄懇談會の開催
(ヘ) 文書の往復
(ト) 諸通知の謄写
(チ) 就学奨励費分配
(リ) 其の他他係に属せざる諸般の件

第七　衛生係

(イ) 児童身体検査

(ロ) トラホーム患者
(ハ) 学校内外の清潔
(ニ) トラホーム患者報告書調製
(ホ) 身体検査統計表調製
(ヘ) 児童救急手当
(ト) 其の他衛生に関する件

第八　會計係
(イ) 宴會及び茶話會
(ロ) 職員の會計に関する一切の件

第九　購買部係
購買に関する事項

第十　文庫係
(イ) 児童文庫の整理保管
(ロ) 購入寄贈雑誌の回覧

第十一　学園係
(イ) 運動場内の花園樹木の手入

(ロ) 農場
(ハ) 花卉其の他種子購入
第十二　拾得物係
(イ) 拾得物の處理
(ロ) 拾得金の處理
三　勤務
御影騰本奉護学級担任当直勤務週番班監督
四　修養施設
第一　学科主任
各学科に主任を定めて研究をなす
第二　研究會
授業法の研究並びに教材の研究會を毎月一回以上行ふ
第三　発表會
毎月一回位順位を定めて一時間以内にて研究事項の発表をなさしめ之が研究を行ふ
第四　職員會

定期　毎月第一金曜日開催　教授法管理法教育に関する疑義及職員児童教務に関する諸件を協議す
臨時　必要の場合開會す

第五　職員報徳會

報徳會規約に基き毎月三日に開催し人格向上に資す

第六　講習會

各種主催の講習會に出席聽講す

第七　新聞雜誌新刊図書謁読

雜誌　明日の教育教材研究壹一(二、三、四、五、六)の学習、縣教育會雜誌、奉公自治報徳會訓練帝國海軍心身鍛錬等

新聞　大阪毎日新聞岐阜日々新聞新愛知新聞

図書　各自購入

第八　他校參観

毎年一回以上他校參観の目的を以て見学旅行を兼ね交替視察旅行をなす

第九　教育會

縣教育會　郡教育會　村教育會各総會に出席す

第十　教員會

郡教員會東部々落會にて研究會を開催す

五、社會関係

職員は次の諸會の指導者となり活動す

保育園處女會青年團報徳會婦人會農會農業基礎團体教育會仏教會奉仕會

(七)　年中行事

月	日	学校家庭行事	季節社会
四	一	新学期開始 入学式始業式挙行	百花咲乱る
	三	勅語下賜記念日 神武天皇祭	衣替 観桜
	上旬	級長任命 少年団入団式 各役員任命	摘草 野遊
	八	降誕会(花祭)	潮干狩
	一一	昭憲皇太后祭 メートル法記念日	結核予防日(二七) トラホーム予防日(三八)

月	日	学校家庭行事	季節社会
五	中旬	身体検査 種痘 遠足	青年団総会 處女会総会
	二九	天長節	
	三〇	靖國神社例祭	
	五 五	端午会	春蚕出づ 幟立つ武者人形飾る 菖蒲の節句 八十八夜(二日) 新緑 牡丹芍薬つぐ藤
	二五	薩摩義士記念日	
	二七	海軍記念日 小運動会	

六			
三〇	東郷祭		
四	虫歯予防デー	苗代害虫駆除	咲く、茶摘始まる
一〇	時の記念日	螢出る	苗代床作り
一七	伊勢大神宮祭	入梅	粢下種
		夏至、夏服	
		蓮、百合咲く	
七			
四	健康週間	朝顔咲く	
七	七夕祭	土用入	
一一	國旗祭	水泳	
二三	報徳祭	中元、薮入	
下旬	学藝会		
二八	終業式	水泳、水遊、夕涼み	
	夏休み	西瓜、瓜南瓜出づ	
	蛔虫駆除	立秋、秋の花咲始む	
		盂蘭盆会	
八			
三〇	日韓合併記念日	墓参	
	夏休み		
	臨時招集		
	登山水泳		

九			
一	第三学期始業式		
	震災記念日		
上旬	級長任命		
一三	乃木祭		
一八	日支事変記念日		
二三	秋季皇霊祭		
一〇			
一三	戊申詔書下賜記念日		
一七	神嘗祭		
二二	秋季運動会		
三〇	教育勅語下賜記念日		
	遠足		
二			
三	明治節		
一〇	國民精神作興詔書下賜記念日		
二三	新嘗祭		
三			
八	成道會		
一四	義士記念日		
二五	大正天皇祭		

二百十日
萩の花咲き始む
十五夜の月
二百二十日
彼岸会
蝗虫駆除
衣替　鎮守祭
果物多し
燈火親し
農作物取入
コスモス咲く
村内氏神例祭
菊花咲く
南天の実色づく
立秋　稲刈始まる
秋の取入に忙し
満期兵除隊
歳暮売出し
年賀郵便取扱
冬至、クリスマス
すゝはき
餅搗き　門松飾

一	学藝会	
二八	第二学期終業式	寒気強し
一一	四方拝	椿、寒菊咲く
三	元始祭	帝國議会開院
五	新年宴会	書初並始会
八	第三学期始業式	消防出初式
一〇	級長任命	除雪
		紙鳶
		陸軍始
		海軍始
		寒く入
二		
四	節分会	初午　立春
七	針供養	節分　豆まき
一一	紀元節	梅花咲く
	憲法発布記念日	雪降る
	建國祭	祈年祭
一五	涅槃会	旧正月
	字別父兄懇談会	左義長
	新入学児童	針供養
	身体検査	
三		
三	雛祭	桃の花咲く

六	学藝練習會	年度末準備
	地久節	彼岸会
一〇	陸軍記念日	中等学校入学試験
	戰病死者墓参	春分
一四	五ヶ條御誓文記念日	帝國議会閉院
二三	春季皇霊祭	種蒔き盛
下旬	卒業証書授与式	
	在学死亡児童追弔会	
	少年団退団式	
	学年末休業	
二七	國際聯盟離脱に関する詔書下賜記念日	

担任教師認印	1		2		3		4		5		6	

体格及健康

事項＼学年	1	2	3	4	5	6
身長						
体重						
胸囲						
発育概評						
栄養						
脊柱						
視力 右						
視力 左						
色神						
眼疾						
聴力障害						
耳疾						
齲歯						
其他疾病						
其他						
要観察者ニ対スル注意及ビ経過						
備考						

学業

科目＼学年	1	2	3	4	5	6
修身						
国語 読方						
国語 綴方						
国語 書方						
国語 話方						
算術						
算術 珠算						
国史						
地理						
理科						
図画						
唱歌						
体操						
手工						
裁縫						
英語						
農業						
商業						
平均						
順位						
好学科						
嫌学科						
欠席 病気						
欠席 事故						

進学及職業指導

本人ノ志望	好キナ職業
	嫌イナ職業
	職業ニ対スル志望理由
	学業ニ対スル志望理由
	家庭ノ意見及父兄ノ意見
指導経過及ビ処理	

学業練習指導経過

学年	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

学校長認印	1	2	3	4	5	6

氏名		本籍地	
生年月日		現住所	
入学		保護者	続柄
卒業退学		入学前経歴及び状況	
事由			

環境

家族	存否	年齢	教育程度	職業	社会的地位	其他
父母						
其他家族						

雇人同居人	
信仰ノ状況	
家族間ノ状況	

家計		交友		近隣	

性行

学年		1	2	3	4	5	6
風貌							
言語							
行動	動機傾向						
	表出						
素幹							
嗜好趣味							
習癖其ノ他							
態度	自己ニ対シ						
	友朋ニ対シ						
	尊長ニ対シ						
	事物ニ対シ						
	公規ニ対シ						
	作業ニ対シ						
人物	概評(品位)						
	特徴						
操行							

第二項　池邊農業補習学校

第一目　所在地

池邊村大字瑞穂字梓池

第二目　沿革

本校は時代の要求に応じ本郡中他に率先して明治三十六年五月創立したるものにして尋常小学卒業後家庭にありて農業に従事するものは悉く入学せしめ兼任訓導二名午后三時より二時間修身國語算術農業の四科目を教授せしが明治三十八年一月に至り國事多端の折柄青年晝間教授は家業の停滞となり加ふるに生徒出席不良に付止むなく晝間教授を廃して農閑の夜間を利用し一夜二時間一週六時間宛教育を施せしが大正五年四月高等科を併置せらるゝに及び翌六年四月よりは教育程度を進め高等科卒業者をも入学せしめ学級も増加して二学級とし生徒の学力充実に心を盡し教育の進歩発展の域に進めつゝ今日に至れり

第三目　歴代校長並に職員数

就任年月日	退任年月日	期間	氏名
明治卅六年六月廿六日	大正六年三月廿一日	十三年九ヶ月	松永長九郎
大正六年三月廿一日		十年三月廿一日	久保田拙耳

大正十年五月廿日	大正十一年三月廿一日	十ヶ月	奥村清之助
十一年四月廿日	十三年三月廿一日	一年十一ヶ月	吉田貞造
十三年三月廿一日	十四年一月廿日	十ヶ月	久保田拙耳
十四年二月十日			山幡庄平

第四目　学級編成

年度	職員数	年度	職員数	年度	職員数
明治四十一年	一	大正六年	三	大正十五年	四
四十二	一	七	三	昭和二年	四
四十三	二	八	三	三	四
四十四	二	九	三	四	四
大正元	二	十	三	五	四
二	二	十一	三	六	四
三	二	十二	三	七	四
四	二	十三	四	八	四
五	三	十四	四	九	五

第五目　補習学校経費

年度	学級数	年度	学級数	年度	学級数	年度	学級数
大正元年	一	大正七年	二	大正十三年	二	昭和五年	三
二	一	八	二	十四	二	六	三
三	一	九	二	十五	二	七	三
四	一	十	二	昭和二	三	八	三
五	二	十一	二	三	三	九	三
六	二	十二	二	四	三		

年度	給料手当	雑給	其の他	計	臨時費	合計
大正十二年	一九二円	一円	九三円	二八五円	一	二八五円
三	八五二	二四	六五	九四一	一	九四一
四	八五二	二四	六五	九四一	一	九四一
五	八五二	二四	六五	九四一	一	九四一
昭和二	八八八	三四	六五	九八七	一	九八七
三	八八八	三四	七五	九九七	一	九九七
四	九三〇	三一	八五	一、〇四六	一	一、〇四六

昭和 五	七〇八	三九	六五	八一二	一	八一一		
六	六七二	三四	五五	七六一	一	七六一		
七	六七二	三四	五五	七六一	一	七六一		
八	七九二	三五	五五	八八二	一	八八二		
九	七九二	三六	五五	八八三	一	八八三		

第六目　出席歩合

年度	出席歩合	生徒数	年度	出席歩合	生徒数
大正十二年	七五・六三	九七	昭和 四年	七八・四九	一三二
十三	七三・九八	一〇七	五	八四・七二	一四六
十四	六五・二一	九六	六	九〇・四七	一三一
十五	七五・〇六	九一	七	八六・九〇	一二一
昭和 二年	七三・七九	一一七	八	八五・四六	一四五
三	八四・一三	一三一	九		

第七目　施設経費の現況

(一) 教育方針

聖旨を奉戴して生産的事業に関する知識技能を授け國民精神に必須なる教育

を施し以て堅実穏健なる勤労を好む日本人を養成するを目的とす

(二) 綱領

一、農業を以て天職とし努力するの自覚を与ふること

二、郷土を愛し自然に親しましめ実用を尚ぶの習慣を養ふこと

三、隣保団結協力一致の精神を養ひ進んで研究的態度に出で其の趣味の涵養に努むること

四、着実穏健有為なる日本人を養成すること

五、体育的施設に留意し強健なる身体を作ることに努むること

(三) 教授

一、方針

(イ) 教材の地方化郷土化

(ロ) 知識の徹底的附與

(ハ) 技能の実際的輔導

(ニ) 平易と熱心

(ホ) 自学輔導

二、施設

(四)

(イ)教授要目の制定
(ロ)教授細目の編成
(ハ)教材研究
(ニ)成績考査（各学期一回）
(ホ)研究田　家庭実習田
(ヘ)試作研究
(ト)副業奨励　養蚕養鶏
(チ)病虫害の駆除
(リ)視察研究　優良農村試験場
(ヌ)品評會
訓練
一、方針
(イ)生徒の個性を尊重して質実剛健なる生産の民を養成する事
(ロ)公民として必要なる自治協同の精神を養ふこと
二、施設
(イ)勅語謄書下賜記念日訓話

(ロ) 四大節儀式参列
(ハ) 國旗國歌に関する訓話
(ニ) 出席奨勵　字別出席成績表　青年団役員と聯係　優良字の表彰
(ホ) 時間勵行

(五) 体育

一、 方針

(イ) 運動の必要を自覚せしめて興味を喚起し日常実行せしむると共に衛生思想を養ふこと
(ロ) 職業的運動を体育的運動によりて矯正し身体の強健を図ること

二、 施設

(イ) 身体検査
(ロ) 剣道の奨勵
(ハ) 運動會
(ニ) 旅行登山

(六) 各科教授方針

青年訓練所の各科教授方針の項に記載

(七)　池邊農業補習学校学則

第一章　総則

第一條　本校は農業補習学校規定に依り小学校の教則を卒へ農業に従事する者に対し農業に関する知識技能を授くると共に國民生活に須要なる教育をなすを以て目的とす

第二條　本校は岐阜縣養老郡池邊村池邊農業補習学校と称す

第三條　本校に左の分教場を置く
　池邊農業補習学校駒野新田分教場

第四條　本校は男子部のみとす

第五條　本校の課程を前期後期に分ち其の修業年限は前期二ヶ年後期三ヶ年とす

第六條　後期の課程を卒へ更に学習せんとする者の爲めに研究科を置く其の修業年限は二ヶ年とす

第七條　学科は四月一日に始まり翌年三月廿一日終る

第三章　学科目学科課程及教授時数

第八條　本校の学科目学科課程及教授時数左の如し

男子農業補習学校

前期（一ヶ年二十週　毎週七時間半）					後期（一ヶ年三十週　毎週十時間半）				
学科目	教程	一学年	二学年	計	学科目	教程	一学年	二学年	三学年	計
修身公民	道徳の要旨公民の心得	三〇	三〇	六〇	修身公民	道徳の要旨公民の心得	三〇	三〇	三〇	九〇
國語	普通文の講読作文習字	七五	七五	一五〇	國語	普通文の講読作文習字	六〇	六〇	六〇	一八〇
数学	算術筆算珠算	六〇	六〇	一二〇	数学	算術筆算珠算	四五	四五	四五	一三五
地理歴史	地理の大意歴史の大意	一〇	一〇	二〇	地理歴史	地理の大意歴史の大意	一〇	一〇	一〇	三〇
理科農業	理科の大意農業の大意	六〇	六〇	一二〇	理科農業	理科の大意、地方農業上適切なる事項	九〇	九〇	九〇	二七〇
	実習	四〇以上	四〇以上	八〇以上		実習	四〇以上	四〇以上	四〇以上	一二〇以上
計		三七五以上	三七五以上	七五〇以上	計		三七五以上	三七五以上	三七五以上	八五五以上

第四章　教授の時刻及季節

第九條　本校の教授時刻は書間又は夜間とし終始の時刻は季節に応じ学校長之れを定む

第十條　本校の教授季節を分つこと左の如し

学期	教授季節

第一学期	自四月一日至　七月廿一日	四月五月中旬迄
第二学期	自九月一日至十二月廿一日	九月十月十一月初旬迄
第三学期	自一月一日至　三月廿一日	一月二月三月

第五章　休業日

第十一條　本校の休業日左の如し

一、祝日大祭日日曜日

二、学年末休業日（五日以内）

三、夏季冬季休業日小学校に準ず

四、産神例祭日（三日以内）

第六章　入退学

第十二條　本校入学期日は毎学年の始とす　但し臨時入学を許すことあるべし

第十三條　本校に入学し得る者の資格左の如し

一、前期第一学年尋常科を卒業したるもの又は之れに準ずべきもの

二、前期第二学年高等科第一学年修了者又はこれと同等の学力を有する者

三、後期第一学年前期の課程を卒へたるもの高等小学校を卒へたる者又

は之れに準ずべき者

第十四條　入学若しくは退学せんとする者は学校長に願出づべし

第十五條　左の各号一に該当する者ある時は学校長は停学又は退学を命ずることあるべし

一、性行不良にして改善の見込みなき者

二、疾病のため修学に堪へずと認めたる者

三、他人の嫌忌すべき疾病ありと認めたる者

四、出席常ならざるもの

第七章　授業料

第十六條　授業料は之れを徴収せず

第八章　雑則

第十七條　学校長は生徒にして学力優等品行端正精勤なる者に対し褒賞を授与することあるべし

第十八條　学校長は各期の課程を卒業せりと認めたる者には学習証書を授与す

第十九條　本則実施に関する細則は学校長之を定む

卒業證書

氏名

年月日生

本校所定ノ教科（後期三年前期二年）ヲ
卒業セシコトヲ證ス

年月日

岐阜縣養老郡池邊農業補習學校長

氏名　印

學習證書

氏名

年月日生

本学年間所定ノ教科ヲ
学習セシコトヲ證ス

年月日

岐阜縣養老郡池邊農業補習學校長

氏名　印

第二節　社會教育

第一項　池邊村青年訓練所

第一目　所在地

岐阜縣養老郡池邊村大字瑞穗字枠池

第二目　沿革

大正十五年六月十五日設立

第三目　歷代職員（歷代主事及指導員）

(一)歷代主事

就職年月日	退職年月日	期間	氏名
大正十五年六月一日			山幡庄平

(二)歷代指導員

就職年月日	退職年月日	期間	學科別 教練別	氏名
大正十五年六月三十日	昭和三年三月三十一日	一年九ヶ月	學科	小出利人
大正十五年六月三十日	昭和三年四月三十日	一年十ヶ月	教練	松永靜円
大正十五年六月三十日	昭和三年七月二十五日	二年	教練	加藤角之進
大正十五年六月三十日	昭和四年四月三十日	二年十ヶ月	學科	細川利雄

大正十五年六月三十日	昭和七年三月三十一日	五年九ヶ月	学科	水野正樹
昭和二年四月　八日	昭和五年八月三十一日	三年五ヶ月	教練	川瀬定松
昭和三年四月十二日	昭和四年三月三十一日	十一ヶ月	学科	高木修一
昭和三年五月　八日	昭和六年七月三十一日	三年三ヶ月	教練	安部義重
昭和三年八月　五日	昭和六年七月三十一日	三年	教練	古川元一
昭和四年四月十五日	昭和五年三月三十一日	十一ヶ月	学科	伊藤核三
昭和四年四月三十日	昭和七年一月二十六日	三年八ヶ月	学科	松永長久
昭和五年四月　四日	昭和六年三月三十一日	十一ヶ月	学科	栗田　清
昭和五年八月三十一日	昭和七年三月三十一日	一年六ヶ月	教練	村瀬義治
昭和六年七月三十一日	昭和八年十月三十日	二年五ヶ月	教練	安部清一
昭和六年七月三十一日	昭和八年十月三十日	二年五ヶ月	教練	近藤　正
昭和七年一月三十一日	昭和八年三月三十一日	一年二ヶ月	学科	岡田民二
昭和七年二月二十八日	昭和七年七月三十一日	六ヶ月	学科	杉原善敏
昭和七年九月十五日	昭和八年三月三十一日	六ヶ月	学科	河瀬照晃
昭和八年十二月十五日	昭和九年六月二十日	六ヶ月	教練	中島信次郎
昭和三年五月　八日			教練	水谷瀕空

昭和六年五月十二日
昭和七年四月　十日
昭和七年八月三十一日
昭和八年三月三十一日
昭和八年十二月三十一日
昭和九年七月　十日

学科　喜田千穎
教練　杉野新一郎
学科　藤原傳右衛門
学科　神田穣
教練　片野忠一
教練　松永一夫

第四目　年次別生徒数並出席歩合

年度	種別	生徒数 一年次	二年次	三年次	四年次	計	出席歩合 教練	学科
大正十五年		一八	一〇	一九	一五	六四		
昭和二年		二〇	二一	一〇	一七	六八		
昭和三年		二五	二一	二〇	一一	七七	七九・〇一	七八・六五
昭和四年		三二	二四	二一	一八	九五	七九・〇〇	七四・九七
昭和五年		三〇	三二	二四	二一	一〇七	八七・三九	七八・〇九
昭和六年		二六	三二	三一	二六	一一一	八九・二三	八一・一四
昭和七年		一八	三五	三一	二七	一〇五	八六・五七	七九・六四
昭和八年		二四	一九	二五	三〇	九八	八九・九九	七九・九九

第五目　訓練所経費

年度／種別	手当	旅費	備品費	消耗品費	其他	計
大正十五年	一八五	二五	三〇 追加一三二	三〇	一九 追加一三二	二八九
昭和二年	三〇六	三五	三五	三〇	八〇	四八六
昭和三年	三〇六	三五	三五	三〇	七四	四八〇
昭和四年	三〇六	五〇	三五	三〇	八四	五〇五
昭和五年	三六六	二五	三〇	二五	七八	五二四
昭和六年	三六六	二〇	二五	二五	一〇	五三六
昭和七年	三六六	二〇	二五	二五	八八	五二四
昭和八年	三六六	二五	三五	三六	八二	五四四
昭和九年	三六六	四〇	一七五	三〇	一二〇	七三一

第六目　施設経営

(一)目的

青年の心身を鍛錬し國民たるの資質を向上せしむるを以つて目的とす

(二)教育方針

聖旨を奉体し青年訓練所の目的を体得し地方郷土の実際國家の情勢及び青年

其のものに立脚して青年の心身を陶冶し村民とし日本國民の一人として充分に其の任を果し得る者を養成するに努む

(三)訓練綱領

一、國体観念を明徴にし質實剛健なる國民精神を養ひ　忘私奉公皇運を扶翼し奉るの精神を涵養すること

二、責任観念を高潮し規律節制進取果敢の習慣を養ふこと

三、正義を尚び堅忍持久物に動せざる気魄を涵養すること

四、智徳併進の生活を強調し道徳と経済の調和意識訓練を重んずること

五、訓練精神の日常生活化に関しては特に細心の注意と最善の努力を盡し不言實行の人たらしめんことを期す

(四)指導員規箴

一、熱と愛とを以て臨み實践躬行訓化に努むること

二、個人的接觸の機會を多くして個性適応の指導をなすこと

三、青年の心理を研究して適切なる指導啓培をなすこと

【附】青年心理

イ、青年期は意気に燃え理想主義思想旺なり〔熱と愛とを以て臨む事〕

ロ、感激性強く同時に破壊的感傷的なり「常に正義を以て率ひる事」
ハ、被暗示性に富む「努めて暗示によりて自発型に導く」
ニ、名譽心強し「美点を挙げて指導すること」
ホ、敏感性に富む「知るは知る知らざるとして赤裸々に接すること」
ヘ、附和雷同性強し「群集心理の中心となるべき者を掌握する事」

第七目　各科訓練項目と訓練要旨

(一)訓練項目

	項目	課程	第一年次	第二年次	第三年次	第四年次	計
教練	修身及公民	國体の本義立憲の本義自治の精神 國民の本務公民の心得道徳の要旨	二五	二五	二五	二五	一〇〇
	教練	各個教練部隊教練陣中勤務旗信號 距離測定軍事講話	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	四二〇
普通科	數学	実用數学	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇
	國語	普通文の講讀作文	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇
	歷史地理	國力発展の由来我國勢力の現状	七	七	七	七	二八
	理科	日常生活に必要なる理科大要	八	八	八	八	三二
	農業	地方の産業に適切なる事項実習	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇
計			二四五	二四五	二四五	二四五	九八〇

(二)訓練季節訓練日及訓練始終時刻

訓練季節	訓練日		訓練始終時刻	
	学科	教練	学科	教練
一月二月 三月四月 五月六月七月 八月 九月十月十一月 十二月	毎週月水金曜 毎週月水金曜 休止 休止 毎週月水金曜 休止	毎週水土曜 毎週日曜 休止 毎週日曜 毎週日曜 第四週日曜	自午后七時 至九時 自午后八時 至十時 自午后八時半 至十時半	自午后一時 至四時半 自午前八時 至午后〇時 自午前七時 至午后五時 自午后一時 至五時 自午后 至四時

(三)各科教授方針

一、修身及公民科

(イ)教育勅語戊申詔書國民精神作興詔書を根本として訓練要目に歸結すること
(ロ)感情の修練に力め生活の内心に觸れ感奮興起せしむること
(ハ)常に活事項を提供して之を批判研究せしめ実生活に結付くること
(ニ)道徳的智能は努めて実践躬行せしむること
(ホ)現代思想の正確なる理解に力め其の長を採り我國民道徳に同化せしむる事
(ヘ)公民的知識を得しむること同時に公民的道徳の訓練に努むる事

(ト)國民生活に関する明確なる理解を有し之に対する奉仕的観念を養ふこと
(チ)教材は一般的のものの外本村自治の実際に精通せしむる事
(リ)新規公布の法令の大要を會得せしむること
(ヌ)経済的観念の養成に努むる事

二、数学科

(イ)筆珠両算を併用し計算を確実敏速ならしめ教材は平易にして実用的なるものを授く
(ロ)実際生活に必要なる社會的経済的知識を授く即ち利息物價指数貿易村郡縣國等産業上の計算
(ハ)農業上特に家計に関する諸計算に習熟せしむるため土地肥料家畜農産製造農業経営地代統計等に関するものを多く授く
(ニ)度量衡の改正制度により米法を実際生活に價値づけるまでに至らしむ

三、國語科

(イ)讀書趣味の増進を図り精神生活を豊富純潔ならしむる事
(ロ)大意把捉の習慣を養ふ
(ハ)讀本中の実生活に活用せらるる教材は努めて活用する

(ニ) 辞書の使用に習熟せしむる事
(ホ) 課外讀物の奨勵を爲すこと同事に補充材料を撰び自習材料とする
(ヘ) 綴方は日常の往復文儀式文公文書等の練習をなさしむ
(ト) 短文簡潔連絡等実際的ならしむ
(チ) 家庭に於ける時間を利用し思想の練磨を図らしむ

四、國史科及地理科

(イ) 修身及公民科との聯絡を保ち我が國体及國勢を知らしめ國民精神を涵養するに必要なる事項に注意して授く
(ロ) 國民の発展の由来と我が國の現状につきて特に意を用ひて授く

五、理科

(イ) 自然学の大体を授け之によりて自然物及自然的現象に関する興味と研究とを喚起す
(ロ) 人生と自然との交互的関係並に生理衛生上の理法及び自然的現象の利用厚生につき知らしむ
(ハ) 農業科と聯絡をとる様に努む

六、農業科

(イ)本村農業狀勢を詳に研究し特に改善助長を要する指導を爲す
(ロ)實地實物を本位とし可成宿題課題を課し教授の応用練達を図る
(ハ)國家社會に対する農業の位置を覺らしめ以つて農民的自覺を高むる
(ニ)経済観念の養成に努め一個の農業者としての経営才能を養ふ
(ホ)土地の老農篤志家の意見を參酌する様に努む

七、教練

(イ)國家観念を明にする事
(ロ)堅忍剛毅の精神を養ふこと
(ハ)規律を重んじ礼儀を正しくするに努むること
(ニ)凡て協同を尚び勤労を樂むの習慣に馴れしむる様心掛けること
(ホ)強健なる身体を養成すること

(四)

訓練の實際

一、指導員の連絡統制協議

(イ)訓練の実績を挙ぐるの鍵は一に指導員の人格識見態度如何にあるを以つて毎日訓練日の行事を終へたる後主事学科教練指導員の座談會を開き各自の修養に努め以つて其の徳性に薫染せしむるの道を講ず

二、個性調査

指導員は生徒に接する際其の個性を観察し所定の個性調査簿に記入し且つ身体上の特殊的体質あるもの及生徒職員関係学歴家庭等を調査し其の長短を知り個性に適応する訓練を実施す

三、訓練始め儀式教育

訓練の実績を収むる為毎訓練日の始めと終に厳粛荘重なる式を挙げ形より精神教育に資す

(イ)朝禮

一、集合
一、年次長上席指導員に敬礼人員報告
一、服装検査
一、上席指導員主事に対し敬礼人員報告
一、國歌合唱
一、國旗掲揚
一、最敬礼
一、主事訓示

一、上席指導員注意

(ロ) 開所の礼

一、整列

一、主事に敬礼終了の報告

一、國旗降下

一、最敬礼

一、主事所見開示

一、上席指導員に敬礼當日の所見開示

一、解散

四、青年訓練所報徳會

生徒の知恩報徳の精神を涵養し絶えざる精神修養の爲毎月報徳會を開催す

一、一同敬礼

一、君が代二回合唱

一、最敬礼

一、勅語奉讀

一、最敬礼

一、開會の辭
一、実行問題協議
一、講話
一、閉會の辭

第二項　池邊村青年団

団体員数	目的	事業	指導者資格別氏名	事務所ノ位置	経費	財政状態	備考
昭和三年 一六六 昭和四年 一六〇 昭和五年 一九九 昭和六年 二三〇 昭和七年 二一八	本団は教育勅語戊申詔書國民精神作興詔書及朝見の儀に賜りたる勅語及令旨の大旨を奉じ青年の智徳を修養し体育を奨勵し風儀の改善會	春季総會 講演會 報徳會 軍隊慰問 団体視察 旅行登山 四ケ村対抗 撃剣會 陸上競技會	団長　一山幡庄平 副団長　三渡辺章 木村完一 大橋清一 幹事 喜田千穎 支部長 一二	池邊村大字瑞穂字枡池辺小学校	昭和三年 二一八・七八円 昭和四年 一九八・五〇円 昭和五年 一九七・五六円 昭和六年 一九八・二九円 昭和七年 二七七・五五円	団費　寄附金 村補助	

昭和八年 二一三 昭和九年 二二三	産業の発達を図るを以て目的とす	一夜講習		昭和八年 一六八・二六円 昭和九年 一八八・八五円	

沿革

本団は明治四十二年七月創立にして事務所を池邊村役場に置く
大正十年八月より事務所を池辺小学校に移す
本村青年団員は本村在住にして小学校を卒業し若しくは学齢を終へたるものより満二十五歳迄のを正団員とす
従来六支部を置きしが大正十二年十月十三日総會に於て六支部を分ちて十二支部とし根古地新田を東西二支部として十三支部とす大正十三年四月一日根古地新田を瑞穂と改稱し現今十二支部とし支部長を置き自治機関として毎月支部會を開會し支部事業の活動を奨勵す

第三項　池邊村處女會

団体員数	目的	事業	指導者資格別氏名	事務所ノ位置	経費	財政状態	備考
昭和二年	世の進歩に伴ひ	総會年二回	會長	池邊	昭和二年	村補	

沿革

一二一	礼處女修養機関の必要を感じ創立以来総會に講習會或は講話會に依り處女の修養を計り他日善良なる主婦たらしめん事に努む	回 例會 割烹作法 講習佛花 講習會 忠想善導 の講習會 本椿油搾 り方講習 會 茶話會 副引 裁縫手藝 の展覧會	山幡庄平 副會長 安田はるの 幹事 四	村大 字瑞 穂池 辺小 学校	助 會費 寄附 金
昭和三年 九六					六四円 昭和三年 六四円
昭和四年 九〇					昭和四年 八一円
昭和五年 七〇					昭和五年 八一円
昭和六年 九〇					昭和六年 七四円
昭和七年 九〇					昭和七年 七四円
昭和八年 八五					昭和八年 七三円
昭和九年 八三					昭和九年 七二円

大正十年三月五日池辺小学校に於て発會式挙行

第四項　池邊小学少年団

団体員数	目的	事業	指導者資格別氏名	事務所ノ位置	経費	財政状態	備考
昭和三年 二一九 昭和四年 三〇四 昭和五年 二〇六 昭和六年 二一五 昭和七年 二二八 昭和八年 二三六 昭和九年	本団は我國固有の道徳を基本として博愛の精神を涵養し且健康の増進を図り善良なる國民を養成するを以て目的とせり	神社掃除 道路掃除 自轉車用ポンプ及下駄箱の設置 火災予防宣傳 衛生思想の宣傳 夜警 出征軍人家族慰問 戰死者墓	団長 山幡庄平 副団長 喜田千穎 幹事 十二	池辺村大字瑞穂池辺小学校	昭和九年 二〇円	寄附金	

四一九					
		地参拝神社佛閣参拝			

沿革
昭和二年十二月二十六日池辺村少年団を設立
昭和九年三月二十五日改名し以来公共的社會の爲種々の事業をなす

第五項　報徳會

団体員数	目的	事業	指導者資格別氏名	事務所ノ位置	備考
一一 四六〇	教育勅語の趣旨を体得し報徳精神を養ふ	毎月各部落に於て実施せり 実行問題を協定し実行	池辺村聯合会長 伊藤清次郎 副会長 山幡庄平 各部落に役員あり	池辺村大字巻池辺村役場	

沿革

大正九年以降順次に創立

第六項　岐阜縣佛教會養老郡支會池邊村分會

第一目　沿革

昭和三年三月二十六日岐阜縣佛教會養老郡支會池邊村分會の結成發會式を明円寺に於て挙行す　結成當時の事務所は明円寺内に置きしも昭和八年十二月八日會則改正により池邊村役場内に置く

第二目　會則

岐阜縣佛教會養老郡支會池邊村分會々則

第一條　本會は岐阜縣佛教會養老郡支會池邊村分會と稱す

第二條　本會事務所は池邊村役場内に置く

第三條　本會は聖旨を奉戴し佛教の本旨に基き村内各種の団体と相提携して思想の善導社會教化の向上及民力の涵養を計り共存共栄の実を挙ぐるを以て目的とす

第四條　前條の目的を達成する爲め左の事業を行ふ

一、春秋二季及臨時に講演會を開き聖旨並に教意の徹底を期すること

二、死亡會員並に無緣者の爲め毎年追弔會を行ふ
三、戰病死者追弔會を執行し遺家族の慰問を爲すこと
四、毎年一回小学校在学児童死亡者の追弔會を執行すること
五、精神作興及教化の向上を期する爲め村内報徳會を援助し振興を図ること
六、村内各種機関と聯絡して社會事業の研究並に其の施設を爲す
七、水曜日学校佛教青年會及農繁期保育園の開設並に其の充実を図ること
八、同朋相愛の觀念を鼓吹し其の実現を期すること
九、釋放者の保護をなし再犯を防止すること
一〇、善行者の表彰を行ふこと
二、其の他必要適切と認むる事項

第五條　本會は村内に住する寺院並に佛教信徒を以て組織し會員を分ちて左の四種とす
一、特別會員　毎年金貳円以上の寄附者
二、正會員　本村内寺院但會費年貳円

三、賛助員　毎年金五拾銭以上の寄附者
四、通常員　本村内に住する佛教信徒

第六條　本會に左の役員を置く
分會長一名　本會を代表し一切の事務を統理し會議の議長となる
副分會長二名　分會長を補佐して分會長事故ある時は其の職務を代理す
顧問若干名　助役駐在所巡査米穀検査員
理事三名　本會の會計及庶務を掌る
商議員若干名　會員を代表して分會長の諮問に応ず

第七條　分會長は村長副分會長は小学校長及僧侶（但し僧侶の副分會長は正會員中にて互選し其の任期は二ヶ年とす）理事は本村収入役庶務は寺社主任を分會長より嘱託し一名は正會員中より互選し其の任期は二ヶ年とす
商議員は正會員及一般會員中より會長に於て推薦したるもの

第八條　商議員會は毎年一回之を開き豫算決算を審議し且つ重要事項を議決す
但し必要ある時は臨時會を開く
本會は基金造成を行ひ其の□□として申経其の他を行ふ

第九條　本會の經費は基本金より生ずる收入並會員寄附金村補助金及雜收入を以て之に充つ

第十條　本會の會計年度は政府の會計年度に依る

第十一條　本會會則は商議員の決議を經るに非らざれば改正加除することを得ず

第三日　縣佛教會養老郡支會役員

昭和九年五月十二日養老郡支會總會に於て會則を變更し支會の組織を各町村分會を以てすることとせし爲め從來の支會賛助員の各位は分會の賛助員又は特別會員として御盡力を煩すこととなれり、仝日の選擧により稱名寺住職松永靜圓支會評議員に當選し智通寺住職館登當日郡内正會員大多數を以て支會長に當選す

第四日　分會役員

分會長	池辺村長	伊藤清次郎	
副分會長	池辺小学校長	山幡生平	明圓寺住職　藤原亮快
顧問	池辺村助役	児玉斉治	駐在所巡査　福井一
	米穀檢查員	廣瀬正之	
理事	池辺村収入役	杉野新太郎	仝　書記　杉野薫

禅名寺住職　松永静圓

第五目　年中行事一覧表

	祝祭日　記念日		行事	
四月	三日　神武天皇祭	八日	釋尊降誕會花祭り	前年度村内出誕者に念珠贈呈
	二十九日　天長節	水曜日学校		
五月	二十七日　海軍記念日	二十五日	薩摩義士の追弔會	児童日曜日毎に早起寺院参拝指導
		水曜日学校		
六月	十日　時の記念日	中旬より下旬	農繁期保育園開設	各寺院正午梵鐘にて時報
		水曜日学校		
七月	三十日　明治天皇御祥月	下旬より来月上旬へ	水曜日学校	健康週間
			村内無縁者供養會並に申経	
八月		休暇中	夏季学校開設（午前五時―六時）（午前七時―八時）	盂蘭盆會　墓地掃除　盆おどり

九月	二十四日	秋季皇靈祭	下旬	佛教講演會 佛教青年會〔文子部〕追弔會
十月	十三日	戊申詔書下賜記念日	上旬	水曜日学校
	十七日	神嘗祭		
	三十日	教育勅語下賜記念日		
十一月	三日	明治節	中旬	彼岸會中信仰週間
	十日	精神作興詔書下賜記念日		
	二十三日	新嘗祭		
十二月	二十五日	大正天皇祭	八日	講演會 水曜日学校 二十八日親鸞聖人入寂報恩講
				釋尊成道會 水曜日学校 歲末同情日

一月	一日	四方拜	
	三日	元始祭	
	五日	新年宴會	
二月	十一日	紀元節〔建國祭〕	
三月	六日	地久節	
	十日	陸軍記念日	
		春季皇靈祭	
		聯盟離脫に関する詔書下賜記念日	

		佛教青年會〔男子部〕追弔會	二十五日法然上人御忌
	十日	水曜日学校	
	十五日	涅槃會	
		戰病死者追弔會	戰病死者墓地供養彼岸會中信仰週間
		商議員會	
		池邊村佛教會總會	
		優良児童選賞	
		村内死亡者追弔會	
		在学児童死亡者追弔會	

第六目　申經執行一覽表

	根古地明圓寺	根古地稱名寺	根古地天照寺
昭和二年	五四口		
昭和三年		四九口	
昭和四年			五二口
昭和五年	三八口		
昭和六年		四三口	
昭和七年			三五口
昭和八年	三〇口		
昭和九年		三六口	

大巻智通寺	七一口	七〇口	七二口	七〇口	六四口	六七口	六二口	二一口	
大場西運寺	五四口	四〇口	五七口	五八口	五三口	四四口	五一口	四六口	
小坪説教場	六八口	二七口	四一口	二一口	三三口	二二口	二六口	二九口	
釜段	四九口	三九口	四〇口	四一口	四五口	四四口	四三口	五二口	
江ノ橋	二九口	二四口	二六口		二七口		二四口		
駒野新田		一九口		三四口	三二口	三〇口	三〇口	三〇口	
高柳大巻			四四口						
堤瑞穂大代				三四口					
計	二二五口	二六八口	三三二口	二九四口	二九七口	二四二口	三〇三口	三八五口	

第七目　佛教講演會　其の他

昭和三年
八月十七日小坪説教場
十八日大代柳照庵
大巻智通寺

議題	其他
講師	宇治平等院 僧正　神居琳應師

十九日大場西運寺 根古地稱名寺			
昭和四年　八ヶ所 村内七ヶ所	敬老會 七十歳以上（男七十二名 女七十一名	郡社會主事 大久保休吾氏	
昭和五年三月二十五日 小学校校庭	東本願寺映画活動写眞 毛綱　八巻 大和の清九郎 其の他	布教使 比叡義國師	
八月十九日　天照寺 十二月　八日　明圓寺	薩摩義士慰霊琵琶彈奏 法の水	鹿児島縣人視察團 安八農学校 石崎教諭	
昭和六年 三月二十六日　稱名寺 八月七日より九日迄 五ヶ所		森　鳳州師 前小菅刑務所教悔師 從六位尾原靜乘師	
昭和七年			

一月十一日　智通寺 八月五日ヨリ七日迄 五ケ所	眞実の宗教に顕れたる弥陀法の開展	嗣講　館　登師 嗣講　淫茨靈正師
昭和八年八月十一日 ヨリ　村内五ケ所	一、人生社會解決の佛教 一、肉体と苦樂と信仰	佛教專門学校教授 稻垣眞我師
昭和九年 一月十二日　稱名寺 十四日　智通寺 三月二十五日　明圓寺 八月十日ヨリ十二日迄	宗教琵琶彈奏	大谷派布教使 中川海舟師
	日本精神と聖徳太子	高木興圓師 前小菅刑務所教悔師 從六位　尾原靜來師

第八目　縣佛教會總會

第十回岐阜縣佛教會總會は昭和九年六月十一日惠那郡長島町圓通寺にて執行され池辺村分會より智通寺住職館登稱名寺住職松永靜圓出席せり　總會後滿州事變戰病死者本會員物故者追悼會執行されたり　當日の總會に於て緊急動議として左の宣誓案上程され滿場一致拍手を以つて可決され宣誓さる、尚吉本在滿

部隊に対し感謝電報発信を可決し會長に一任せり

宣誓

友邦滿州國の健全なる發達整備に伴ひて國際観念の反省を来し我が國の主張する所漸く認識せられ初めたりと雖も提盟國たる日本帝國の重責是れより愈々加はらんとす我が帝國の外に向って正義を貫徹し以て國是を遂行せんとするの機は將に迫りつゝあり明年開催さるべき軍縮會議の成行は日本帝國民たるもの断じて無関心にあるべきものにあらず　宜しく吾人は精神的全般の支持を今より棒げ以て東洋百年の平和工作に資せざるべからず　凡艱難を解決するに當りては先づ第一不動沈着の精神と協力統制一絲乱れざるの準備あるを肝要とし第一義諒とすること其の事の個人の場合と團体たるとに於て毫末も異なることなし吾等佛教家は國恩に負荷し聖恩に治澤する所の洵に偉大なることは佛教歴史の示す所にして是の期に際し殊に粉骨砕身以て報恩の懇念を體せざるべからず　幸に職を社會教化に奉ずるもの善巧方便以て社會精神意識の安定を策し矯激を斥け固陋を排し以て國民の精神融合と協調を計り武歩益々國運の隆昌に資する所あらんことを期す

第九目　表彰

第九回岐阜縣佛教會總會に際し表彰を受く

昭和八年十月十一日第九回佛教會總會を大野郡高山町大谷派別院にて執行さるに際し適當の社會事業を施設し共存共榮の実を挙ぐるものの中成績優良なるものに対し第一回表彰さるゝことになり池辺村分會は縣下五ヶ所の選に入り表彰を受くることになり稱名寺住職松永靜圓會を代表して出席したり、表彰狀及記念品置時計は新設小学校講堂に揭置することとなり永く名誉を後世に残すことゝなりたり、表彰の全文は第十五章表彰に記載せり

第十目　池邊村佛教水曜日学校

(一)沿革

明圓寺稱名寺西運寺は北部日曜学校を経営し来りしが池辺村佛教會の結合なるに及び北部日曜学校を解消し池辺村佛教水曜日学校規定を制定し児童の宗教心を啓育し德性を涵養することゝせり

(二)規則

第一條　名稱は池辺村佛教水曜日学校と稱す

第二條　目的は児童に敬神崇祖の念を與へて思想を善導するにあり

第三條　組織は池辺村寺院住職副住職及代勤と池辺村小学校教職員全在学児童

を以てす

第四條　位置は當分本村大字大巻智通寺大字根古地明圓寺稱名寺天照寺大字大場西運寺内とす

第五條　期日は毎月一回以上水曜日午後授業放課後一時間の予定とす

第六條　開校と閉校は学校と寺院と協議の上開閉するものとす

第七條　科目は正信偈三誓偈佛教講話通俗講話談話佛教唱歌とす

第八條　教師は寺院住職副住職又は代勤学校教職員とす

第九條　順序は禮拜開校の辞君が代合唱最敬禮〔天牌奉安寺に於て〕正信偈又は三誓偈講話訓話児童談話佛教唱歌閉會の辞禮拜とす

第十條　経費は経営者たる池邊村佛教會の負担とす

第十一條　本校教師は児童退校後許す範囲内に於て茶話會信仰座談會時事研究會を開催す

第十二條　総會は降誕會成道會涅槃會陸軍記念日追弔會在学児童死亡者追弔會の時とす

第十三條　夏季休暇中は毎朝午前五時より六時迄の間に於て早起聲明講習佛教講話体操等を行ふ

第四條　本校生徒にして小学校卒業の時学業成績優秀なる者を選抜佛教會長選賞す

第五條　総會に関しては其の前に於て寺院及学校と會所及萬端を協定するものとす

第六條　本則は総會に於て改正変更し得るものとす
但し地辺村佛教會會則に抵觸することを得ず

第七條　本校の事務は當番寺院の住職(副住職)之に當る

(三)夏季学校
昭和五年夏季休暇より毎年早起神社参拝をなし午前五時より約一時間又は午前七時より約一時間各大字一所に寺院又は其の他の會場にて大概左の順序にて一週間乃至休暇中実施せり

一、敬礼
一、勿をつけ　禮拝
一、君が代合唱
一、皇恩感謝奉唱

生々にうけし六道の生よりはこの度の人身は最も喜ばしく世々に蒙り

し國王の恩よりはこの處の皇恩は殊に重し　世間につけ出世につけ恩
を仰ぎ徳を仰ぐ　いかでか王法を忽緒したてまつるべきや

一、出席点呼
一、聲明教授
　井澤勝行訂譜　京都東林書房発行日用聲明教本による
一、佛教講話
　教科書は日曜学校教の栞上中下三巻及其他
一、回向の歌合唱　大谷派本願寺智子御裏方御作歌
一、信念の確立
　はかりなき　いのちたまひし　よろこびは
　御名よぶごとに　いやあらたなり
二、自己の修養
　すゝむ世に　あやまたぬ道　ふみ分かむ
　御のりのまゝに　みちびかれつゝ
三、家庭の和樂
　うちそろひ　むつみあひつゝ　へだてなき

慈悲あふがなん　家のうちそと

四、奉仕の生活

人のため　世のため　なさけつくさずば
めぐみに生きる　かひやなからん

一、禮拝　〔ラジオ体操等を附加す〕
一、敬礼

(三)実施要項

昭和八年自七月二十八日至八月三十一日根古地夏季学校実施要項

期日 / 要項	教授者	教授要項	講和事項
七月二十八日	稱名寺	一、佛前にて拝禮及勤行の時心得ふべきこと	一、開校の挨拶
二十九日		一、正信偈素読	一、龍樹菩薩につき
三十日		一、仝前	一、明治大帝の御徳徳追慕
三十一日		一、正信偈草読	一、念珠につき
八月一日		一、正信偈草読	一、天親菩薩につき
二日		一、念佛初重	一、善悪因果

八月 三日	一、和讃弥陀成佛初重二首		
四日	一、念佛二重 和讃二重二首		一、四恩
五日	一、念佛三重 和讃三重二首		一、血染の聖教本光坊につき
六日	一、念佛和讃六首廻向文御文		一、焼香とその根拠
七日	一、正信偈		一、先祖を敬へ
八日	一、和讃念佛六首		一、聖徳太子
九日	一、正信偈 和讃六首引		一、親鸞聖人
十日	一、和讃		一、蕃化の義人呉鳳
十一日 明圓寺	一、正信偈 和讃六首引 御文		一、開校の辞山幡校長訓話
十二日	一、正信偈草読		一、開校の辞 勤倹節約の趣意 上杉鷹山公の美徳
十二日	一、正信偈草読節に留意して		一、忠臣の道 秀吉と佐久間盛政
十三日	一、初重念佛 和讃五十六億二首		一、謙譲の徳について 寓話一口
十四日	一、二重念佛 和讃二首		一、少年の忠誠について

十五日			
十六日	一、三重念佛　和讃二首		二人の脱隊兵
	一、正信偈草読 念佛和讃五十六億二首		一、先づ自己を知れ　縄からげの猛虎龍の童話一つ
十七日	一、道光明朗超絶せり 和讃初重二首	一、佛を信じ敬へ 一、山幡校長訓話	
十八日	一、和讃二首　二重	一、正直にせよ 童話一つ	
十九日	一、三重和讃二首	一、努力せよ	
二十日	一、正信偈草読 道光明朗の和讃　六首廻向	一、我執を離れよ 掴んだ金米糖	
二十一日	一、正信偈草読 廻向　我説彼尊	一、恩を知れ恩に酬ひよ 奴隷と獅子	
二十二日	一、御文　信心獲得 改悔文	一、自己を偽り飾るな 童話一つ	
		一、第一歩を誤るな 三人兄弟出世話	

(五)夏季学校出席表〔昭和五年自七月二十一日　至八月二十四日〕

八月二十三日	一、正信偈草読　道光明朗　六首			一、如来大悲　報徳歌
二十四日	一、開校につき談話會をなす			一、伽話二つ　働く徳柳生流腕試し　一、開校の辞
二十五日	天照寺	一、親の慈悲について	一、赤染衛門の話	
二十六日		一、佛の慈悲	一、猿の犠牲	
二十七日		一、四恩	一、蟹と蛇の話	
二十八日		一、釋尊の慈悲　善生中の一節着柄	一、ナーラー比丘の話	
二十九日		一、協同一致　明治大帝の御製	一、鶉の力の話	
三十日		一、兄弟は仲よく互に協力すべし	一、首なし地蔵様の話	
三十一日		一、親の教へをよく守るべきこと	一、天祖大師御幼少時代の一節	

開設場所	字名	開設日数	精勤者数	出席者数	備考
根古地	根古地、江ノ橋	三五日	四一名	七六名	
明圓寺	杵池	〃	一七	二三	
稱名寺	柳原、	〃	三	一〇	
天照寺	西條	〃	一三	二一	
大場	大代	〃	七	二九	
西運寺	大場本田	三五日	二二	二六	
大巻智通寺	大場新田	〃	一九	二四	
高柳 伊藤清次郎	大巻、上、下、寺町、堤、仁保	三五日	七七	五三	
釜段	高柳	七日	二四	三三	
小坪設教場	釜段	一〇日	三五	四五	
計	小坪、駒野新田	一三日	三二	六二	
			二九〇	五一四	

盆の十六日の晩寺院神社の境内にて老若相集り盆踊りをなすは亡者地獄にてこの日苦しみを免れて喜び踊る有様をうつせしものなりとの俗説あり、又目蓮

尊者其の母の苦患を免れたる姿を見て大いに歓喜踊躍せりその相に擬したるを盆踊なりと云ふ俗説あり、俗説とは云へ何れも捨て難き心持あり惟ふに目蓮尊者の親に孝順なりし赤誠は我々の鑑たり蓋し盂蘭盆経の日本人を感化したる所以の一つもこの孝道に存す盆踊りに関する俗説必ずしも経説を汚すものにあらず　左に佛教音樂協會制定東本願寺社會課編新作盆踊り歌を記す

昭和八年八月館義常師指導のもとに盆踊り會を行へり

新作ぼんをどり歌

佛教音樂協會制定
東本願寺社會課編

〽ハアぼんは　ナ〔ヨイサ〕
ぼんは嬉しや別れた人も　アラセヨホホイ
晴れて此世へ　ハ、會ひに来る
〽ハアむかし　ナ〔ヨイサ〕
むかし話につい夜もふけて　アラセヨホホイ
月もかたぶく　ハ　西の空
〽ハアをどる　ナ〔ヨイサ〕
踊り手ぶりに見とれて月を　アラセヨホホイ
にくや雲めが　ハ　邪魔をする
〽ハアどんと　ナ〔ヨイサ〕
どんと叩いた太鼓の音に　アラセヨホホイ
あの世この世の　ハ　戸が開く

〔巖谷小浪作歌〕

〽ハア揃た　ナ〔ヨイサ〕
揃た揃うたよ踊手が揃た　アラセヨホホイ
稲の穂のように　ハ、よく揃た

〃 ハア心　ナ〔ヨイサ〕
心揃へば手振りも揃ふ　アラせヨホホホイ
お月様さへ　ハ、笑ひがほ
〃 ハア歌ひ　ナ〔ヨイサ〕
歌ひませうよ聲張り上げて　アラせヨホホホイ
國の栄えが　ハ、身の栄え
〃 ハア足の　ナ〔ヨイサ〕
足の軽さよ気の軽さ　アラせヨホホホイ
田植すました　ハ、帰り道
〃 ハア雲の　ナ〔ヨイサ〕
雲の間から羨ましげに　アラせヨホホホイ
踊り見てゐる　ハ、お月様
〃 ハア心　ナ〔ヨイサ〕
心廣けりや世間も廣い　アラせヨホホホイ
働きや身も立つ　ハ、家も立つ
〔小林一郎作歌〕

〃 ハア踊り　ナ〔ヨイサ〕
踊り踊るなら手拍子たたけ　アラせヨホホホイ
調子づかなきや　ハ、歌も出ぬ
〃 ハア盆が　ナ〔ヨイサ〕
盆が来る来る川端柳　アラせヨホホホイ
水の流れも　ハ、盆となる
〃 ハア親の　ナ〔ヨイサ〕
親のない子は皆出てござらん　アラせヨホホホイ
まるい十五夜　ハ、月が出た
〃 ハア今宵　ナ〔ヨイサ〕
今宵出た月ア眞如のお月　アラせヨホホホイ
親の後生樂　ハ、出て踊る
〃 ハア音頭　ナ〔ヨイサ〕
音頭途切れりや見物ア飽きる　アラせヨホホホイ
踊り踊る子も　ハ、眠くなる
〃 ハア唄は　ナ〔ヨイサ〕

唄は袂にまだあるけれど　音頭とうなきや　ハ、出てこない
アラセヨホホイ　〔野口雨情作歌〕

第七項　池邊村教育會

第一目　設立

本會は大正十四年十一月三日の創立にかゝり池邊村教育會と称す

第一章　総則　第二目　會則

第一條　本會は會員協同一致して教育産業衛生の発達地方自治の振興を計るを以て目的とす

第二條　本會は池邊村教育會と称し本村住民を以て組織す

第三條　本會は事務所を池邊尋常高等小学校に置く

第四條　本會會員を左の二部に分つ

一、戸主部

二、主婦部

但し青年団及處女會員は本會員とす

第五條　本會に支部を置く其名称区域左の如し

一、大場支部　大場

二、根古地支部　根古地

三、瑞穂東支部　枡池柳原　四、瑞穂西支部　大代西條
五、大巻上支部　上組　六、堤支部　堤組
七、下支部　下組　八、仁保支部　仁保組
九、寺町支部　寺町組　一〇、高柳支部　高柳
二、小坪支部　小坪　一二、釜段支部　釜段
一三、駒野新田支部　駒野新田

第六條　支部の規約は其の支部の議決を経會長の承認を得て支部長之を定む

第三章　役員

第七條　本会は会長一名副会長二名理事若干名会計一名支部長十三名評議員若干名を置く

第八條　役員は総会に於て選任し任期は二ケ年とす
但し再選を妨げず
理事は本村役場吏員本村小学校職員本村駐在所巡査に嘱託するものとす

会計は本村収入役とす
評議員は本村村会議員学務委員農会評議員寺院住職其の他会長に於て

適當と認めたるものとす

第九條　但し会長に於て適當と認めたるものの任期は二ヶ年とし再選を妨げず
会長は本会を統理し評議員及総会の議長となる　副会長は会長を補佐
し会長事故有る時は其の職務を代理す
理事は会長の指揮を受け会計事務を掌る
支部長は部員を統理し会長の指揮を受け其の支部に関する事務を掌る
評議員は会長の諮問に答へ併せて事業の成績を監理し意見を会長に申
告することを得

第三章　会議

第十條　会議を分ちて評議員会総会及支部長会とす

第十一條　評議員会は会長之を招集す

第十二條　評議員会の議決すべき事件概目左の如し
一、事業選定改廃に関する件
二、豫算決算に関する件
三、財産の管理處分に関する件
四、会員の表彰戒告に関する件

五、其の他会長に於て必要と認むる事件

第十三條　副会長理事及会計は評議員会に列席し会議に参與するものとす

第十四條　総会及各支部会は毎年一回之を開く
但し臨時開会することあるべし

第十五條　議事は出席者の過半数を以て決す可否同数なる時は議長之を決す

第四章　事業

第十六條　本会は会則第一條の目的を達するため左に掲ぐる事業を行ふ

一、学齢児童就学出席奨勵に関する件
二、補習学校生徒入学奨勵に関する事
三、通俗教育社会教育の普及上進を図ること
四、産業の改善衛生思想の向上を図る事
五、忠君愛國敬神崇祖の念を厚くし以て思想の善導を図る事
六、矯風奨善に関する必行事項を申合せ其の実施勵行を図る事
七、善行者の表彰に関すること
八、勤倹貯蓄の勵行を図る事
九、納税兵役に関する思想の向上を図る事

一、社会事業地方改良に関すること
第十七條　年度内事業の成績並に会務状況は翌年度の総会に於て報告するものとす
第五章　会計
第十八條　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第十九條　本会の経費は会費寄附金補助金を以つて之れに充つ
第二十條　収支決算は翌年度の総会に於て報告するものとす
第六章　雑則
第二十一條　本会会員にして素行不良なるもの又は本会の体面を汚すの行為あるものは戒告を與へて反省を促し尚改悛せざるものは評議員会に諮り之を除名することあるべし
第二十二條　本会の目的を達する爲各団体と気脈を通じ本村の内容改善に努力するものとす
第二十三條　本会会則は総会に於て出席者三分の二以上の賛成を得るにあらざれば変更することを得ず
第三目　本会の役員名

役名	氏名	就職年月日	役名	氏名	就職年月日
顧問	片野弥三郎	大正十四年十一月三日	評議員	大橋正男	仝
仝	後藤雄三	昭和四年四月十五日	仝	藤原亮俠	仝
仝	松永長九郎	仝	仝	関戸茂治	昭和四年四月十五日
会長	山田貞策	大正十四年十一月三日	仝	廣瀬正之	昭和八年四月二日
副会長	伊藤清郎	昭和四年四月十五日	仝	福井一	昭和八年十一月
評議員	山幡左平	大正十四年十一月三日	仝	七里光一	昭和四年四月十五日
仝	児玉齋治	仝	支部長	内堀保二	大正十四年十一月三日
仝	児玉完治	仝	仝	三浦茂市	仝
仝	松永弘	仝	仝	小出笃郎	仝
仝	橋本政輔	仝	仝	昆野友郎	仝
仝	伊藤昇	仝	仝	杉野新太郎	仝
仝	館登	仝	仝	黒田仁作	仝
仝	熊田三次郎	仝	仝	田中忠弥	仝
仝	山田茂木	仝	仝	伊藤新吉	仝
仝	横山正治	仝	仝	安部逸治	仝

支部長	國枝計一	大正十四年十一月 三日	理事	杉野 薫	大正十四年十一月 三日
仝	松永長久	昭和 四年 四月十五日	仝	前田克巳	昭和 七年 四月 三日
仝	春田信吉	仝	仝	喜田千穎	仝
仝	大橋松之助	仝	仝	杉野新太郎	大正十四年十一月 三日

第四回 本會の事業〔役員会其の他は省き主なる事業記載〕

年月日	事業	備考
大正十四年十一月 三日	午后一時より池辺小学校に於て本会発会式挙行す 出席会員五百余名 会則議定役員選定をなす	講師 一色順雄氏
大正十五年三月二十日	山田会長大正十四年度高等科卒業生三名尋常科卒業生五名補習学校卒業生二名に賞状並賞品を授與す 〔以下毎年三月卒業生に授與〕	
大正十五年四月十八日	午後一時より池辺小学校に於て本會春季総会を開く	講師 森 義観氏

年月日	事業	備考
昭和二年 三月 五日	出席会員二百余名 午後二時より池辺小学校に於て春季総会を開催す	講師 総田幹事 長谷川技手
昭和二年 九月十二日	出席会員五百余名 午后一時半より池辺小学校に於て本會秋季総会を開催す	講師 今井洪嶽氏 大久保主事
昭和二年十一月二十六日	出席会員三百余名 午後二時より講演會を開催す	講師 清水精一氏 大久保主事
昭和三年 四月 三日	出席会員二百五十余名 午後三時より本會春季総會を開く	講師 服部正夫氏
昭和三年十月十二日	出席會員二百三十余名 午后二時より池辺小学校に於て秋季総會を開催す	
	出席會員百六十余名	

昭和三年十一月十日	今上陛下御即位の御大典に際し高齢者に養老盃及金一封を下賜せらるる依て午后一時より池辺小学校に於て傳達式行はれ本会よりも同上高齢者二十七名に対し念珠及杖を記念品として贈呈す
昭和四年 四月十五日	午后二時より池辺小学校に於て春季総會を開催す 出席會員二百余名
昭和四年 四月二十五日	午后一時より本會並に薩摩義士顕彰會と合同して薩摩義士記念碑前にて薩摩義士追弔法會を執行す 小学校生徒村民一般約千名参列
昭和四年十月二十三日	午后一時秋季総會午后二時より本村聯合報徳會を開催す 出席會員六百余名

講師
服部正夫氏
戸島枝師
椎尾理学士

講師
猪谷不美男氏
一色順雄氏

昭和五年五月一日	午后二時より薩摩義士追弔法会挙行
昭和五年八月十五日	午后六時鹿児島新聞社主催治水事蹟視察団一行を迎ふ直ちに浄土三昧天照寺へ参拝せられ池辺小学校にて宿泊せらる
昭和五年八月二十日	本日佛教會主催にて追弔會を行ふ 午前八時薩摩工事役館跡の記念碑にて一同記念撮影をなし村民児童学校東河原にて一行を見送る
昭和六年二月廿三日	午后三時より昭和六年度総会を開催し小学校学藝會を開催す
昭和六年五月十日	参会者千余名
昭和六年八月十六日	午前九時から薩摩義士追弔法会を挙行す 午後一時より本會総會を開催す
昭和七年二月二十二日	出席會員三百余名 午前十時より池辺小学校に於て本會総會を開く　出席會員六百余名

講師
雑賀清淨氏
講師
坪井縣農業技手

昭和七年四月二日	池辺小学校に於て本會主催同窓會開催参会者二百五十余名	講師 大洞署長
昭和七年四月三十日	午后一時より本會主催薩摩義士追弔法會を営む	
昭和八年二月五日	午后二時より本會春季総會を開催す出席會員百五十余名	講師 太田中学校長

第八項　赤十字

第一目　会員数

特別社員　七　正社員　一八三

第二目　役職員

分區長	伊藤清次郎	副長	児玉齋治	収入委員	杉野新太郎
事務委員	杉野　薫	小出等郎	前田克巳		
顧問	山田貞策	片野弥三郎	松永　弘		
協賛委員	松永　弘	児玉完治	小出利人	関戸茂治	黒田仁作　大橋正男
	横山正治	伊藤　昇	後藤雄三	松永長九郎	水谷演空

第九項　救済會

第一目　会員数

特別会員　六　　正会員　五一

第二目　役職員

委員長　伊藤清次郎　収入委員　杉野新太郎

第十項　愛國婦人会

第一目　会員数

特別維持会員佩三等有功章附加章　三　仝三等有功章　六　特別会員　三

正会員　一四〇

第二目　役職員

分会長　片野ちふ　副長　児玉ミ津子　幹事　安田はるの

委員　杉野　薫　小出等郎　喜田千穎　藤塚傳右衛門

顧問　伊藤清次郎　参與　児玉齋治　山幡庄平　松永長九郎　杉野新太郎

分会評議員　松永千枝　児玉　順　伊藤さなへ　関戸千津　山田少美子

片野もん　小出まつゑ　大橋ちぎ　横山敏子　後藤発

黒田少與

第十一項　國防婦人会

第一日　発会式

昭和九年九月二十日午后一時より本村小学校に於て本会発会式を挙行す会員四百三十余人一般六百余人の出席ありて大盛会裡に午后五時閉会す　講師は間宮英宗禪師　陸軍大臣よりの祝詞を水谷分会長代読す　當日の宣言左の如し

會員は本会の趣旨に基きまして次の六項目の宣誓事項を誓って実行致すことに致しませう

一、世界に比のなき日本婦徳を基とし益々之を顯揚し外来の悪風と不良思想に染まず國防の堅き礎となり強き銃後の力となりませう

二、台所を整へ如何なる非常時に際しても家庭より弱音を挙げない様に致しませう

三、心身共に健全に子女を養育して皇國の御用に立ちませう

四、一旦緩急の場合慌てず迷はぬやう常に用意致しませう

五、國防の第一線に立つ方々を慰め其の後顧の憂を除きませう

六、母や姉妹同様の心を以て軍人及傷病軍人並に其の遺族家族の御世話を致しませう

第二日　会則

第一條　本会は大日本國防婦人会池辺村分会と称す

第二條　本会は内務大臣の指導陸軍大臣海軍大臣及文部大臣の監督指導を受くるものとす

第三條　本会は団体たると個人たるとを問はず本会の名目を以て政治に干與することを得ず

第四條　本会は我國傳統の婦徳を発揮し外来の悪風と不良思想に染まず　國防の堅き礎となり銃後の強き力となるを目的とす

第五條　本会は其の目的を達成するため左の事業を行ふ

一、心身共に健全なる如く子女を養育すること

二、兵役に服する夫及子弟の後顧の憂を除く如く家事を整ふること

三、前号の外家庭経済を確立して國家経済に寄與すること

四、皇軍將兵に對し後援の誠を致すこと

五、傷病軍人及其の家族戰病死者遺族並に皇軍將兵の家族に對し慰恤の誠を致すこと

六、一旦緩急ある場合の準備をなすこと

七、國防思想の涵養会の一致和好機関誌の発行其の他本会の目的に適合

する事業

第六條　本会に左の役員を置く

分会長　一名　　分会副長　二名

理事　一名　　監事　一名

評議員　若干名

第七條　分会長は池辺村長　分会副長は在郷軍人池辺村分会長及愛國婦人池辺村分会長之れに當り評議員は本会の総会に於て推薦し理事監事は分会長之を指名す

第八條　分会長は一切の会務を総理す

分会副長は分会長を補佐し事故あるときは其の職務を代理す

理事監事は分会長の命を承け金銭物品の保管出納に係る事務を掌理し監事は経理を監査す

第九條　役員は名誉職とし其の任期は三ケ年とす

但し重任を妨げず役員に欠員を生じたるときは補欠推薦す

第十條　本会会議は左の三種とす

一、定期総会

二、臨時総会
三、評議員会

第十條　定期総会は毎年三月開会し全会員を以て組織す
臨時総会は臨時に開催する会なり
評議員会は分会長分会副長理事監事及評議員を以て組織し隨時開会す

第十一條　本会会議は分会長之を招集す
但し招集は可成三日前に之を通知することを要す

第十二條　本会員は大日本帝國臣民たる女子にして本会の趣旨に賛同し其の目的義務を遂行し得る者を以て会員とす
右の外顧問及分会長分会副長理事監事は男子に之を委嘱することを得

第十四條　会費は寄附金及村の補助金を得て之に充つ

第三目　役員及会員数

分会長　伊藤清次郎　分会副長　水谷演空　片野玄斗　理事　杉野新太郎
監事　杉野　薫　評議員　未定
会員　五百七十四人

第三節　新聞

本村各字の新聞購読数

新聞名／字名	大巻	瑞穂	根古地	釜段	駒野新田	大場	計
岐阜日々		一	一	一		二	四
名古屋	二	一	二	二		二	九
新愛知	五	二	八	二	二	一二	三一
大阪毎日	三	二	三		一	一	一〇
大阪朝日	二	一	五	一		一	一〇
大正							
中外				一			一
計	一二	七	一九	六	三	一九	六六

第十章　社会事業

第一節　幼時保育事業

第一項　農繁期保育園

本事業は農村の農務能率の向上並に乳幼時の保護上大切なるのみならず児童

隣方の上にも好結果を及ぼし児童を通じて父兄を感化し経営者と父兄との間に親密なる気分通じ延ひては農村の平和を保ち家庭円満を計る上に至大の効果を有するを以って近時各村に於て開設せられ本郡下開設箇所五百余ケ所に及ぶ本村は縣下に其の数極めて少き大正十四年五月之を開設し爾来十ケ年間継続設置す

第二項　池辺村農繁期託児所

一、経営主体　池辺村地方改良協会
二、収容場所　池辺尋常高等小学校
三、開設年月日　大正十四年五月三十日
四、保育期間　自五月三十日　至六月三十日
五、保育従事職員　山幡庄平　安田はるの　松岡静江
六、収容人員　百二十人
七、収容年齢　五歳より就学児童まで
八、農繁期中予算　金三百五十円
九、保育方法

午前七時より午後三時まで婦人指導の元に左の時間割にて保育す

第一時談話　第二時自由遊戯給菓〔一銭位〕　第三時唱歌　第四時書食
第五時自由遊戯　第六時遊戯　給菓〔一銭位〕

一、縣社会事業協会より補助金百八十円受領
以後昭和元年度　同二年度　二ヶ年同様開設す

第三項　昭和三年以后の池辺村農繁期保育園

第一目　昭和三年度より同五年度までの保育園開設箇所

昭和三年度　池辺小学校　柳照庵　駒野新田分教場
昭和四年度　池辺小学校　智通寺　山田貞策方修徳館　稱名寺
柳照庵　西運寺　駒野新田分教場
昭和五年度　池辺小学校　智通寺　修徳館　明円寺
柳照庵　駒野新田分教場

第二目　最近四ヶ年間の農繁期保育園

年度	名稱	経営者	収容場所	開設期間	従事職員氏名	収容人員	年齢	経費	縣補助金
昭和六年	池辺小学校	池辺村	池辺小学校	十日ー三十日	山幡登志 中島好子	九二	四ー七	四二	二〇
	瑞穂	池辺村	林照院	十日ー三十日	佐藤光道 松永千子	二八	二ー七	三二	二〇
	駒野新田	池辺村	駒野新田分教場	十日ー三十日	永野清 鈴木行子	五三	三ー七	三五	二〇

昭和七年										
池辺小学校	池辺村	十三日―二十八日	桑原光枝	一〇三	四―七	三五	五			
瑞穂	池辺村	林照院	十日―二十五日	松岡利江 佐藤光道	五六	二―七	三〇	五		
駒野新田分教場	池辺村	駒野新田分教場	十日―二十五日	佐藤家まる子 鈴木行子	四八	三―七	三二	五		
昭和八年										
大巻	池辺村	智通寺	十五日―二十八日	金森三千郎 伊藤口口	四七	四―七	五〇	二〇		
高柳	池辺村	修徳館	十五日―二十八日	木林島口口 森島清子	三七	四―七	三九	二〇		
根古地	池辺村	稱名寺	十六日―三十日	松永静江 松岡利江	五九	四―七	六五	二〇		
大場	池辺村	西運寺	十六日―三十日	中村大島 堀口みつ	四六	四―七	四〇	二〇		
駒野新田分教場	池辺村	駒野新田分教場	十五日―二十八日	佐藤家まる子 鈴木行子	六一	四―七	四二	一〇		
昭和九年										
大巻	池辺村	智通寺	十五日―二十八日	伊藤口口	六六	三―七	四〇			
根古地	池辺村	明円寺	十六日―三十日	佐藤原亮枝 佐藤原愛子	五一	四―七	六五			
大場	池辺村	西運寺	十六日―二十九日	中村大島 中村花江	四三	四―七	四〇			
瑞穂	池辺村	林照院	十三日―二十六日	佐藤光道 佐藤光蓮	四一	三―七	三九			
駒野新田分教場		駒野新田分教場	十三日―一五日	佐藤家まる子 鈴木行子	五五	四―七	四〇			

第四項　表彰

昭和八年五月五日池辺村保育園児童保護施設優良なりとて東京朝日新聞社内社團法人朝日新聞社会事業團理事長より表彰され慈愛旗並に助成金を受領す

表彰文面は第十五章表彰の項に記載す

第二節　軍事救護事業

公務により不具廢疾となりし下士兵並に現役兵及應召中の下士兵の家族又は公務の爲め死亡したる者の遺族にして生活に苦しむ者は一定の給與を受くることを得

本村軍事救護狀況〔昭和四年以降〕

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
救護戸数	一	二	六	五	三	三
現金給與額	一四、七六	一四七、三八	二八三、六六	二九九、五五	一八二、六九	一二六、〇〇

第十一章　兵事

第一節　管区徴兵

本村陸軍管区は第九師團敦賀聯隊区に所属し海軍区は呉鎮守府所管にして召集徴兵の事務は陸海軍共に高田警察署にて掌理せらる

〔附〕本村に於ける陸軍管区の沿革

明治六年一月兵制を更め全國に六鎮台を置き本村は名古屋鎮台に編入せられ郡駐在官にて徴兵召集の事を掌らせる

明治二十一年五月十二日　勅令第二十七号を以て鎮台條例を廃止し師團司令部條例制定　六ヶ師團となる
本村は福井大隊区に編入せらる
明治廿九年十二月四日勅令第三八一号を以て陸軍管区表を改正増師の為十二ヶ師團になる　本村は第九師團鯖江聯隊区に編入
大正十四年四月八日軍令第二号を以て軍制改革により陸軍管区表改正の結果本村は第九師團敦賀聯隊区に編入せらる

第二節　徴兵検査の状況

近時徴兵検査に現るゝ結果を見るに壮丁の体格次第に劣り　身長体重胸圍等著しく減退しつゝあるを見る加ふるに病弱者又其の数を増して國家として寒心に堪へざる現象を示しつゝあり　然るに本村の壮丁の体格は次ぎの如き成績にて漸次向上しつゝあるは青年の体格の優良なる何よりの確証として他に誇り得るは何よりも喜ばしく本村民の幸福とする所なり
今最近五ヶ年間の壮丁者数及甲乙の合格者数及百分比率を示さん

年度	壮丁者数	甲種		乙種		其他	
		合格者数	百分比	合格者数	百分比	合格者数	百分比
昭和四年度	三七	一四	三七・八四	一一	二九・七三	一二	三二・四三

年度	壯丁者数	甲種		乙種		其他	
		合格者数	百分比	合格者数	百分比	合格者数	百分比
昭和五年度	四三	一四	三二・五六	一二	二七・九一	一七	三九・五三
〃六〃	四八	一四	二九・一七	一四	二九・一七	二〇	四一・六六
〃七〃	四〇	一〇	二五・〇〇	一〇	二五・〇〇	二〇	五〇・〇〇
〃八〃	五三	二四	四五・二八	一一	二〇・七五	一八	三三・九七
〃九〃	五四	一八	三三・三三	一三	二四・〇七	二三	四二・六〇

第三節　在郷軍人池辺分会

第一項　創立

明治四十三年十一月三日本分会を創立し爾後目的達成の為め努力し現在に至る

第二項　会則

第一款　總則

第一條　本分会は帝國在郷軍人会池辺村分会と稱す

第二條　本分会の事務所は養老郡池辺村役場内に置く

第三條　本分会は池辺村を以て管轄区域内とす

但し本分会は左の九班に分つ

第一班　根古地　第二班　瑞穂　第三班　釜段　第四班　駒野
新田　第五班　大場　第六班　小坪　第七班　大巻
下仁保堤　第八班　高柳　第九班　大巻上寺町

第四條　本分会は帝國在郷軍人会支部長の監督を受く

第五條　本規約は本分会評議員会に於て之を決議し、支部長の認可を経るに非らざれば之を変更することを得ず

第二款　目的及事業

第六條　本会は軍人に賜りたる勅諭の精神を奉体し在郷軍人の品位を進め親睦を醇し相互扶助し軍人精神を振作し、体軀を練り軍事知識を増進するを以て目的とす

第七條　前條の目的を達するため本会は左の事業を執行するものとす
一、毎年三大節に於て遥拝式及勅諭奉讀式を行ふこと
二、隔年戰病死者の祭典を行ふこと
三、会員にして傷疾若しは疾病に罹り自活し能はざる者又は災厄に会ひたるものは扶助すること
四、会員にして死亡したるときは会葬し時宜により其の遺族に弔慰金を

贈り又は葬祭を行ふこと
五、在営兵の家族にして救護の必要あるものは之を救助すること
六、会員たりしもの寡婦孤児にして救護の必要あるものは之れを救助すること
七、有勲者の名誉を保持せしめ之を優遇すること
八、衆兵及戦病死者の遺族を優遇すること
九、会員相会して軍事に関する学術を研究し又精神修養談及英雄豪傑の傳等を聴聞すること
十、会員中家業を怠り素行修らずして在郷軍人の体面を汚損する者あるときは極力反省の道を講ずること
十一、軍人出身を奨励し入営者の為め適当の指導をなすこと
十二、入営満期帰休兵を送迎すること
十三、在営軍人を慰問すること
十四、軍隊の通過宿泊あるときは村吏を扶け便宜を與ふること
十五、陸軍記念日には祝典を行ふこと

第三款　会員

第八條　本会の会員は左の三種とす

一、正会員　待命　休職　豫備役　後備役　退役将校　同相当官　準士官及在郷下士兵卒第一國民兵役者並に未教育補充兵役者を含む

二、特別会員　在郷軍人に非らずして特に本分会に功労あり本部支部又は分会の推薦に依る者

三、名誉会員　現役陸海軍将校同相当官にして本部支部又は分会の推薦に依る者

第九條　特別会員は本分会の役員たることなし

第十條　正会員は本分会の定むる規定に従ひ会費を納むる義務あるものとす

第十一條　本分会管轄区域内に居住する在郷軍人は本分会に入会するの義務あるものとす

第十二條　会員にして本分会の規約及決議事項を遵守せず又は本会の名誉を毀損する行為ありたるときは評議員会の決議を以て支部長に具申するものとす

第四款　資産

第十三條　本会資産を左の三種とす

一、本分会所有に属する財産
二、本分会の事業並に財産より生ずる収入
三、寄附金並に会員の会費

第十四條　会費額　会費の免除　財産管理等の事項に就ては評議員会の議決を以て定め支部長の認可を受くるものとす

第五款　役員及推薦

第十五條　本分会には左の役員を置く

分会長　一名　　分会副長　一名
理事　一名　　監事　一名
評議員　若干名

第十六條　評議員は各班の総会に於て推薦し　分会長　分会副長　理事　及監事は評議員之を選挙す

第十七條　分会長は一切の会務を総理す
分会副長は分会長を補佐し分会長事故あるときは其の職務を代理す
理事は分会長の命を承け金銭物品の保管出納に関する事務を掌る
監事は分会長の命を承け経理の整否を監査す

但分会長分会副長は支部長を経て帝國在郷軍人会本部に報告し該総裁の嘱託を受くるものとす

第十八條　分会長　分会副長　理事　監事　評議員は名誉職とし其の任期は三ケ年とす但重任を妨げず
補欠推薦により就任したる補欠員の任期は前任者の任期を継承するものとす

第十九條　辞任其他の事由に依りて分会長分会副長及理事監事並に評議員に欠員を生じたる時は補欠推薦をなすことあるべし
評議員会に於て解任を決したるときは同時に其の補欠推薦をなすことを要す

第六款　会議

第二十條　本会会議は左の三種とす
一、定期総会
二、臨時総会
三、評議員会

第二十一條　定期総会は毎年一月一日に開会し全会員を以て組織す　臨時総会は臨

時に開催する総会なり　評議員会は分会長　分会副長　理事　監事及評議員を以て組織し臨時開催す

第十二條　本会会議は分会長招集す但し招集は三日前に之を通知することを要す

第十三條　本会会議の議長は分会長とす分会長事故ある時は分会副長之れに当る正副会長事故あるときは理事之に代る

第十四條　本会会議は議長の外三分の一以上出席するに非らざれば決議をなすことを得ず

第十五條　本会議事は過半数を以て決し可否同数なるときは議長之を決す

第十六條　戰時にありては帝國在郷軍人会本部の指揮に依り第二款の事業の一部を停止し或は必要の特例を設くることあるべし

第七款　徽章及会旗

第十七條　本分会員は一定の徽章を佩用するものとす

第十八條　但時宜により佩用せざることあり

第十九條　会旗は奉迎送集会及会葬等の場合に之を用ゆ

会員徽章及会旗は帝國在郷軍人会本部に於て制定せられたるものを用ゆ

雜則

第三十條　本分会に於て名誉会員特別会員を推薦せんとするときは予め本人の承諾を得て推薦状を贈與す
但推薦したる名誉及特別会員の人名は帝國在郷軍人会本部に申報するものとす

第三十一條　分会長は毎年四月一日調を以て分会内の景況を仝月十五日迄に又支部規約第三十四條乃至第三十九條の事項を報告すべきものとす

第三十二條　帝國在郷軍人会本部の発行する雜誌及其の指定する機関雜誌は本分会に於て必ず一部は講讀するものとす

第三十三條　本会の帳簿は左の十種とす
一、規約簿　二、分会役員名簿　三、寄贈録　四、分会歴史　五、領収書綴
六、現金出納簿　七、会費徴収原簿　八、名誉特別会員名簿　九、発送受領簿
十、文書件名簿

第三十四條　本分会の印証を左の如く定む

分会長印

帝國在郷軍人会池辺村分会長之印

第三四條　本分会の経理に関する事項は本会会計規則に之を定む
第三五條　本分会の事業に関する事項は本会細則に之を定む

第三項　役員及現在会員数

分会長　水谷演空　分会副長　安部義重　監事　一　理事　一
評議員　一六名　会員数　一六五人〔昭和九年四月一日現在〕
会員数班別〔人員は本村現住人員なり〕
第一班　根古地　二四　第二班　瑞穂　二四　第三班　釜段　一九
第四班　駒野新田　五　第五班　大場　一一　第六班　小坪　一三
第七班　大巻下仁保堤三二　第八班　高柳　一二　第九班　大巻上寺町二五

第四項　事業

一、四大節拝賀式　二、戦病死者招魂祭　三、戦病死者追弔会　四、点呼予習　五、総会
六、軍隊慰問　七、実弾射撃　八、講演会　九、軍事活動写真

第四節　戦病死者

本村出身にして明治二十七、八年日清の役に出征し名誉の戦死を遂げられしは弐名又明治三十七、八年日露戦争に應召し満洲の野に奮戦し戦病死者となられしは拾四名　近く昭和七年日支事変により上海に出動奮戦の結果護國の神となら

礼しは貳名にして計拾八名の戰死者を出せり、今左に右勇士につきて概略を記せん

(一)陸軍歩兵一等卒菱田三作氏は明治二十一年十二月現役として鯖江聯隊に入営二十七年十月出動して支那に出征奮戰の結果負傷し名古屋衛戍病院に於て治療中仝年十一月二十二日死亡法名を釋義岳といふ

(二)陸軍歩兵一等卒片山吉弥氏は明治二十二年十二月現役として鯖江聯隊に入営二十七年九月動員下令に接し支那に出動勇戰日支の講和成りて凱旋の歸途船中にて脚気を病み養生に專念せしが二十八年七月二十五日船中にて死去法名を釋淨曉といふ

(三)陸軍歩兵上等兵中村佐太郎氏は明治三十一年十二月現役兵として入営退営後家にありて專ら農業に從事し居りしが明治三十七年日露の戰端開かるるや五月動員に接し六月滿洲に出征乃木大將の第三軍に從ひ旅順攻撃に向ひ八月二十三日遂に戰死を遂げらる法名釋義岳

(四)陸軍歩兵一等卒伊藤庄七氏は明治三十七年日露開戰をつぐるや八月補充兵として入営貳ヶ月の訓練を受けて拾月滿洲の地に出征三十八年三月奉天の戰に參加して奮戰落城と共に更に追撃し奉天を距る約八粁の北方に於て敵彈命中し

勇しき戦死を遂げたり法名を釋正了といふ

(五) 陸軍歩兵一等卒児玉喜作氏は明治三十七年五月感ずる所ありて現役志願をなし入営中翌六月戦地に出征し爾来各地にて戦闘に参加し功を立てたり　翌八年八月三日戦乱止みたれば凱旋の途中発砲頓にて病気に犯されし所へ炎熱の為日射病を起し倒れしまゝ遂に死亡せり法名を釋喜誠といふ

(六) 陸軍歩兵一等卒田中松弥氏は明治三十六年十二月現役兵として入営軍事教育を受け居りしが翌三十七年日露の開戦となるや五月戦地へ出征奮戦中角面保附近龍岩山龍樹頓附近に於て頭部貫通銃創を受け八月十九日即死せり　然るに軍隊に於ては長く行方不明として取扱ひ居りしが翌三十八年九月正しく戦死と決定せり法名を釋正信といふ

(七) 陸軍歩兵伍長吉田久松氏は明治三十五年十二月現役兵として入営せしが三十七年日露の戦開かるゝや七月現役服務中より戦地へ出征活動中十月三十日□京省二龍山に於て作業中負傷の為に補充となり内地に帰りしが傷全快して十二月三十日再び宇品港出帆征露の途に上り翌三月奉天の大戦に参加激戦中奉天省造花屯攻撃に於て三月七日頸部貫通銃創を受け第九師團第二野戦病院に入院翌八日遂に死亡せり法名を釋久信といふ

(八)陸軍輜重兵上等兵菱田平五郎氏は明治三十六年十二月現役兵として入営翌三十七年日露の役起るや六月戦地へ出征各地転戦し三十八年三月奉天の戦に参加し戦終つて三月十日戦友四名と共に弾丸係として弾丸の整理中敵弾飛び来りて負傷し治療中奉天附近の角巻塔附近にて遂に参月十五日死亡せり法名を釋秀淨といふ

(九)陸軍工兵一等卒杉野直吉氏は明治三十六年十二月現役兵として入営せしが翌三十七年日露の役起るや五月満洲の野に出征十一月乃木大将第三軍に従ひ旅順附近の盤龍山砲台下に隊長の命を受け戦友二名と爆烈弾を支込みに赴きし際敵弾来り名誉の戦死を遂ぐ此の時戦友一名戦死一名は負傷して帰りたりと法名を釋賢良といふ

(十)陸軍歩兵一等卒杉野嘉市氏は明治三十六年十二月現役兵として入営翌年日露開戦となるや六月満洲に出征直に乃木大将の第三軍に従ひ旅順に向ふ而して最初の旅順攻撃に於て九月四日戦死せり故に戦死場所判明せず法名釋常樂といふ

(十一)陸軍歩兵上等兵松永要吉氏は明治三十五年十二月現役として靖江聯隊に入営軍事訓練を受け三十七年日露開戦となるや九月満洲の地に出征十一月二十六

日第十一師團は二龍山攻撃をなせしが不幸にして十一師團は全滅し名譽の戰死を遂げたり　久しく行方不明と報ぜられしが後に戰死と決定せらる法名を釋義慶といふ

(十二)陸軍歩兵伍長後藤賢三氏は明治三十二年十二月現役兵として入営し三十四年十一月満期除隊と共に歸郷せしが三十七年開戰となるや動員下令に依り五月召集せられ十一月十九日内地出発出征の途に上る第三軍に從ひ旅順背面に向ひしが間もなく落城せしにより　更に北進して遼陽に向ひ更に進んで奉天に向ふ激戰中敵彈頭部に貫通し遂に名譽の戰死を遂ぐ　其の功により金鵄勲章及白色桐葉章を下賜せらる法名を義勇院聖信賢三居士といふ

(十三)陸軍歩兵一等卒加藤幸七氏は明治三十三年十二月現役として入隊三十五年十一月満期除隊歸郷せしが三十七年開戰により動員召集を受け四月出発入隊後二週間にて満洲の野に出征第三軍に從ひ旅順攻撃に向ひしが角面堡の戰にて左肩に銃彈貫通傷を受け為に金澤予備病院に送られ全快の上鯖江聯隊補充大隊に編入せられ再び敵地に出征せんとするや感冒に罹りしかば鯖江病院にて療養中十二月二十日死亡せり法名を釋幸賢といふ

(十四)陸軍歩兵一等卒飯田清治氏は補充兵として明治三十五年四月鯖江聯隊に入営

せしが脚気にて十月除隊となり帰郷せしが明治三十八年一月動員召集を受けて二月出征直に奉天の戦に向ふ三月二日奉天附近の戦にて小銃弾貫通し為に其場にて戦死せり法名を釋義顕といふ

(去)陸軍歩兵一等卒近藤留吉氏は明治三十七年十二月一日現役兵として入営せしが時恰も戦役中の事とて完全なる訓練を受くること能はずして征露の途に上り直ちに乃木軍に従ひ奮戦中十二月二十八日遂に名誉の戦死を遂げたり法名を釋義称と云ふ

(去)陸軍騎兵上等兵勲八等光野助一氏は大正六年五月現役兵として名古屋騎兵第三聯隊に入営せしが翌七年欧洲大戦の余波を受けて我が國のシベリヤ出征となり為に九月名古屋を発しシベリヤに向ふ、かくて戦時勤務に従事せしが大正八年八月四日川井口附近に戦友と共に敵を攻撃行方不明となりしが後に戦死と判明せり法名を釋教宣と云ふ

(七)陸軍歩兵上等兵寺倉和夫氏は昭和四年十二月一日現役兵として敦賀第九聯隊に入営六月十一日満期除隊恰も七年満洲事変より上海事変となるや金澤第九師團に動員下令為に二月四日召集せられて同七日敦賀を出発上海に上陸直に江湾鎮の攻撃に参加激戦中馬橋にて弾丸貫通遂に名誉の戦死を遂ぐ功によ

り金鵄勲章功七級下賜せらる

(六)陸軍歩兵伍長横山秋造氏は昭和五年一月十日敦賀聯隊に入営翌六年十一月満期除隊帰郷せしが翌七年上海出兵となり金澤第九師團に動員下令為に二月四日應召して出郷同七日敦賀出発上海に上陸十六日より戰線の人となり二十九日には孟家宅占領の命を受けて攻撃準備着手午后一時四十分愈々孟家宅に達し敵前十五米迄前進せしが敵の猛射撃に我が軍の死傷算なし　横山氏も臀部に貫通銃創の負傷をなし日暮れて擔架にて第四野戰病院に入院越えて三月十日上海出発十四日宇品港に上陸直に廣島衛戍病院に入院加療せしが軍医の手厚き看護も其の効なく四月一日午后四時五分病院にて死亡せり後功により金鵄勲章功六級を下賜せらる

第五節　殊勲者

本村軍人にして明治二十七、八年戰役仝三十七、八年戰役續いて西伯利亜出兵より満洲事件上海出兵と次々に起る事変に際し動員下令に接し　戰地に出兵して奮戰功を立て名譽の恩典に浴せしもの多数あり　今左に受領者の氏名を列記せん

金鵄勲章功七級受領者

日比才治　児玉　豊　後藤信實　山口定四郎　杉野直吉
菱田平五郎　松永要吉　後藤賢三　吉田久松　杉野嘉市
菱田三作　中村佐太郎　寺倉和夫

金鵄勲章功六級受領者
横山秋造

勲八等白色桐葉章（昭和九年四月二十九日）
安部清一　伊藤春義　田中清吾　近藤由藏　藤田周一
西脇光雄　西脇金吾　種田久吉　中島德一　児玉三好

勲八等白色瑞寶章（昭和九年四月二十九日）
木村正一

第六節　上海事変出動軍人

昭和七年一月上海事変勃発するや暴戻無謀なる支那膺懲の命は第九師團に降り左記本村在郷軍人動員下令に接す
昭和七年二月三日應召
安部清一　横山秋造　寺倉和夫　伊藤春義　西脇金吾
児玉三好　片野新作　安藤敏雄　藤田周一

昭和七年二月五日
木村正一　植田久吉　三浦季男
仝　二月廿九日
木村喜吉　杉野清六　石原喜三　貝沼順造　松永文二
仝　三月二日
片野忠一
仝　三月十七日
中島信次郎

安部清一、横山秋造、寺倉和夫、伊藤春義、西脇金吾、児玉三好、藤田圀一、木村正一、植田久吉の九人及現役兵田中清吾、近藤由蔵、中島徳一の三人は二月十一日宇品を出帆し十四日呉淞に上陸し後各地に轉戰して皇軍の威力發揚に努め功績多し。横山秋造、寺倉和夫の二人は勇戰奮闘遂に護國の鬼となる

木村喜吉、杉野清六、石原喜三、貝沼順造は三月四日宇品港出帆八日呉淞着片野忠一は三月十日宇品を出帆して十四日呉淞に着し彈薬糧秣架橋材料輸送等の任務に就くと共に各第一線の守備に任ず

中島信次郎、片野新作、安藤敏雄の三人は補充隊に編入さる

三浦幸男松永文二は召集解除され帰郷す
海軍水兵木村弥左は上海特別陸戦隊として上海事変に大いに奮戦し仝木村金吾は軍艦室戸に乗組みて揚子港沿岸警備の任に當れり
上海事変も仝三月休戦となり事件落着するや出動軍人も順次凱旋し夫々帰郷す

第七節　現役兵〔昭和九年七月三十一日現在〕

陸軍	歩兵敦賀	仝関東軍	仝寺倉部隊	工兵金澤　野戦重砲兵　計二二
	一二	五	二	二　一
海軍	四			

第十二章　史蹟

第一節　寶暦治水薩摩工事

第一項　薩摩工事

今を去る百八十一年前寶暦三年十二月二十五日九代將軍徳川家重薩摩藩二十四代島津重年に濃尾勢三州に亘る一帯の水禍による窮状を察し三大河川の治水工事所謂御手傳普請を命じたり抑々該工事は実に美濃六郡百四十一ケ村伊勢一

郡三十五ヶ村尾張一郡十七ヶ村の一大区域に跨り孰れも木曽長良揖斐三大川の流域にして延長六万三百六十一間〔約三十八里〕の長さに及び　総工費約三十万両〔米百二十万俵代金〕にして一大難工事なり工事設計は幕府勘定奉行所出仕の井澤彌惣兵衛正房にして頗る巧妙を極め油島締切工事の如きは今尚専門家を驚倒せしむ

本村内工事設計書写

根古地村前

一、水刎杭出長拾五間

右入用

雑木百五拾五本　杭木

内七拾本入　長貳間半　末口三寸

八拾五本　長貳間　末口三寸

揖斐川大榑川落合外畑下〔大牧〕

一、洲浚長七拾間　平均巾拾貳間　深三尺

此土四百貳拾坪

津屋川通小坪新田前

一洲浚長八拾間　平坪横三十間　深三尺
此坪千貳百坪　此人足貳万六千四百人

第二項　役割決定と義士の発足

藩主重年総奉行に平田靭負正輔副奉行に伊集院十蔵久東用人に堀堀右衛門元締役に石川正右衛門山元藤兵衛目附に村田五右衛門場所奉行に大野鐵右衛門黒田次郎兵衛を命ぜり

以上八名は寶暦四年正月二十四日共に鹿児島を出発し用人諏訪甚兵衛近習役伊知地新太夫留守居佐久間源太夫山澤小左衛門普請奉行川上彦九郎目附愛甲源左衛門の六名は仝正月二十一日江戸藩邸を出発せり

以上の外士分足軽五百五十三人家来下人三百八十人総計九百四十七人正月末相前後して鹿児島を発足せり

第三項　本小屋と出張小屋

総奉行平田靭負等の一行は閏二月九日安八郡大牧村〔現在大巻〕に到着し　総本部なる元小屋は豪農惣頭兵内邸宅〔現在記念碑のある地〕　副本部は根古地新田の豪農中島九郎右衛門邸宅〔現在池辺小学校所在地〕に置き幹部を駐在せしめ　工事総括の任に當らしめ又別に出張御小屋出小屋を羽島郡石田村石津郡金廻村仝郡

太田村安八郡大藪村の四ケ所に設けて工事直接監督の任に當らしむ
當時地方民幕府の嚴命を恐れて薩摩義士を遇すること甚だ微 平田奉行本小屋選定に苦しみつゝありし時鬼頭兵内進んで己が邸宅を修理して提供せしは如何に義気に富み且勢力ありしかを證するに足る

第四項　工事着手と其の困難

寶暦四年二月二十七日　未だ準備も整はざるに水行奉行堤方の意見に基き応急工事に着手せり　蓋し水源地の雪解による出水に先立ちて急を要する部分の修築必要なりし爲ならん、是より義士は幕吏の壓迫の下に不慣なる一大土木事業に從ひ幾多の苦難と戰ひ千辛万苦を嘗め、粉骨砕身の努力をなし引責自殺するもの續出せり　仝年三月十三日野村藤藏家来其義殺法名空山道鐵信士海津郡石津村円城寺に葬る　四月十四日永吉惣兵衛音方貞淵義殺　斯くして五月廿二日氷雪融解の爲め工事の障害を来し工事を中止す　七月五日薩摩守重年公江戸參勤の砌平田執政を從へ工事の狀況を臨檢す　八、九両月は本工事中の難關期にして幾多の支障續出して工事意の如く進捗せず悲憤切齒責を引いて自害したる義士最も多かりき、十二月二十三日二之手工事始めて竣功す　同五年三月二十八日一之手三之手四之手工事相續いて竣功す　四月廿一日一之手檢分濟　五月十

日二之手三之手検分済　五月二十二日四之手検分を終れり

第五項　平田総奉行自盡

同五月廿五日総奉行平田靱負は工事遅れ且工費の嵩み部下の義歿せるもの八十二士に及びたるを以つて責を引き任地本陣邑頭兵内方に於て遂に自盡せり死体は其夜京都伏見に送り大黒寺に埋葬す　法名高元院殿節令了操大居士　同時に伊勢國桑名郡桑名町安龍院に遺髪を埋葬す

第六項　工事竣功届

六月朔日薩摩守重年工事竣功届を出す

濃州勢州尾州川々御普請御手傳被仰付置候場所不残成就仕　先月二十二日迄に見分相済　小屋引拂差出置候　家来共追々引取候旨申越候此段御届申上候以上

六月朔日　　薩摩守重年

第七項　義歿者

此工事に義歿したる義士は各寺院に埋葬し其の英靈を弔すること左の如し

一、伊勢國桑名郡桑名町大字寺町曹洞宗海藏寺埋葬　十四名

一、伊勢國桑名郡桑名町大字堤原曹洞宗安龍院埋葬　九名

一、仝　大字寺町臨済宗長壽院埋葬　三名

一、伊勢國桑名郡七取村大字香取時宗常音寺埋葬　五名
一、仝　楠村大字杉江曹洞宗長禪寺埋葬　一名
一、美濃國海津郡石津村大字太田曹洞宗円城寺埋葬　十三名
一、美濃國安八郡仁木村心岩院埋葬　一名
一、仝　御書村江翁寺埋葬　六名
一、養老郡池辺村大字根古地淨土宗天照寺埋葬　二十七名
一、海津郡今尾町常栄寺埋葬　一名

第二節　役館遺趾平田敢負終焉地の記念碑

第一項　記念碑建設の動機

今日に於ては薩摩工事の事蹟は漸く人口に膾炙され児童老卒に至るまで強き印象を與へ赤穂義士と並び稱へらるゝに至れり
然れども今を去る十年前には當時最も恩恵を受けしかも役館遺趾にして平田敢負の終焉の地なる池辺村民すら此の尊き壯挙を知るものは極めて稀なりき、社会一般の人士之を知るの少きは言ふ迄もなし
蓋し當時其の顛末を公表することは幕府の忌諱に觸るる爲めに故らに秘密に付せられたる爲ならん、兎も角も斯の如き壯烈なる事蹟が地下に葬り去られて

二百余年間少しも顯はれざりしは実に遺憾の極なり山田貞策翁の主唱のもとに朝野名士の賛同を得て薩摩の事蹟を天下に宣傳なし　義士の神魂を現代に注入する目的の下に薩摩義士記念碑を役館遺趾平田敬貞翁終焉の地に建設せんとして薩摩義士顯彰会を組織す

第二項　記念碑建設経過

一、大正十四年四月二十五日　山田貞策宅に池辺村有志者相集り記念碑建設第一回協議会を開催し建碑及追悼会会費壹万円を募集し　一大記念碑を池辺村大字大巻上組元恩頭兵内役館遺趾に建設を議決す

一、大正十四年十二月二十九日　薩摩義士顯彰会を組織して記念碑建設其の他同義士の事蹟宣傳をなす

一、大正十五年五月二十五日　地鎮祭を行ふ

一、同年十月二十五日長さ一丈口尺五寸幅六尺八寸高さ三尺七寸の基礎コンクリートの工事に着手し同月廿七日竣功

一、同年十月二日　碑石現場へ到着其の長さ一丈三尺五寸幅五尺六寸

一、十一月九日　立田萬年氏彫刻準備に掛り十一月二十七日彫刻着手十二月二十二日完了　碑文の薩摩工事役館遺趾の筆額は島津公爵に平田敬貞翁終焉之地

の題字は小原男爵の斡旋により東郷元帥に揮毫を願ひしなり
一、昭和元年十二月二十九日　不破郡赤坂町矢橋亮吉氏より寄贈の岡山花崗岩の台石現場へ到着　大きさは前縦三尺三寸横一丈奥行五尺　同三十一日据附完了　昭和二年十二月二十六日碑石建上に着手二十七日に竣功
一、同年四月二日　石積に着手同十七日に竣功す　其の周圍十六間高さ一丈六尺五寸なり然して敷地は間口八間四尺八寸奥行十二間二尺一寸にて面積百十一坪三合二勺なり
一、同年四月三十日までに全部の作業を終つて五月六日除幕式を挙行

第三項　建碑収支決算

寄附金総収入　一、金七千壹百参拾五円七拾九銭
記念碑建設費　内譯一、金四千八百拾円八拾八銭
除幕費並に雑費　一、金二千七百〇九円六拾九銭
山田氏一時取換　差引一、金参百八拾四円七拾八銭　不足金

第四項　史蹟指定地

昭和五年三月二十二日縣指令九史第一四六六号により本薩摩土事役館趾を史蹟保存地として指定せらる

昭和九年三月二十日薩摩義士顕彰会より池辺村に移管し仝時に左の如き標識及び注意札を建つ

標識

表面　史蹟　薩摩工事役館趾

向って右側面　昭和九年三月建設

向って左側面　岐阜縣

注意札

寶暦三年十二月幕府薩摩藩に木曽長良揖斐三大川治水工事を命じたので総奉行平田靱負以下多数の藩士が来て翌四年二月から仝五年四月迄かゝって工事を完成した是が當時工事の総指揮に當った平田総奉行の役館のあった所である

昭和九年三月

岐阜縣

第三節　淨土三昧義士の碑

第一項　建碑由来

池辺村大字根古地淨土三昧に大正二年十一月薩摩工事義歿者の墓建設せらる碑の表面には薩摩工事義歿者之墓大内青巒書碑の裏面には義歿者二十四義士の

法号竝に俗名及大正二年八月と刻す

同地天照寺住職水谷演空氏の元淨土三昧建碑由来記を左に轉載す

天照寺過去帳に薩摩侯揖斐川御手傳の節大巻鬼頭にて死すと記して二十七靈を列記す　内八木七郎左衛門山口清作松下新七の三靈は天照寺境内墓地に小碑石なれども別々に墓碑あり、其の余の二十四靈は元天照寺專有の火葬場淨土三昧と稱する墓地に埋葬せらる　其の淨土三昧に埋葬されたる二十四靈は只老人の口碑に淨土三昧に薩摩工事に從事されたる人葬られあると傳聞くのみにて一本の墓碑もなし、誠に憐なる有様なり茲に於て大正二年に至り天照寺前住職水谷演達薩摩義士の三百里の遠方より來り此の國の爲めに偉大の功績を立てて此の國の爲めに犧牲となられたる士にして　其の埋葬地に一本の石碑だに無きを慨歎し後世其の跡の煙滅せん事を恐れて墓碑建設の意志ある所へ根古地明圓寺住職藤原亮快し偶然来訪せられ　話偶薩摩義士建碑の事に及ぶ同氏深く賛成せられ共に建碑の事業をなさん事を約す　依つて大正二年夏頃より始め先づ池辺全村へ有志金を依頼することを決し、先前村長山田貞策氏に謀る山田氏深く此挙を賛成せられ有志金勧誘につき大いに斡旋の労をとらる　此の如くして両人一夏奔走　金百七拾円余の有志金集れり此に於て石工に命じ石を以て建碑せり

其の年十一月二十三日新嘗祭の日を以て除幕式を行ふ　是現今の薩摩義士義歿者の墓なり　其の経費は有志金百七十余円全部消費せり　右薩摩義士の當時に葬られたるにつき老人の口碑に其の年大いに赤痢流行せり當時葬られたる二十七靈は大牧恩頭にて流行病に罹り死したるものなりと　又老人の口碑に埋葬の有様を傳へて死骸を皆甕に納め其の人所有の貴重品は残らず其の甕に入れ葬りたるなり　蓋し其の趣旨は若し本國より死骸を受取りに参られたれば其の儘渡さるる様との用意に出でたるものなりと口碑に傳へり

第二項　天照寺内の義歿者氏名二十七名所載

相覺了頓信士	寶曆四年六月十七日	割腹	本多治右衛門仲間　新右衛門
通法淨達信士	仝　七月十三日	仝	薗田佐治兵衛下人　六　平
覺智道本信士	仝　七月廿一日	仝	伊地智傳右衛門下人　助次郎
秋道良白信士	仝　八月　四日	仝	川上彌三右衛門下入　新右衛門
恢山良廓信士	仝　八月十五日	仝	山口佐左衛門下人　利右衛門
△攝心常在居士	仝　八月十八日	仝	御家中　八木七良左衛門
本空誓嚴信士	仝　八月二十日	仝	同　川合瀬兵衛
順光隨玄信士	仝　八月二十日	仝	坂本權右衛門下人　權右衛門

義感了應信士	寶暦四年八月二十日	劉腹	今村二角下人　喜右衛門
一道玄然信士	仝　八月廿五日	仝	平田執貢殿下人　長左衛門
淨應清感信士	仝　九月　六日	仝	田中孫八下人　惣左衛門
一空相林信士	仝　九月十三日	仝	平田氏下人　山岩　七
圓山了諦信士	仝　九月十五日	仝	伊集院十藏殿足輕　深見助助
一超來感信士	仝　九月廿七日	仝	堀　堀右衛門下人　六左衛門
本到還立信士	仝　九月廿七日	仝	田中幸右衛門下人　長　八
頂法灌受信士	仝　十月十七日	仝	伊集院殿　下人　三四郎
玄入義門信士	仝　十月廿三日	仝	肥後八右衛門下人　大田喜三右衛門
節霜義端信士	仝　十一月　九日	仝	種子田六郎右衛門下人　仁　八
灌山頂雪居士	仝　十一月廿一日	仝	大潅十左衛門
西融義春信士	寶暦五年正月十二日	仝	河野清左衛門下人　助四郎
風外淨航信士	仝　二月　九日	仝	駿府小野久右衛門代　大橋七郎右衛門
春到岸誓信士	仝　正月十二日	仝	寺師治兵衛　下人　與　八
陽觀春察信士	仝　二月十三日	仝	貴嶋源右衛門下人　覺左衛門
△津門梁通居士	仝　三月　四日	病死	山口清作

△雲峰月秀居士	寶暦五年四月廿三日	病死	松下新七
報運順應信士	四月廿八日	仝	伊集院殿下人 市右衛門
寶國諦林信士	五月八日	仝	木藤直右衛門下人 仁助

△印附は天照寺境内に葬りあり

第四節 古城砦

第一項 大葉城

大葉村には土岐末葉岡田左馬助賴時住す、後安八郡結村に移る　其の後加賀の大守利家卿に仕ふ

大場(池辺村)は古は大葉村と書せり今尚此の里に岡田姓を冒すものあり　城地明かならず小字名に外池と云ふ所あり稽ふべし

第二項 根古地城

城地は天照寺境内なるべし　今時も仝境内を村民呼て御城と稱す

天正十二甲申六月――東照大神仰に前田與十郎謀叛致し瀧川左近船手より引入し旨就上意神原等蟹江に赴く　此時根古地今尾津屋の城より手遣ひすと云ども駒野城堅固に守護す〔郡志所載東高木系図に據る〕

第五節　伊勢暴動

明治九年十一月三重縣の北部に暴徒蜂起す　曰く学校は旧幕時代の良習を攪乱し泰西の悪思想を宣教する所なり　加之是が爲に我等をして過重の負擔に苦ましむ　須らく学校役場を破壞燒却すべしと愚民を煽動し伊勢を発して北進す到る所戸長の邸宅を襲ひ学校を燒打し同月六日本郡の境に入りし者約一千名別れて二隊となり　一隊は多藝山麓の諸村をあらし小倉村戸長代理栗田幸之助の住家を燒き退却す　一隊は小坪新田に入り同戸長片野彌三郎宅を燒拂ひ　又駒野新田に至り同戸長國枝彦太郎及副戸長伊藤方を燒く　此の一隊は尚進んで釜段に至り戸長横山庄五郎宅を燒く　かくて大巻に至り璞玉学校を燒き、餘威を奮ひ同村高柳戸長山田運四郎方に至り將に同邸宅を燒かんとせしが、時恰も黎明に近づきしと同村民協力して同暴徒を擊退せしにより　各離散して揖斐川を渉り今尾方へも逃走し　さしも凶暴を極めたる暴徒も悉勢盡きて遂に退散せり

第十章　人物

第一節　故人

一、伊山和尚

姓は山田氏天明八年西濃高柳村に生る幼にして頴敏九歳の時一之瀬村天喜寺梅叟和尚の弟子となり内外の経典を学ぶ　勤勉にして倦まず既に已事あることを疑ふ所あり文化四年丁卯春年方に二十歳遊びて諸老師に参ず疑問益々加はる會々瑞龍寺天澤庵隠山和尚道風頗る盛なるを聞き直ちに往きて之に参ず二十六歳尾州大山寺雪関和尚に就きて更に研鑽す　刻苦十有餘年一日豁然大悟する所あり古人諸訛公案目前に分明して復窒碍なし文政七年甲申春一之瀬村に帰省す翌年乙酉位を本山前版第一座に轉ず雪関曽て本和尚に字して伊山といふ、伊山とは伊吹山の江濃の間にありて衆山に超卓するの義を取れるなり伊山天資篤實常に細行を慎み徳行愈々深し諸老宿の法會を開く時は必ず往きて之を輔佐す領主尾張公其の勤労を賞し両度金帛を賜ふ伊山六十二にして寺務を謝して自ら隠室に屏居し牧牛庵と稱す　嘉永六年春遠州内野村萬福寺の教主となり明年秋綸命を奉じ法山に出仕し紫衣を賜ふ尋いで諸州数十刹の請に應じて教導す四衆皆脱服す　文久二年横田不昧居士淨財を喜捨し萬福寺の諸堂を改造す日ならず

して落成す伊山を以て中興の祖となす　元治元年春室號を改めて喜齢軒といふ伊山微疾を感じ一日諸徒に示して曰く老僧近日死近しと侍者をして筆を執らしめ遺偈を口授して曰く「七十七年罵教詈禪末後敗闕屎厠梵天」と既にして東光隠室に示寂す　時に元治元年五月十六日なり　壽七十七敕諡法眼圓明伊山大和尚

二、山田正悦

氏の先祖は徳川二代將軍の頃名古屋藩士なりしが故ありて剃髪して僧となり尾州藩東部古道村に正覺寺を創設し以後全郡花常村に移寺し爾來世々眞宗專修寺派の住職たりしが四世の後山田正悦に至り寺務を後任に譲り今を去る二百六十五年前寛文年間單身美濃國石津郡福岡村の内高柳野に移住し田畑を開拓して一村の創設者となり名附けて高柳新田と稱す　現代の山田貞策氏に至る間全村の里正を勤め門閥家を以て聞ゆ

三、鬼頭吉兵衛

池邊村大巻の人なり鬼頭の姓につきて徇行記に「鎮西八郎爲朝伊豆國大嶋に於て伏誅の後一妾其の子を携へて逃去當國(尾張)愛知郡古渡の里故有て此に居住し其の児成長の後尾頭次郎義次と號す武勇抜群の人なり土御門院御宇紀州に賊鬼有て人民を害ふことあり千時義次が武名達天聽竟に勅命を下し給ひ南紀に趣き悉

く鬼賊を殺し其の頭を取つて洛に至る帝其の武功の速なることを賞したまひ鬼頭氏の稱號を玉ふと記せり　寛永寛文の頃其の苗裔に鬼頭吉兵衛なるものあり法號を空雲と稱す開拓を以て一世の事業となし其の草開する所三十ケ村總高二万二千石に及べり御行記に其の功を賞して吉兵衛は源敬公御代海濱野跡古川草野等の空地數を見立新田開発の御高二万二千餘石に及び又木津在内井筋萱津井共に年來自分入用を以て見立繪図を認め案内をしければ即ち見立の通り夫々用水かゝり出來せしにより御稱美として正保二酉年始めて年頭御目見被仰付其の後帯刀をも免許せられ子孫今以て相續せり」と記せり

寛文十一亥九月吉兵衛遺書に

一愛知郡中島新田　服部小十郎様へ申上出來仕候
一同　郡中野内新田　酒井久左衛門様へ申上出來仕候
一同　郡同所外新田　鈴木九左衛門様へ申上出來仕候
一海東郡福田新田　服部小十郎酒井久左衛門様へ申上出來仕候
一同郡蟹江佐屋新田　服部酒井様申上出來仕候
一海西郡平島新田　同上
一同　郡鵜多須新田　御奉行様方入札被為仰付出來仕候

一、愛知郡熱田前新田　寺尾土佐守様へ申上出來仕候
一、同　郡沓掛新田　私取立出來仕候
一、知多郡乙川新田　同上
一、濃州大牧新田　同上
一、愛知郡小田井新田　山本平太夫様へ敷金指上出來仕候
一、海西郡市江前輪中御新田
成瀬一岳様へ申上出來仕候此御新田の儀先年私引得之段山にて色々御奉
公仕上げ申委細は奥書に申上候
市江御新田輪中村々の譯
竹田新田　亀ヶ池新田　上押萩新田　下押萩新田　馬ヶ池新田
子寶新田　東蜆新田　西蜆新田　鳥ヶ池新田　六條新田
坂中地新田　鮫ヶ池新田　小具足新田　二ノ上古川新田　釜島新田
芝居新田　森津新田
此十七ヶ村一岳様へ申上何れも成就仕候
右の御新田以上村数三十ヶ村私見立申上候得者何も被爲仰付取立出來仕候此
總高二万二千石御座候何も御本田に罷成大分御物成上申候此新田取立申砌色

々御奉公仕上げ申趣御存知被遊候御方も御座候私儀代々御國の御百姓に而御座候に付先年より乍恐御為の御奉公仕上度奉存候へ共私式の儀に御座候故遠慮外ヶ間敷奉存何を以て御奉公の品可申上様無御座候に付日頃奉願儀は御領分所々にて野跡不納所見立御新田に御知行所々罷成候はゝ御調法に可罷成と奉存前書の通御新田高二万二千石餘出来仕其の上所々御用水迄私見立候得ば何も成就仕御本田に罷成候事右件の趣某若年の時より精を出し御奉公仕上げ申品々有増書傳申候尤金銀を貯へ子供に譲申儀兼而能存知候へ共心指有之に付乍恐御為と奉存家作事諸道具等念を入相渡申只今借金割掛申儀某不覚悟と存間敷候自今以後子供随分精を出し借金返済可仕候若其上實之身上不罷成破滅之義有之者を憚右之段々御歎可申上候也

寛文十一亥九月　　鬼頭空雲印

四、鬼頭兵内

父を吉兵衛と稱す兵内は資性豪毅にして至誠父祖の遺志を襲ぎ荒蕪を開き良田となし福利を増進し公益を図るを以て目的とせり是を以て郷民鬼頭家を尊敬すること神の如く兵内を視ること慈父の如く其の畏威四隣に振ふ西濃風俗志に曰く「さてもあるものか鬼頭兵内程の人柄又あるまい百姓の氏神かと存ずる何かに

つけ気風持こみ西濃はおろか此の國にはござるまい云々以て其の信望の厚かりしかを窺ふに足る

寶暦三年薩摩工事起る里人幕府の嚴命を恐れて薩摩義士を遇する甚だ微なり而して義士の恩誼を懐ふもの亦稀なり此の秋に当つて兵内は私かに思へらく我が家は祖先以来新田開発を爲すこと三十ヶ村二万二千石に及べり余常に祖先の徳を多とす　今薩南の義士悠々三百里を越へ巨万の資を投じて身命を賭し我が郷里の水害を救ひ豊穣万口の地たらしめ様とす蓋し事大小ありと雖も我が祖と其揆を一にす聞く所によれば幕府大に薩摩に含む所ありて義士を處遇する所あらんとすと、古語に曰く義を見て せざるは勇なきなり幸我に三反八畝の宅地と之に叶ふ住宅あり以て之を提供して義士の起居に應ぜんと直ちに之を修理して本陣とす幕府も如何とも爲すこと能はず斯くて工事は竣功し其の功労により賞として左記を賜へり

一、金子五拾両
一、太平布三疋　（息頭兵内へ）
一、毛氈　二枚
一、金子貳拾両　（同七之丞へ）

五、藤原得亮

根古地明圓寺住職なり文化十一年十二月二十九日を以て生る幼にして父を失ひ学に志して毎年京都高倉学寮に遊び儒佛の学を修め明治十四年權少講義に補せらる　私塾を開き経史を教授し隣郡近國より芰を負ひ教を受くるものあり明治十九年五月二十六日七十一歳にて寂す　氏子弟を教ふる嚴格門弟をして揖斐川の岸頭に立ちて大声を発し発声を修業せしめしと

六、中村法權

嘉永七年正月一日大場に生る先考は德權と稱す安政二年二月二日得度明治十年三月十五日西運寺住職申付けらる同十年九月十六日美濃國第八番教社幹事に選ばれ同十一年十二月二十七日准五等説教者を任命せられ爾来三十有年間縣内近縣は勿論近幾北陸関東地方に至るまで説教出張を申付けられ布教の爲貢献する所多大明治三十九年八月二日布教使稟授三級に任命せらる　明治四十一年二月二十二日行年五十五歳を以て往生院号を蓮香院と名づく、次に氏の略歴並びに役務を記載す

(一)学歴

一、宗部

明治元年より名古屋守綱等渡邊嚴昭全嚴明に從つて往生論註及選擇集を学ぶ
明治二年より夏安居高倉大学寮に於て聽講す
明治五年より淨嚴寺住職吉谷覺壽の学窓に在りて観経四帖疏並に~~具疏~~文廣略文類を学ぶ

二、他部
明治五年より仝九年迄吉谷覺壽の学館に於て倶舍論唯識論義林章及明論八疏等を学ぶ

(二)役務
美濃國第八番教社幹事　明治十年　九月十六日
淮五等説教者　仝　十一年十二月廿七日
五等説教者　仝　十二年　八月廿八日
淮四等説教者　仝　十四年　七月　四日
淮四等布教使　仝　十五年　八月　二日
教育課淮四等用掛　仝　十六年十二月廿八日
安成講社教導員　仝　十八年　二月十六日

權少助教　　仝廿一年　一月廿四日
滿位　　仝廿二年　六月十二日
美濃國第甲部組長　　仝廿五年　四月　十日
勸令使稟授四級　　仝廿六年　六月十七日
權律師　　仝廿七年　四月廿六日
布教使稟授四級　　仝廿八年　六月　四日
仝　稟授三級　　仝廿九年　八月　一日

七、後藤佳實

氏は明治九年二月二十日高田町烏江吹原勘平の長男として生る弱冠にして北海道に渡りて山越村琦江農園を開墾し明治二十九年旭川兵営に入営し三十二年歩兵軍曹となる歸郷して愛知縣に職を奉じ明治四十年十月十四日後藤氏の養子となる三十七年日露の役起るや出征し三十八年川村大將の麾下となり南滿州の各地に轉戰して抜群の功績を立て歩兵曹長に昇進し凱旋す明治三十九年四月功七級金鵄勲章勲七等青色桐葉章及年金若干を賜ふ　大正元年根古地根古地新田大場三大字聯合北部耕地整理組合長に選ばれ排水機用水機樋管設置に盡力し其の功績大なり大正十一年四月二十三日齢四十七歳を以て歿す

八、関戸五作

氏は明治四年八月十日安八郡洲本村字内阿原浅野半右衛門三男として生る明治十年大巻関戸為吉の養子となれり明治三十年七月二十一日村會議員に当選以来三十有五年間本村村治の為貢献する事多大明治四十四年十一月十六日学務委員に当選以来学校増築其他教育振興の為一方ならぬ盡力をなす明治三十一年十月より郡會議員たる事二十有一年多藝輪中水害予防委員区長等多年勤續地方公共の為献身的努力をなす昭和三年十一月十八日宿病の為歿するや区民其の徳を敬慕して昭和八年一月頌徳碑を仝区民神明神社境内に建立す

次に其の碑文を掲載す

碑文

関戸五作君岐阜縣安八郡洲本村字内阿原浅野半右衛門第五子也明治十年八月出為養老郡池邊村大字大巻関戸氏後嗣子享保六年其始祖移居大巻村開墾荒地功績不少君實其十五世裔也明治三十一年十月選為養老郡會議員兼郡參事會員勤續多年其他経村會議員学務委員組合會議員水利委員等要職声望最隆大正九年十一月盡力於大巻渡船事業以其収益充大巻神明神社基本財産後奔走於電燈敷設大正十三年四月遂奏其功大巻四組到處莫不黙大者君之力也

嗚呼君者實可謂顯彰祖先遺風者矣

昭和八年一月

根來市藏 刻

九、水谷演達

羽島郡八神村水谷喜平三男として安政三年正月一日に生る六歳にして天照寺十三世小笠原芝堂のもとに入寺明治四年十六歳にして江戸大学林に学び業を卒へ内務省より少講義拝命以来東西各支校教授を経て明治二十一年天照寺住職となり昭和五年迄其の間諸種の職に付き仝年三月二十七日住職を隠退し昭和八年一月病魔に犯され六月十四日遷化せり　法名通蓮社善誉上人誠阿演達大和尚　生前の功績により本宗門跡山下管長猊下より金一封並に弔詞を下附さる

(一)役務

一、補訓導　明治十年　四月廿　日　内務省
一、少講義　仝十二年　六月廿　日　仝
一、五等授講師　仝十五年　七月廿八日　管長
一、飯田支校講師　仝十五年　十月十　日　仝
一、四等授講師　仝十九年十二月廿九日　仝

一、天照寺住職　　仝廿一年　九月十三日
一、鎮西中学教授　　仝廿二年十一月十四日
一、大教會議員　　仝廿三年より廿五年迄
一、愛知支校教授　　仝廿三年　十月廿　日
一、学力検定委員　　仝廿三年十二月十二日
一、宗教大学教授　　仝廿四年　三月廿九日
一、第三師管忠魂堂建設委員　　仝廿八年　五月　日
一、尼衆学校教授　　仝廿　年　四月　九日
一、慈教講創立委員　　仝廿六年　五月　三日
一、大教會議員　　仝廿八年　四月　日　当選
一、權大僧都　　仝廿九年十二月　一日　管長
一、得業　　仝四十三年　三月十七日
一、擬講　　仝四十五年　四月　日
一、補教　　大正二年　九月　五日
一、増上寺大殿再建資勸募委員長　　仝　四年　三月　日
一、薩摩義士の墓碑建立　　仝　四年　月　日

一、出張所長　　仝　七年十二月廿日　管長
一、大僧都　　仝十一年　二月廿一日　仝
一、准讃教　　昭和四年　四月十日　仝

第二節　現代（生年順）

一、山田貞策

氏は慶應三年二月七日大巻字高柳に生る先考運四郎氏は在屋戸長堤防委員監定役等の職を負ひ傍ら水田開拓に従事せり氏は其の長男にして幼名篤字は子材陪堂（別号柳波）と号し貞策は其の通称なり同村の里正を勤め門閥家を以て聞ゆ氏は郷里にありて従来岐阜縣會議員岐阜縣農會議員養老郡會議員所得税調査委員池邊村農會長池邊村村會議員の公職を歴任し大正十三年六月三十日迄池邊村長の職にありて專ら農事改良に熱心にして殊に南濃地方水田地改良に関し多年研究の結果明治二十七年頃率先独力を以て排水機を設置し稲作の改良増収を謀り今日多数の排水機の設置を見るに至りし先導をなせり明治三十九年頃より独力五十万の資金を投じ福島縣相馬郡八澤浦にて干拓開墾事業に従事し奮勵多年今や一寒村の荒蕪地をして耕地三百町歩を開拓し農家戸数二百戸を移住せしめ多額

の収穫米を産するに至る尚毎月一回開墾地の小作人を集め講師を聘して精神修養講話を聽かしむ　然も勇猛心に充ちたる氏は近来國家食料の前途を憂慮し福島縣有力者と謀り福島縣相馬郡新沼浦(面積四百町歩)の干拓開墾事業を計畫し大正十年一月其の筋の許可を受け理事長となり專ら干拓事業を経営し尚進んで仝縣仝郡山信田浦の開墾事業を出願近日許可の由又大正二年中遠く滿鮮地方の農業を視察し歸来大垣地方の有力者と共同にて朝鮮全羅南道松汀里及光川方面に大垣農場を設立し農業を経営し現今全南殖産株式會社(資本金二百万円)と改稱し現に會社の取締役として屢く朝鮮に出張し農事を奬勵指導し居れり大正三年頃養老村柏尾の耕地整理をも完成せしむ大正八年中養老郡内有力者と相謀り興農會を設立し目下副會頭の職につき專ら地主小作人間の融和を謀り居れり又大正九年中自費三万円を投じて自邸内に修徳館なる建物を築造し毎月日曜学校を開き知名の士を聘し地方青年児童及村民の爲精神修養農業研究小作人慰安等に関する講演會を開き專ら地方改良の方法を謀り兼ねて地主小作人間の融和協調を謀り居れり右修徳館は公益財團として設立認可を内務大臣文部大臣に申請計畫中又大正七年中岐阜縣有力者と協力して岐阜縣農事協會を設立し目下評議員及理事として農村振興産業促進に盡力中大正九年十二月福島縣八澤浦に相馬養魚株

式會社を創立し自ら社長となり專ら養鰻養鯉の水産業を経営せり昭和二年四月岐阜縣大垣市に日本産業株式會社を移轉せしめ目下社長に就任し山林業を経営中大正十二年頃岐阜縣に濃飛農倉聯合會を組織し其の聯合會長に就任し聯合農業倉庫を経営せしことありて多年農業水産林業の経営に奮勵努力せしこと枚挙に遑あらず大正十四年八月薩摩義士顕彰會を創立し推されて會長となり岐阜愛知三重の三縣下に亘る寶暦年間治水事業に功労ある薩摩士事義歿者の一大記念碑建設を企畫し昭和三年五月六日盛大なる竣功除幕式を挙行し又最近薩摩義士の遺徳を追慕し近々自邸内に薩摩義士平田靭負翁の銅像を建設し一般人に參拝せしむ等專ら犠牲的精神を社會に鼓吹宣傳し其の産業改良精神作興に貢献せし功労は実に莫大にして本村活動家の典型なり

左に平田靭負翁銅像の題字並に撰文を記載す

題字　平田靭負翁銅像

碑文　南濃之野北勢卑湿有木曽長良揖斐三大川並馳入勢海每霖雨衆流相浸漲輒致漲溢潰田畝漂廬舍民不聊生宝暦年中徳川幕府命薩摩藩修治之藩公島津重年遣其家老平田靭負等赴役以宝暦四年二月起工修堤浚河苦心慘澹翌年五月畢功藩士從事者凡千餘人費金幣三十萬両役已竣総奉行平田靭負俄自

又而斃蓋謝專斷增費之罪者實可謂殊勞成仁者也

昭和九年九月十日

題字　岐阜縣知事宮脇梅吉

撰文　伊藤信

二、伊藤清次郎

慶應三年八月七日大巻高柳に生る先考清助の長男なり壯年時代より本村行政事業に携る明治二十年十二月既に大巻土地整理技術員となり大巻地図製図事業を完成す明治三十二年四月収入役に就職十三ケ年勤續して同四十二年十月有給助役に推薦せられ在任十六ケ年其の間村長と共力して率先釜段駒野新田排水機設置役場建築学校建築大巻閘門駒野新田閘門並に小坪閘門改造北部耕地整理及大巻第一(森助)耕地整理監督事業に盡瘁す昭和三年七月村長に推薦せられ昭和七年七月再選今日に至る氏は三十有三年間本村教育勸業治水土木事業に一大改善を加へ貢献する所多大にして本村村治上の一大功労者といふも過言にあらず

三、館　登

明治三年五月二日を以て大巻の地に生れ明治二十一年大谷派本願寺の度牒を受け明治三十年に智通寺の住職となる氏は尾張津島淘成学校に入り次に京都府中

学校に入り明治二十九年眞宗大学を卒業し直ちに高野山大学校へ眞言秘法研究の為本山より留学すること三年明治三十二年八月時の文部大臣樺山資紀より眞宗大学教授を命ぜられ五ヶ年にして家事のために辞し傍ら三重感化院教授並びに四日市駐在布教に従ひ明治四十五年美濃國教学視察を命ぜらる大正六年一派の行政會計を議する賛衆に選ばれ大正十二年に一派安心の權威たる總會所布教係となり昭和六年七月学階第二位たる嗣講に任命せらる氏は常に讀書と書畫を好み有志僧侶の為霊教研究會を設け講学布教研究指導をなし此地南は琉球より北は北海道に至る各地を本山特別派遣として布教に従事し学事講習會講師として年々所々に出張を命ぜられ現今大垣夏季学校教授洗心會々長高須別院婦人法話會の顧問養老郡佛教會長の任に当り地方教化の為貢献する所多大なり著書にしては義順嗣講百話式文講述嘆徳文講述二河白道講義三毒五悪段講義あり号を太痴と稱するは自詠「四君子や蓮と連磨に一寸そめ名まで太痴と恥をかきけり」に依るならん

四、松永長九郎

氏は明治七年一月十一日大場に生る，明治二十九年三月岐阜縣師範学校を卒業一ヶ年間山縣郡甲尋常小学校訓導となり明治三十一年四月今尾尋常高等小学校訓導に

轉任し此校に二年三ケ月在職績て明治三十二年七月笠郷高等小学校訓導に任ぜられ翌明治三十三年六月自村なる池邊小学校に轉じ同年十月同校々長となり一意誠心校務に精勵し改善を図り明治三十六年四月郡内第一に農業補習学校を創設し以て青年の補習教育に盡し側ら青年會長處女會長等專ら青少年の指導を勤め学齢児童の精勤を進め不就学児童は自ら督勵して入学せしめ村に不学の児無きに至れり尚自己の修養を怠らず郡教育會縣教育會師範学校等各種の講習會には必ず出席し修了せること三十四回に及び特に明治三十六年早稲田大学に行きて文学教育の講習を受け明治四十二年哲学館に行きて井上哲次郎博士に就きて東洋論理学國文学の講習を受けたり明治四十五年現在の北校舎を改築し大正四年西校舎を増築落成し運動場を擴め同五年高等科を併置し校運愈隆盛に進み茲に初めて多年の目的を達成せるを以て次席訓導久保田拙耳氏に校長の職を譲り自ら職を辞して家庭の人となれり在職実に十有八年村人之を惜み村より金盃料として金五拾円を贈り青年團より花瓶一對を贈り以て其の職を賞せられたり

其の後村政に関して村會議員学務委員村長代理助役多数輪中議員水利委員五三組合議員等に選ばれ耕地整理副組合長として創立以来解散に至るまで二十年間專ら耕地の改良に盡し排水事業の完成を期せり又同窓會□□□□□□今尾同窓

會長たること十二ヶ年池邊同窓會長たること殆ど二十ヶ年に及ぶ宜なるかな東京毎日新聞社より左の表彰を受けらる

貴下は滿十五ヶ年以上同一の事務に從事し忠実格勤一日の如く專心勵精復他を顧みず其篤行洵に一古の模範たり茲に之を表彰す

大正二年十一月十五日

會長正三位勲一等男爵　辻　新治

以て其の篤行を表彰せられたり

氏は又池邊信用組合創立に盡力し創立以來理事なりしが昭和五年(内堀君辞任せらるゝや推されて專務理事となり爾來此組合の發展に勤め信用を高め從つて組合員の信頼多く貯金盛に増し組織変更して保証責任となし進んで販賣事業を兼営し以て此の組合の發展を図れり

氏は学校教育のみならず自宅の家庭にも教育第一主義とし四男一女何れも各方面に研究成功せらる

五、横山正治

明治十一年八月廿九日益段に生る先考の庄五郎は多藝輪中委員等の要職を負び地方公共の爲に貢献す氏は其の次男にして□□□□□明治三十四年十二月愛知

縣立醫学校を卒業し郷里に於て開業明治三十六年十二月廿五日附にて池邊小学校々醫に仝四十三年十二月八日附にて池邊村々醫に嘱託せられ今日に至るまで謹直其の職務を全ふし本村衛生方面の指導者として貢献する所多大一方仝廿九年七月廿一日村會議員に当選以来現今に至る廿九ケ年間勤續し村治上の功労者なり

六片野弥三郎

明治廿一年二月廿八日大巻に生る当家は小坪一帯の宅地田畑の殆ど全部を所有し明治廿九年四月小坪排水機を設置し現在貴族員多額納税者の選挙資格ありて当地方第一の素封家なり

氏は三重縣富田中学校を卒業歸郷後片野家々名を継持し一門の繁栄を計ると共に村治公共事業に干與し大いに盡瘁する所あり大正八年九月廿日郡會議員に当選以来郡役所廃止まで勤續其の他村會議員多數輪中水害予防組合員は先考佐兵衛の後を継ぎて今日に至る拾有九年間勤續現に学務委員大巻区長の職に在り昭和六年四月一日工費一万六千円の津屋川橋落成に際しては一方ならぬ努力をなす仝橋を片野橋と稱するも宜なるかな

第十四章　警察

第一節　駐在所

高田警察署大巻巡査駐在所は明治四十四年八月現在の地に新築巡査一名勤務し常に本村を巡回して盗難衛生風紀の改善等につき指導啓発の任に当る

歴代駐在巡査氏名左の如し

下條　某　　岡島　某　　鈴木幾次郎　　高島　某

野々村藤三郎　　飯島静雄　　小島　勲　　佐々木重雄

遠藤至信　　福井　一（現在）

第三節　犯罪者数調（池邊村犯罪人名簿に依る）

犯罪の種類	刑罰	人員 男	人員 女	計
兵役法違反	罰金	一		一
徴兵法違反	仝	一		一
仝	禁錮一年未満	七		七
窃盗	徴役一年未満	二		二
仝	徴役三年	一		一
仝	禁錮一年未満	八	一	九

横領	科料	四	四
仝	徴役一年未満	四	一
詐欺取財	仝	二	二
仝	禁錮一年未満	四	一
文書偽造	罰金	二	二
賭博	科料	一	七
仝	罰金	五	五
仝	徴役一年未満	三	〇
失火	罰金	五	七
選挙違反	仝	三	〇
仝	禁錮一年未満	三	一
娼妓取締規則違反	罰金	三	一
傷害	仝	二	二
仝	徴役一年未満	二	一
暴力行為	罰金	一	一
仝	仝	一	一
賣藥法違反			

二

横領	科料	四	四
仝	徴役一年未満	四	一
詐欺取財	仝	二	二
仝	禁錮一年未満	四	一
文書偽造	罰金	二	二
賭博	科料	一	七
仝	罰金	五	五
仝	徴役一年未満	三	〇
失火	罰金	五	七
選挙違反	仝	三	〇
仝	禁錮一年未満	三	一
娼妓取締規則違反	罰金	三	一
傷害	仝	二	二
仝	徴役一年未満	二	一
暴力行為	罰金	一	一
仝	仝	一	一
賣藥法違反			

質屋取締法違反	罰金	一一	一一
印紙税法違反	仝	三	三
狩猟法違反	仝	七	七

第三節　変死者数調（最近五ヶ年間）

死亡年月日	事由
昭和五年十二月廿一日	溢死
昭和六年　一月十八日	溺死
昭和六年　四月十五日	怪我
昭和六年　八月　六日	溺死
昭和六年　九月　四日	仝
昭和六年　十月十六日	仝
昭和六年十一月十一日	仝
昭和七年　六月十六日	仝
昭和七年　七月十二日	仝
昭和八年　六月廿八日	仝

第四節　消防

第一項　沿革

本村には古くより火災予防の必要を感じ明治廿五年頃より一部々落にて水籠バケツ等を備へ明治廿三年大字瑞穂字枡池に初めてポンプの購入あり不完全ながら消防の事に努めつゝありしが大正六年に至り大字根古地及大字釜段に私設消防組の組織を見る　大正十三年大字根古地及釜段より私設消防組の消防器具並器具置物を本村へ寄附の申出あり三月廿九日村會は右寄附を採納して茲に公設消防組設置を縣知事に申請し仝年五月廿一日岐阜縣告示第二〇七号を以て認可あり九月廿一日根古地支部及釜段支部の組織成りて池邊消防組の開設式を挙ぐ次で仝年十一月四日大場支部増設の認可ありて仝月五日発會式を小学校に於て挙行す大正十四年四月八日瑞穂大代支部の増設認可あり昭和二年六月廿九日部名変更の認可を得て根古地支部を第一部釜段支部を第二部大場支部を第三部大代支部を第四部と稱す昭和二年十一月二日第五部第六部の増設認可ありて今日に至る　爾來組員は一致團結し設備の充實に訓練に各々其の職に盡すと共に村民の期待に副ふべく協力して火災の防備は素より警察の補助機関として治安警防宣傳衛生の指導社會事業に成績見るべきものあり昭和六年四月七日岐阜縣

消防協會總裁より災害予防に対する指揮旗を授賞表彰せらる

第二項　規約

第一條
　本村消防組本部事務所は本村役場に置く
第二條
　本村の消防組は左の人員を以て組織す
一、組頭　一名
二、副組頭　一名
三、部頭　各部に一名宛現在六名本年五月より任命
四、小頭　從來各部二名本年五月より一名宛現在六名
五、副小頭　各部に三名宛現在十八名
六、消防手　若干名
　組頭副組頭及部小頭は警察部長之を任命し副小頭は消防手を以て充て警察署長之を任命す
第三條
　消防手は消防組設置区域内の住民中より志願に依り之を採用す　消防手たら

んとする者は組頭を経て警察署長に願出づるべし
組頭及小頭は組員中より之を命ず但し時宜に依り組員の外より命ずることあるべし

第四條
左の各号に該当する者は消防組員たることを得ず
一、年齢十七歳以下又は五十歳以上の者但組頭及小頭は五十歳以上の者たることを妨げず
二、素行不良の者又は粗暴過激の言動ある者
三、身体虚弱なる者
四、禁治産者及準禁治産者
五、禁錮以上の刑に處せられたる者及賭博罪に依り處分せられたる者
但し相当の年月を経過し改悛の情顕著なる者は此の限りに在らず
六、消防組員を解職せられ二年を経過せざる者
七、其の他消防組員として不適当と認むる者

第五條
左の各号の一に該当する者は消防組員たる資格を失ふ

一、区域外に轉住し又二ヶ月以上の兵役に服する時但戰時又事変の爲召集せられたる場合を除く
二、所在不明となりたる時

第六條
消防組員の職を辞せんとする時は事由を具し組頭及小頭は警察署長を経て警察部長に消防手は警察署長に願出づべし

第三項　役員氏名

本部役員氏名は左の如し

組頭　伊藤清次郎
副組頭　松永弘

第四項　各部役員及消防手

部	字	部頭	小頭	副小頭	消防手
第一部	根古地	一	一	三	三四
第二部	釜段	一	一	三	三五
第三部	大場	一	一	三	三八
第四部	大代	一	一	三	三〇

第五部	枠池	一	一	三	七五
第六部	仁保	一	一	三	三七
計		六	六	一八	二〇九

第五項　各部役員氏名

第一部役員

部頭　内堀喜一
小頭　西脇鶴次郎
副小頭　野村多一郎

第二部役員

部頭　西脇勇
小頭　種田弘吉
副小頭　片野忠一

第三部役員

部頭　片野松三
小頭　加藤一三
副小頭　横山善四郎

安部義重

日比正二
木村文四郎
伊藤由蔵

飯田仁造

木村□□□

第四部役員

部頭	後藤雄三
小頭	片山善次郎
副小頭	西脇久一

第五部役員

部頭	松岡新右衛門
小頭	若山清
副小頭	橋本政之輔

第六部役員

部頭	伊藤春義
小頭	和田豊吉
副小頭	黒田秋義

			西脇弥壽雄	伊藤清	麥田佰次郎
			片山清次郎	春田昇一	田中繁夫

第六項　警備費

	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度
手当	一四九	一九一	一九一	一九一	一九二
出場手当	一五八	一九二	一九二	一九二	一九三

備品費	九〇	一〇〇	八〇	一〇〇	八〇
賄費	六五	一四四	一四四	一四四	一四四
消耗品費	六四	七二	五〇	七二	五〇
雑費	七六	五〇	六五	五〇	六五
ポンプ修繕費	一四〇	一五〇	五〇	五〇	一五〇
雑費	一五	四六	四六	四六	四六
計	八五七	九四五	九一八	九四五	九一八

第七項　火災度数調

大正十三年十二月　八日　瑞穂字西條一件
仝　十四年　無
昭和　元年　無
仝　二年　三月　九日　大巻寺町　一件
仝　十月廿五日　瑞穂□□　一件
仝　三年　一月　九日　釜段　一件
仝　三月　九日　大巻寺町　一件
仝　六月　七日　大巻上組　一件

昭和　三年十一月十七日　大巻下組　一件
仝　四年　無
仝　五年　無
仝　七年　六月　六日　高柳　一件
仝　八年　八月廿九日　大巻下組　一件

第八項　火災信号（警鐘）

一、遠火信号　○—○　○—○
一、近火信号　○—○—○—○—○
一、鎮火信号　○　○　○　○
一、應援信号　○○—○○○○—○
一、召集信号　○—○—○　○—○—○
一、林野火災信号　○—○—○—○　○—○—○—○

第十五章　衛生

第一節　衛生組合

本村の組合は組長一名各字毎に世話係一名を置き本村衛生思想の普及に盡瘁しつゝ其の効果漸く現るゝに至れり

第二節　清潔法

春秋の二季に清潔檢査日を定め各戸毎の清潔狀況を檢察と立合の本に是を行ひ其の結果は年々良好と認められつゝあり

第三節　予防注射

第一項　種痘施行

五月に行ひ其の結果三ヶ年分左の通り

	七年度	八年度	九年度
善感	二二九	一〇七	一六〇
不善感	一五	七	三
計	二四四	一一四	一六三

第二項　チブス予防

昭和四年より実施し年々其の効果顯著なる爲追々村民一般に及ぶに至れり

左に予防注射人員累年比較表をかゝぐ

狀況概要

	六年度	七年度	八年度	九年度
接種人員	四〇六	一、三七〇	一、二二六	一、五九二

第四節　傳染病

第一項　傳染病患者狀況一覽表（昭和元年より九年まで）

昭和二年	発生月日	全治月日	治癒又は死亡	病名	年齢
	四月一七日	四月二八日	全治	実扶丁里亜（ジフテリア）	五
	五月一七日	六月一一日	仝	仝	一一
	六月一八日	七月八日	仝	赤痢	一二
	六月一九日	七月八日	仝	仝	七
	六月二〇日	七月八日	仝	仝	九
	六月二三日	七月八日	仝	仝	四
	六月二六日	七月二〇日	仝	仝	六
	六月二七日	七月三〇日	仝	仝	四
	七月九日	七月一五日	死亡	腮腺風病	六

	七月一〇日	七月一二日	死亡	颱風病
	仝	七月一一日	仝	仝
	八月五日	八月六日	仝	仝
昭和三年	六月一日	六月一三日	死亡	腸チブス
	仝	七月一日	全治	仝
	六月八日	六月一七日	死亡	仝
	六月一五日	七月一九日	全治	仝
	七月八日	七月一五日	仝	仝
	仝	八月七日	仝	仝
昭和四年	一月一三日	一月二四日	仝	仝（実扶丁里町ヲ云フ）
昭和五年	一二月一〇日	六年一月一〇日	死亡	腸チブス
	一二月二五日	仝一月一三日	仝	仝
昭和六年	九月一〇日	九月二〇日	死亡	腸チブス
	九月二〇日	一一月一七日	全治	仝
	九月二六日	一一月一六日	仝	仝
	九月二八日	一〇月三一日	仝	仝

不明	
五	
八	
三五	
一六	
五六	
一〇	
一五	
二一	
四	
三八	
四四	
四六	
一六	
九	
三七	

昭和七年	一〇月一一日	一一月一一日	全治	仝	五五
	一〇月二六日	一一月一〇日	死亡	仝	一八
	二月二九日	三月一三日	全治	仝（実扶丁里亜）	九
	仝	仝	仝	仝	五
	八月二四日	八月二七日	仝	仝	六
	八月二九日	八月三〇日	死亡	仝	三ヶ月
	一〇月一二日	一〇月一五日	全治	仝	三一
	一〇月二三日	一〇月二五日	仝	仝	六ヶ月
	一〇月二四日	一〇月三一日	仝	仝	一一
昭和八年	七月 四日	七月 八日	死亡	疫痢	六
昭和九年	三月一一日	三月一四日	全治	仝（実扶丁里亜）	一七
	四月一〇日	四月一八日	仝	仝	一〇

第三項　傳染病患者月別比較

月／年	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	計
一月			一					一
二月						二		二

第三項　傳染病患者年比較

年度＼年齢	一〇歳まで	二〇歳まで	三〇歳まで	四〇歳まで	五〇歳まで	五一歳以上
二年	九	二	一	一		一
三年	一	二				
四年	一					

	計	一二月	一一月	一〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月
一二						一	三	六	一	一	
五							一	四			
一											
二	二										
六				二	四						
七				三		二					
一							一				
三四								一			
	二			五	四	三	五	〇	一	一	

第四項　傳染病者病名及死亡者比較表

年	五年	六年	七年	八年	計
一		一	五	一	一八
二			一	二	七
一					一
四	一	一	二		四
二	一	一			二
二		一			二

傳染病者病名比較

年度／病名	腸チブス	実扶トリ（ジフテリア）里	腮腺炎	赤痢	疫痢	計
二年	六	二	四	六	一	一四
三年		一				一
四年	六					六
五年	二					二
六年	六					六
七年						
八年						

傳染病死亡者比較

腸チブス	実扶トリ（ジフテリア）里	腮腺炎	赤痢	疫痢	計
二		四		一	六
二	一				三
二					二

第五節　死亡者累年月別比較

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	計
四年度	男	五	六	一	二	五	五	七	三	三	二	二	三	四三
	女	三	四	六	一	五	二	六	一	二	三	四	四	四一
五年度	男	四	四	五	四	三	三	四	二	二	三	二	四	四〇
	女	二	五	四	一	七	二	六	四	一	一	三	三	三六
六年度	男	三	五	五	七	一	一	四	九	七	一	四	三	四九
	女	五	五	五	四	三	三	四	六	三	二	三	五	四六
七年度	男	六	三	五	六	六	五	六	五	二	五	一	五	五二
	女	四	八	三	四	二	二	三	四	二	六	一	二	三九
八年度	男	三	三	七	一	四	三	七	四	一	三	一	六	四三
	女	七	六	一	二	四	一	二	四	九	三	六	四	四六
計		二四	二八	二四	三五	三四	二七	四九	二二	三六	四五	四八	五二	

第六節　隔離病舍

第一項　隔離病舍沿革

位置　大巻又の割二、七六五の五　創設　明治三十六年五月二十九日

總工費　一、九九六圓　木造なり

第二項　隔離病舍面積

敷地八畝歩　建物病舍五棟八四坪内事務室十九坪五消毒室十二坪五屍室二坪三棟は独立せり　渡り廊下長さ四間二尺幅三尺及長さ二間三尺幅三尺の二通にして三坪四分二なり

第三項　隔離病舍常設費

昭和八、九年度予算左の如し

	八年度	九年度
	円	円
修繕費	三二九一	二二四九
備品費	二三、三八	四二五
消耗品費	六四、〇二	四四、〇七
賄費	一七、六七	一
食費	一一七、五六	一

	八年度	九年度
	円	円
旅費	五一六	一
看護婦費	一三七、四八	一
雇入料	五五六三	五六八
小使	四一八〇	一
電燈費	一四、七〇	八、九四

手数料			敷地料		
手当	七七、三〇	計	二四、九〇	計	二二、七五
	一七、六〇		六三〇、一一		二一〇、一八
	七二、〇〇				

第七節　衛生機関

第一項　醫師産婆

本村にありては未だ十分なる発達を見るに至らず他町村諸機関に依頼する状勢にあり　醫師一名産婆一名理髪所結髪所の如きも殆んど開店せられる模様なし

第二項　衛生講話

本村衛生思想発達に意を用ひ村当局警察学校其の他諸團体との連絡協議により毎年名師の講話及座談會を開催することあり　尚健康週間其の他の催ある場合にありてはポスターパンフレットの如きものゝ活用に努め層一層の声價を治むるに努めり

第三項　衛生行事

四月廿七日結核予防デー　六月四日ムシ歯予防デー　八月一日より三十日までラヂオ体操の會　視力保存デー　健康週間等あり

第八節　高齢者調査

大字 / 小字	年齢 / 性別	大巻 上仁寺町	大巻 下仁保	大巻 堤	大巻 高柳	大巻 小坤	大巻合計	瑞穂 枠池	瑞穂 柳原	瑞穂 大代	瑞穂 西條	瑞穂合計
	男女 八〇											
	男女 八一			二	一	二	二					
	男女 八二											
	男女 八三	一			一	二	一			一		一
	男女 八四			一	一		二					
	男女 八五											
	男女 八六											
	男女 八七								一	一		二
	男女 八八											
	男女 八九											
	男女 一											
	男女 九九											
計		一	一	一	二	四	九		一	一	三	三

| | | |

第十六章　褒賞

表彰狀

災害予防　池辺消防組

右は頭書の施設優秀にして他の模範たり仍て指揮旗を授與し茲に之を表彰す

昭和六年四月七日

財團法人　岐阜消防協會總裁正五位勲四等鵜澤憲

表彰狀

縣佛教会池辺村分会

本会の趣旨を体し社会事業に力を盡し其の功績勘からざるものあり　仍て茲に之を表彰し置時計を壹個贈呈す將来一層盡瘁せられんことを望む

昭和八年十月一日　岐阜縣佛教会長從五位勲六等北口善從

表彰狀

岐阜縣養老郡池辺村保育園

農繁期児童保護施設に就て優良なる成績を挙げられたるに對し茲に慈愛旗並に助成金を贈呈す

昭和八年五月五日　東京朝日新聞社内

財團法人朝日新聞社会事業團理事長村山龍平

一、養老郡池辺村　山田貞策氏

日本赤十字社岐阜縣委員嘱記中社業拡張の爲甚盡力少からず因て本社に代り其の厚志を謝す

明治二十九年二月十日　日本赤十字社總裁大勲位彰仁親王

日本赤十字社長從三位勲一等伯爵佐野常民

二、多藝輪中水害予防組合堤防委員　山田貞策

事務特別勉勵に付金六十円を給與す

明治三十三年一月二十日

多藝輪中水害予防組合管理者養老郡長　加藤厚覺

三、賞狀　農事改良の奨勵

右成績顯著なるを以て明治三十八年本会農事改良奨勵法により茲に之を表彰す

明治三十九年三月三十一日

大日本農会總裁大勲位功三級貞愛親王

四、本年八月本縣相馬郡八澤村消防組基本金として金百円寄附候段奇特に付爲

其の賞木杯壹組下賜候事

明治四十四年九月十九日　福島縣知事正五位勲四等平岡定太郎

五、明治四十四年五月相馬郡八澤村小学校増築費として金六十円大正元年十一月同金四十円寄附候段奇特に付為其賞木杯壹組下賜候事

大正二年三月一日　福島縣知事正五位勲四等西久保弘道

六、貴下池辺村長在職中本会の為め多年御盡力被下其功労感謝致候茲に其記念として宣徳火鉢を贈呈し之を表彰す

大正四年一月五日　養老郡町村長会

七、本年米價暴騰の際窮民救済の為金壹百円寄附す依て木杯壹組を賜ふ

大正七年十一月十五日　岐阜縣知事正五位勲三等鹿子木小五郎

八、大正四年及九年事件の功に依り木杯壹を賜ふ

大正九年十一月一日　賞勲局總裁正四位勲三等伯爵児玉秀雄

九、澤浦拓地事業成績　四等賞褒賞

審査長正五位勲四等小西正二

右山形縣主催奥羽聯合共進会審査長の薦告を領し茲に之を授與す

大正五年十月二十六日　農商務大臣従三位勲二等仲山路廉

十、名與賞状　農業教育の奨勵及実績
右成績顯著なるを以て本会農業改良奨勵規定に依り茲に之を表彰す
大正十年十月十日　大日本農会總裁大勲位功四級守正王
十一、干拓事業成績　福島縣　山田貞策

銀牌

審査部長　從五位勲六等　難波五百磨
審査總長　從四位勲三等　月田藤三郎
從五位勲六等　佐藤覚次
從四位勲四等　有働良夫
從四位勲三等　伊藤悌藏
從三位勲一等　平山成信

審査の成績により前部の褒賞を授與す
大正十一年七月十日
平和記念東京博覽会總裁大勲位功二級載仁親王
平和記念東京博覽会長東京府知事從三位勲二等宇佐美勝夫
十二、池辺村役場特設電話架設費として金百円並に同村津屋川橋架設費内に金百円寄附す仍て褒賞條例に依り之を表彰せらる

大正十二年一月十五日　岐阜縣知事 正五位勲四等 上田萬平

十三、客年十一月十五日現在に依り実施せる震災調査に関し克く其の趣旨を体し熱心調査に盡瘁せられ有力なる資料を得て善後施設上裨益する處尠からず仍て茲に感謝の意を表す

大正十三年三月三十一日　臨時震災救護事務局長 従四位勲三等 池田宏

十四、感謝狀

曩に木曽川下流改修工事施行の砌三川分流成功式挙行の際は事務委員として能く其の任務を盡され今亦分流碑建設に莅み之が事業に盡瘁せられ茲に建設を完成するに致らしめたる功績実に顯著なりとす仍て其の労を酬ゆる為め前記記念品を贈呈し感謝の意を表す

大正十三年十月二十三日　三川分流碑建設委員長 岐阜縣知事 白根竹介

十五、表彰狀

多年本組合事業に付日夜寢食を忘れ盡瘁し功労多大なりとす仍て組合会の議決を経茲に金壹封を贈呈し其功労を表彰す

大正十四年二月二十四日　岐阜縣養老郡長　門脇默一

十六、　大正十一年六月岐阜縣立海津中学校並同郡海津高等女学校建設費金参百三十円寄附す依て褒賞條例に依りて之を表彰せらる

大正十四年五月一日　　岐阜縣知事正五位勲四等白根竹介

十七、　表彰狀

夙に力を耕地の拡張改良事業に効し其の功績顕著なり依て本会表彰規定により之を表彰し記念杯を贈呈す

昭和四年五月十六日　　帝國耕地協会々長正四位伯爵堀田正恒

十八、　感謝狀

木曽長良揖斐三大川下流改修工事を完成し永遠に水害を排除せしめたる治水功労者山田省三郎翁の功績を不朽に旌はさんとし戸崎増太郎渡辺文三南谷勇助の諸氏と相謀り克く本会を翼賛し岐阜公園に之が銅像の建設を見るに至らしめたるは之一に諸君が翁の偉業を敬仰思慕する至情の発露にして其の熱誠不撓の盡力に俟つ所多大なり茲に聊か記念品を贈り感謝の意を表す

治水功労者故山田省三郎翁銅像建設委員長
岐阜縣書記官正五位勲四等前田慎吾

十九、　表彰狀

昭和四年七月一日

多年治水事業に盡瘁し其の功績顯著なりとす仍て茲に銀杯壹個を授與し之を表彰す

昭和七年四月二十九日　　岐阜縣知事正五位勳四等伊藤武彦

二十、　夙に力を地方自治の振興と産業の開発に致して声望あり就中福島縣相馬郡八澤浦の干拓開墾事業は民の最も力を致せし事業にして獨力巨財を投じ拮据経営二十有年能く芦□□□の地を拓き加ふるに沿岸数百町歩の耕地をして累年の水害を免るゝを得せしめ以て農村今日の繁栄を致せしむ爾来各種の公職の傍依然耕地整理事業に盡瘁し斯界に貢献すること甚だ多く其の功績顯著なり

昭和四年五月　　帝國耕地協会

二十一、表彰狀

多年耕地整理及開墾事業に盡瘁し功労尠らず依て銀杯壹個を贈呈し茲に之を表彰す

昭和三年十一月十日　　福島縣耕地協会總裁正五位勳四等加瀬清雄

二十二、褒狀

大正十四年八月岐阜縣養老郡池辺村大巻村社神明神社社殿改築費として金参百二十円を寄附す仍て褒賞條例に依り之を表彰せらる

大正十五年七月廿四日　岐阜縣知事正五位勲四等白根竹介

〔附〕　當選証書　山田貞策

右者府縣制の規定に依り養老郡選挙区に於て縣会議員に当選したることを証明す

明治三十二年十月四日　岐阜縣知事野村政明

大禮記念章之証

大正四年勅令第百五十四号の旨に依り大禮記念章を授與せらる

大正四年十一月十日　賞勲局總裁從二位勲三等伯爵正親町實正

本会主催第七回岐阜縣畜牛共進会第七回岐阜縣畜馬共進会飛彈三郡畜牛品評会委員を嘱託す

大正十二年九月廿日　岐阜縣畜産組合聯合会長從五位勲五等金澤正雄

推薦狀

貴下を大日本國粋会岐阜縣本部相談役に推薦す國家の爲め盡瘁あらんことを冀ふ

大正十年十二月一日　大日本國粋会岐阜縣本部会長

貴族院議員正二位勲二等鹿子木小五郎

養老郡池邊村　伊藤清次郎

一、明治四十四年一月七日会務の為め盡力尠からず依て盃壹個贈呈し謝意を表す

二、大正五年十一月二十七日社事に盡力せらるる所尠らず仍て巻煙草容器壹個を贈り謝意を表す　日本赤十字社岐阜支部長島田剛太郎

三、大正九年十一月一日大正四年乃至九年事件の功により金八拾円を賜ふ　賞勲局總裁　児玉秀雄

四、大正十年十月一日　第一回國勢調査記念章授與　賞勲局總裁　児玉秀雄

五、大正十一年四月八日　町村事務に従事すること茲に二十有余年恪勤精勵克く村治の発達に力め其功労洵に顯著なりとす仍て銀盃壹個を賜り之を表彰す　養老郡長奥村規矩夫

六、大正十四年十二月一日　本年施行の國勢調査に関し盡力せられたる所尠からず仍て其労を謝す　下條康麿

七、昭和四年十二月二十日　本年九月施行の農業調査に関し克く勉勵盡力せられたり仍て茲に謝意を表す　内閣統計局長長谷川赳夫

八、昭和六年四月一日　帝國在郷軍人会池辺分会へ金品寄贈せられしは本会の
感荷に堪へざる所なり依て茲に其の厚意を深謝す
帝國在郷軍人会長　一戸兵衛
九、昭和六年四月七日　功績状授與　岐阜縣知事鵜澤憲
養老郡池辺村
杉野　薫
一、明治二十八年十一月十八日　日清戦役の功により勲八等瑞宝章及従軍記章
授與
賞勲局
二、明治三十九年四月一日　日露戦役の功により勲七等瑞宝章及従軍記章授與
賞勲局
三、同日明治三十七、八年戦役事件により銀盃壱個授與　賞勲局
四、大正七年七月一日第一回國勢調査に従事記念章授與　賞勲局
五、大正十一年九月八日村長事務に二十年以上勤続する功労により銀杯一個授
與
養老郡長
六、大正十四年四月三十日帝國在郷軍人会池辺村分会理事多年在職の功労に依
り賞状を授與
帝國在郷軍人会長
七、大正十四年十二月一日國勢調査の功労により賞状を授與　内閣統計局長

八、昭和四年十二月二十日農業調査の功労に依り感謝状を授與　内閣統計局長
九、昭和五年十一月三日帝國在郷軍人会池辺村分会理事二十年以上の勤労により賞状及記念品授與　帝國在郷軍人会總裁宮殿下
十、昭和五年十二月二十日國勢調査の功労に依り感謝状授與　内閣統計局長
十一、昭和七年四月二十九日多年在職の功労に依り銀杯一個授與　岐阜縣知事
十二昭和八年二月十一日地方馬一斉調査功労に依り感謝状授與　陸軍大臣　農林大臣
十三、昭和八年三月七日日支事変の功労に依り感謝状を受く　愛國婦人会長
十四昭和八年十二月十二日戸籍寄留事務を担任三十二年間成績優良に依り表彰を受く　岐阜地方裁判所長
十五、昭和八年十二月十二日戸籍事務精勵格勤に依り賞状及記念品授與　西濃一市五郡戸籍事務会長

在郷軍人受彰者一覧表

表彰者氏名	帝國在郷軍人会長	帝國在郷軍人会支部長	帝國在郷軍人会養老郡聯合分会長
伊藤清次郎	昭和六年三月十七日		
山森太助	昭和六年三月十七日		

青年團表彰者一覽表

表彰者氏名	帝國在鄉軍人会長	帝國在鄉軍人会支部長	帝國在鄉軍人会養老郡聯合分会長
田中德藏	昭和七年一月一日		
片野弥三郎	昭和七年五月一日		
木村金一	仝		
加藤角之進			
第七班			
松永幸太郎			
七里藤八			
木村喜吉			
片野松二			
安部義重			
古川元一			
伊藤周藏			
西脇勇			
近藤完一			
	昭和八年二月六日	昭和七年九月五日	昭和六年十月八日
	昭和八年二月六日	昭和七年九月五日	昭和七年九月九日
	昭和八年二月六日	昭和七年九月五日	昭和七年九月九日
		昭和七年九月十日	昭和七年十月十日
			昭和七年十月十日

年月日	氏名	表彰セシ團長
大正四年十二月十二日	木村仁作	養老郡青年團長東島卯八
大正十年十一月三日	杉野清六	養老郡青年團長奥村規矩夫
昭和六年二月二十七日	渡辺章	養老郡青年團長桑原権之助
昭和七年三月六日	横山一市	仝上
昭和七年三月六日	七里一夫	仝上
昭和八年三月五日	安部清一	仝上
昭和八年三月五日	川瀬佐助	仝上
昭和九年三月四日	七里和一	仝上
昭和九年三月四日	安藤敏雄	仝上

養老郡池辺村青年團

右は其の施設経営見るべきもの多く成績も亦優良なり　今後益々奨励して其の効果を収めんことを望む仍て茲に之を表彰す

昭和七年三月六日

養老郡青年團長桑原権之助

加藤角之進
山田末松
加藤名門
野原喜六
横山正□

山幡庄平
横山徳四郎
野原悦造
春田昇一
熊田正孝
中嶋春由
植田久吉

青年團表彰者氏名（大正十五年以後）

大橋清一　松葉□□　木村作藏
片野忠一　安部義□　児玉末吉
児玉惣六　近藤勇　和田順一
田中勇吉　桑原茂八　古川周一
春田重雄　若山一市　渡辺章

青年團感謝狀受領者（大正十五年以後）

大橋一　杉野庄六　高木嘉造
長谷川傳郎　菱田定逸　中島甚三郎
小野惣市　田中徳造　西脇弥蘿
前田貞義　西脇□□　近藤正
加藤正一　杉野新郎　児玉三好
大橋惣造　七里一夫　大倉松弥
小島一夫　西脇信隆　古川周造

近藤徳郎
加藤政吉
七里一夫
方野文吉
児玉実

鈴木領造
松永要吉
辻栄一
近藤春一
藤田正一
加藤梅吉
木村虎太郎

伊藤和雄
日比野名門
中島信次郎
安部清一
安藤敏雄

松永□吉
山田源三郎
安部義□
中島治一
田中清吾
伊藤春義
加藤嘉市

第十七章　雑纂

第一節　民謡

一、草津節

ノ一度お出でよ　池辺の里に　蓮の花咲く七八月

ニ青く茂れる　千本松よ　忘れしやんすな　薩摩義士

二鴨緑江節

イ、入合の鐘は根古地の天照寺　陰に響いて物淋し

宝暦五年五月二十五日ね　奉行又　平田は自刃する

ニ、揖斐川や木曽や長良のあの大川の　水を治めしあの功績は

後の世迄も歌はるゝよ　ほまれは又　高き薩摩義士

ふなみ〳〵と続く稲田の大水も　あちらこちらに排水機

汽笛ならしてかへまする　吾等は又　平和に暮せます

三、大巻音頭

イ、おらが大巻大巻櫻の花が咲くチョイ〳〵治水敢負の館跡ドッコイセー〳〵

トコドッコイ〳〵〳〵セ

ニ、おらが大巻大巻蓮田の花が咲くチョイ〳〵螢追いつゝ夕涼み

ドッコイセー〳〵トコドッコイ〳〵〳〵セ
ふおらが大巻大巻黄金の波が立つチョイ〳〵太敷引出し秋祭リドッコイセー〳〵
トコドッコイ〳〵〳〵セ
タおらが大巻大巻伊吹の吹嵐しチョイ〳〵俵かぞへて春を待つ
ドッコイセー〳〵トコドッコイ〳〵〳〵セ

第二節　方言

方言	正語	方言	正語	方言	正語
あへる	家鴨	いび	指	がいろ	蛙
あよぶ	歩行	いんぴっ	鉛筆	かなご	氷柱
あんにや	兄	いがご	嬰児	かざ	香
あかん	いけない	おらんた	私等	かはりばんこ	着物
いげ	湯気	おりんた	鼈(金龍)	きりもん	煙管
いなみ	南	おごろ	頁ふ	けしよる	昨日
いしな	石	おぶ	面白い	きんのう	君等
いごく	動く	おもしよい	返す	おまんた	寵
いのく	入物	かやす	蟹	くど	
いれもん		がに			

けなるい	うらやましい	たかたかゆび	中指	ながたん
ごろ	唖	たんぽこ	蒲公英	なきぶそ
ごんぼ	午夢	だかまへる	抱く	にがく
ごつそう	御馳走	ちよぼつと	些少	ぬくとい
こんこ	粉	おようかく	趺坐	ねじ
さと	砂糖	つよ	杖	ねいじん
さんまい	墓所	づくぼ	土筆	ねぶか
じよりし	草履	てんまり	手毬	はだしか
しよんべ	人	てうけ	手桶	はしつぽ
しよんべくど	小便	てうづ	大便	びや
せんち	小便所	てうづば	大便所	ひよこたん
せび	雪隠	でんでんむし	蝸牛	ふしやく
せな	蟬	どべ	最下等	ぶんぶ
ぞべ	糀	とろくさい	遅鈍	へる
たぼこ	うどん	どや	櫺樓	へんび
	煙草	どつち	鬱	べにさしゆび

庖丁	無名指
小兒のよく泣く者	
磨く	
温暖	
虹	
人參	
葱	
徒跣	
端	
枇杷	
瓢箪	
柄杓	
湯	
蛭	
蛇	

べっぴん	美女	まい	繭	めめず	蚯蚓
ぽんぽん	豚	まつかしけ	眞赤	やかましい	多社
ほうたろ	螢	まつくろけ	眞黒	せはしい	夕立
ほところ	懐	まつばりご	私生子	よだち	地震
ぼち	團子	みしろ	莚	りしん	電報
ぼう	男子	むつご	蛹	れんぽう	尾
まんじ	饅頭			をんぼ	

第三節　天災地変

第一項　水害

一、元禄四年（二三五一年）四月津屋川筋出水池辺村釜段新田破堤す（美濃気候編）
一、宝永二年（二三六五年）駒野新田切入（横屋寺倉孫九郎氏文書）
一、正徳五年（二三七五年）津屋川通駒野新田堤切入（美濃気候編）
一、安政二年（二五一五年）八月三十一日夜澤田村東にて百四十間切れ大畔にて四十間茶園原にて廿六間切れ尚押越村北にて廿八間決堤大場新田釜段新田駒野新田切入
一、安政四年（二五一七年）九月十九日大跡新田釜段小坪新田志津新田徳田新田外新

田切入

一、明治十四年(二五四一)五月六日多数村入水五月七日午前三時小倉下堤二ヶ所切入
入水　九月八日牧田川出水金屋村島田村にて決堤安久村正覚寺流失其の他流
家十数戸ありて死者を出す九月十二日夜半より大風雨襲来し倒家あり　牧田
川通津屋川通相川通の堤塘破壊し徳田新田大跡新田切入島田にて六ヶ所切入一
戸流失耕地二十町歩砂入此の時の水害は他郡を合して七郡五十七ヶ村にわたる

一、明治十七年(二五四四)七月十六日　十二日より連雨牧田川金草川津屋川羽根
谷等出水大牧新田破堤

一、明治十八年(二五四五)五月二日牧田川津屋川出水橋仄東南及大塚にて破堤耕地
流失流家あり大牧新田大跡新田へも切入

一、明治二十九年(二五五六)押越及駒野新田入水

第二項　地震

明治二十四年(二五五一)十月二十八日強震　午前六時四十分轟然として大地
鳴動し水平上下の二動は西南より東北に進み凡そ十分間を経て急に烈震に変り
その方向東西南北上下左右一定せず、瞬間にして寺院堂宇家屋土蔵忽ち転覆し
或は傾斜し戸障子器物等破壊して塵煙天に漲り四方蔽塞して咫尺を弁じがたく

人々狼狽して歩行すること能はず　各自轉々僵臥すること凡そ二十分許此の間に顚覆せる家屋に壓死せられたる人畜の死傷頗る多く親を喪ひたる孤児子弟を失ひたる父兄あり或は手を折られ足を断たるゝものありて其の惨状実に名状すべからず

第一目　家屋災害表

村名	全焼	半焼	全潰	半潰	合計	軽傷者		重傷者		死亡者		合計	
						男	女	男	女	男	女	男	女
大巻村	一	一	一四四	一三九	二八三	五三	三四	一	一	八	八		
根古地村	一	一	五六	三五	九一	八七	一二	二	九	一一			
根古地新田	一	一	三一	八七	一一八	三一	一三	三	三	四			
大場村	一	一	四六	二一	六七	二二	一四	一	三	七			
釜段村	一	一	三七	二四	六一	一二	一一	一	一	三			
駒野新田	一	一	一七	二二	三九	一一	一一	一	一	一			
計	一	一	三三一	三二八	六五九	二八一六	五一五	一四	二四	三五			

第二目　救助を受けたる人員及救助金

村名	救助を受けたる人員		備荒儲蓄金救助	
	男	女	計	食料	小屋掛料
大巻村	九一九	四四二	一、三六一	七八四円〇〇〇	一、三三一円〇〇〇

根古地新田	三四三	三〇四	六四七	三八二、二〇〇	四九〇、〇〇〇
根古地村	二三〇	二三八	四六六	二五九、八〇〇	五四一、〇〇〇
大場村	一六〇	一八八	三四八	一八三、〇〇〇	四一一、〇〇〇
釜段村	一六八	一七七	三四五	二〇一、六〇〇	三七九、〇〇〇
駒野新田	一〇九	一一三	二二二	一二三、六〇〇	二〇一、〇〇〇
計	九二九	一、四六〇	三、三八九	一、九三四、〇〇〇	三、三五三、〇〇〇

第三目　救助種別

村名	備蓄金救助		恩賜金義捐金			
	農具料	計	恩賜	義捐	義捐物價格	計
大巻村	一六二、二三〇円	二、二七八、〇三〇円	四三、六二二円	四九四五七四円	一三五三六円	五五一七三三円
根古地新田	四七、九九〇	九二〇、一九〇	一八、七一〇	一六八、八九九	五三、九	二一〇、九三八
根古地村	八〇、五八〇	八八一、三八〇	一八、一七〇	二二四、一〇	四七五〇	二四七、〇三〇
大場村	六八、九七〇	六六二、九七〇	一〇、六二三	一四七、一七七	三五九二	一六一、三九二
釜段村	六三、八五〇	六四四、四五〇	九、六七二	一二〇、九一	三一八三	一三二、九四六
駒野新田	二九、三六〇	三五三、九六〇	八一、二九四	一六四五	一九〇四	九一、八四三

第四節　記念碑

第一項　揖斐川改修工事成功記念碑

揖斐川畔の揖斐川改修工事成功記念碑は明治三十五年一月廿二日多芸輪中有志者により建設せらる　全碑の表には揖斐川改修工事成功記念碑　正四位勲三等巖谷修題　湯萬年刻と記さる

木曽長良揖斐三川改修工事は明治二十一年頃より起工し明治三十二年に至りて完成し翌三十三年四月二十二日海津郡吉里村大字成戸に於て落成式を挙行す参列者内閣總理大臣山縣侯爵内務大臣西郷侯爵島津公代理河村伯爵野村宮城縣知事川島滋賀縣知事田中岐阜縣知事小倉三重縣知事古市逓信次官田辺土木局長を始め來賓五百余名

第二項　池邊村北部耕地整理成功記念碑

牧田川畔瑞穂枡池地内の池辺村北部耕地整理成功記念碑は大正十四年四月十九日北部耕地整理完成記念として建設せらる　全碑記載文字左の如し

（表面）　養老郡池邊村北部耕地整理成功記念碑

岐阜縣知事正五位勲五等白根竹介書

（裏面）　根古地瑞穂大場工區在濃州池邊村頻年被旱魃霖潦之害農民不得安其堵有志者常患焉明治四十四年後藤佳實伊藤昇児玉完治児玉忠吾松永範二松永長之助等與同志謀説関係者諸官組織池邊村北部耕地整理組合大正二年二

月起工新設樋管於根古地區江橋以便灌溉設排水機於瑞穗區枡池以除瀦水整理地區疏鑿溝渠阡陌縱橫田疇井然新增耕地面積拾餘町投資拾數萬圓今也得全竣其功焉於是不毛地化爲良田可以免旱澇之害可以增收穫之利可謂能興國利進民福者也頃者村民胥謀欲建碑傳不朽來請文余乃錄其梗概如此

大正十四年四月

伊藤信撰　根來市藏刻

池邊村鄉土誌　下卷　終

昭和九年十月三十日　印刷
昭和九年十一月　三日　発行

（非賣品）

編輯兼
発行者　養老郡池邊尋常高等小学校

養老郡池邊尋常高等小学校内
右代表者　山幡庄平

養老郡池邊尋常高等小学校内
印刷者　山幡庄平

養老郡池邊村大字瑞穂
印刷所　池邊尋常高等小学校

あとがき

この写本は、原本の体裁を努めて保全す心く、冒頭の「転写の凡例」に示した事項以外は、文字の配列・書体・送り仮名・句読点・括弧書等、総て原本のとおり忠実に転写しました

又、恩師の著書を注釈することは僭越なことと躊躇しましたが、私情に捉われることなく敢えて上下各巻の冒頭に「注釈」を付して原文の一部を補正或いは補足しました、是れはあくまでもより正しく、より広く郷土の歴史を理解せんとする意図に他ありません、汎く有識者諸賢の御批判を俟つ次第であります

尚、本誌の印刷（複写）並びに製本は、池辺小学校長椿井隆成（つばいりゅうじょう）先生の御助言御協力に依るものであります、茲に末筆乍ら深甚の謝意を表します

平成九年（一九九七）十一月

星田俊一